

2023 年度

タイにおける知的財産の状況

2024 年 2 月

S&I International Bangkok Office Co.,Ltd

目次

1章	はじめに.....	4
2章	タイで知財リスクを最小限にするために.....	5
3章	特許に関する動き.....	10
1.	特許及び小特許に関する最近の法令及び実務上の変化など.....	10
2.	特許法改正の最新状況.....	11
4章	意匠に関する動き.....	29
1.	意匠に関する最近の法令及び実務上の変化など.....	29
2.	改正特許法の最新状況.....	30
5章	商標に関する動き.....	34
1.	商標に関する最近の法令及び実務上の変化など.....	34
6章	著作権及びその他の知的財産権法の改正に関する情報.....	46
1.	音楽著作権使用料の徴収管理に関し良好な慣行である著作権徴収団体のリストに関する知的財産局告示.....	46
2.	WIPO 実演・レコード条約（WPPT）に関する予備的公聴会.....	46
3.	地理的表示法改正案について.....	47
7章	知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計.....	59
1.	直近5年間の出願および登録件数.....	59
2.	審判及び裁判件数.....	79
8章	知的財産に関する支援手段や政策.....	82
1.	知的財産に関する支援手段や政策について：税制優遇措置.....	82
2.	知的財産に関する支援手段や政策：知的財産に関する出願手数料の減免制度や補助金制度.....	87
9章	知的財産権侵害の鎮圧・抑制活動.....	96

1. はじめに.....	96
2. ASEAN 加盟国等に対しての知的財産権の侵害を防止についての働きかけ.....	97
3. 物理的な市場に対する鎮圧.....	97
4. オンライン市場に対する鎮圧.....	99
5. 侵害品の破壊.....	101
6. 啓発活動.....	101
10 章 秘密特許制度について.....	103
1. 概要.....	103
2. インドネシア.....	104
3. タイ.....	108
4. ベトナム.....	110
11 章 最近の注目判決.....	116
1. 特許.....	116
2. 小特許.....	118
3. 意匠.....	125
4. 商標.....	134
5. 営業秘密.....	144

1章 はじめに

アセアン知財全体の大きな流れは近年変わることなく、①実用新案（各国の制度で制度名称が異なる、タイ（小特許）、インドネシア（簡易特許）、フィリピン（実用新案））の出願件数の各国での増大傾向（特に、フィリピン、タイ、インドネシア）、②GI（地理的表示保護制度、Geographical Indication）の各国での国内経済振興策としての大きな期待、③カンボジアを含むアセアン各国への中国からの商標及び意匠出願急増傾向、そして中国からの特許出願の増加傾向が挙げられます。この3つの動きは、アセアン知財環境、ビジネス環境を理解する上で、将来の知財の展開を予測する上で重要な視点となると思われます。さらに、ミャンマー商標出願受付が昨年4月に開始され、また今年2月より意匠出願が開始となり、ミャンマーにても知財制度の大きな進展がみられるようになりました。

さて、昨年2023年のアセアン知財の動きとして、①ネットでの商法（Ecommerce）での不正商品取り扱いでのサイトブロッキング及び関係政府機関及び関係者間の協力を呼び掛けるMOU（タイ、ベトナム）締結の動き、②ベトナム知財法改正（2022年）に伴う政令（4月著作権法関連、8月工業所有権法関連、11月植物品種関連）公布され整いつつある運用環境、③特許微生物の寄託に関するブタペスト条約にもベトナム（2021年6月発効）マレーシア（2022年6月発効）に続きインドネシア（2022年10月発効）の加盟などが挙げられます。本報告書では、このように進展する国際的ビジネス環境の中で、タイの知財状況を報告させて頂き、皆様方の企業戦略、知財戦略の検討材料となれば、幸甚です。

なお、参考材料として特許、小特許、意匠、商標、営業秘密の事件判例を幾つか収集し紹介しましたので、ご利用ください。

2024年2月

2章 タイで知財リスクを最小限にするために

タイでの操業、生産、販売を含めたビジネス活動の中で、どのようにして安全で安心して継続したビジネス活動を行うことができるかを検討するにあたり、知的財産権リスクを考慮する必要性は高い。以下では、タイで知財リスクを最小限とするための留意点を説明する。

(1) 出願し早期に権利化すること

そのビジネスに関連する知的財産権を取得することが重要である。どのように知的財産権を利活用するにせよ、権利を有していないと、侵害に対する警告も行えないばかりか、相手企業に対し問い合わせすら満足にできないことになる。特に、知的財産権のうち、政府登録が発効要件となる特許・小特許・意匠・商標は政府へ早期に出願し、権利化を目指すことをお勧めする。

(2) 先使用权を獲得すること

現地市場に進出する際、権利取得をしておらず知的財産権で保護されていない技術や意匠、商標を持ち込んだ場合、他の企業からの権利侵害への行使可能性に常に不安なままビジネスを展開しなければならない。このような不安を安心に変えるため、権利取得をしていない場合には、先使用权を主張できるように公証などを利用して証拠を収集しておくことをお勧めする。

(3) 知財情報を入手すること

制度情報や個別案件情報等の知財情報は各国政府及び政府関連機関から提供されている。日本語で入手できるものも多くあるので、是非利用されたい。例えば、日本貿易振興機構(JETRO)が提供する知的財産に関する情報のウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>には、日本語で入手できるタイの知財情報が掲載されている。このウェブサイトでかなりの部分の知財情報の確認が可能である。

また、JETRO バンコク事務所には知的財産の専門家が派遣されているので、実際にタイ国内で事業を行なっている場合には、直接訪問して知財情報を入手したり、疑問点を質問することができる。なお、JETRO の在外事務所は、当該国に在住する者以外からの情報照会に対する直接の対応は行っていないことに留意が必要である。

JETRO バンコク事務所ウェブサイト：https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/

また、各国の情報データベース、さらに民間が提供しているデータベースもあるが、これらには入手できる情報に限界があり、侵害や無効鑑定などを行うには、調査方法を現地代理人と共に検討する必要がある。また、タイでは、2022年にDIPの検索システムが更新されたが、検索式の入力方法に変更が生じたり、旧システムでの検索結果と比べて、検索結果に相違があるなどの事態が発生したので、出力結果も十分に検討が必要である。

(4) 冒認出願に対処すること

特に商標において、早期に自らの権利を獲得しない限り、第三者により先に同権利を獲得されて自社に対し侵害の警告状が送付されたり、販売の差止めを求められることが起こり得る。

このような事態を防止するためには、前述と同様に早期の権利取得が有効であり、特にハウスマークについて商標権取得の必要性が高い。もし、第三者により自らが使用するハウスマークを先に取得されてしまった場合には、上で述べた先使用权の獲得（この場合には進出時の商標使用証拠も重要な根拠となる）も検討すべきであるが、事件の内容によってはハウスマークの変更なども念頭においた活動が必要となってしまう。

また、職務発明・職務意匠にあたるものであっても、自社で出願をしていないが、従業員が許可なく自ら出願をしてしまうことも考えられる。このため、従業員に対する知財教育だけでなく、発明の管理も重要となる。

なお、冒認出願ではないが、現地企業との合併企業の場合、合併企業に権利を譲渡してしまうと、後日合併の相手企業との関係が悪くなった場合などに、権利の再譲渡に対して法外な要求を受けることもあり得る。このような可能性も合併契約時に十分検討しておくべきである。

(5) 権利別の注意点

権利別の注意点は以下の通りである。

①特許・小特許の場合

- (i) 実質上、実体審査はいわゆる修正実体審査の形で進んでいくので、対応外国特許が登録されていないと審査が進まない。権利化期間が従来の平均約 12 年から約 8 年へと短くなってきているとはいえ、まだまだ審査に時間を要している。このため、日本以外でも、欧州、米国、豪州、韓国などの対応外国特許を望ましいクレームの形で早期に取得しておくことは、タイでの早期権利化に重要である。
- (ii) タイは、日本政府との間でのみ PPH（特許審査ハイウェイ）を試行している。この PPH は、日本の特許に基づいてタイのクレームを補正することで、日本と同じ特許を早期に取得することができ、早期権利化に非常に有効な制度である。日本出願に基づいてタイへ出願する場合、PPH を意識して日本特許をどのようなクレームにするか十分に検討しておくことが、タイ現地の権利範囲を決定することになるので重要である。
- (iii) PPH 以外では ASPEC（ASEAN 特許審査協力プログラム）という ASEAN 独自の審査協力制度がある。これは、ASEAN のいずれかの国における特許に基づいてタイのクレームを補正することで、当該国で取得した特許と同じ特許を取得することができという制度である。これを利用することも権利の早期確保の点では有利である。ただし、他の ASEAN 加盟国で先に権利を取得する必要がある、現状ではその対象となる国としてはシンガポールのみが選択肢となる。ASPEC 申請のためには、タイ以外にシンガポールにも出願して、シンガポールで権利を取得してその後タイに ASPEC 適用を申請することが考えられるが、シンガポール

での権利がそもそも不要であれば、このルートが適切かどうかは検討が必要である。実際、ASPEC ルートはほとんど利用されていない。

- (iv) 優先権主張を伴う出願を行う場合、優先権主張の基礎出願と同内容で移行を行うこと。上述のようにいずれにせよタイのクレームは対応外国特許と同じクレームとしなければならない。さらに、審査官によっては明細書も対応外国特許と逐語訳で同一となるように補正することを求めるものもある。この場合、基礎出願にプラスアルファをした内容でタイで出願したとしても、基礎出願と明細書もクレームもすべて逐語訳で同一となるように補正しなければならない。プラスアルファした内容を削除するように求められることもあるので、注意が必要である。
- (iv) 商品のライフサイクルに対し権利化期間が長いことがネックであるという場合には、小特許により権利を早く取得するという考え方もある。保護期間が最大 10 年と短いことに注意が必要であるが、小特許の権利化期間は二年程度であり、特許の審査期間に比べて短く小特許の登録要件は、実質的に新規性のみである。また、権利効果の点では特に制限がなく特許と同様であるので、小特許を利用する利点は多い。タイ国内では多くの発明が小特許出願として出願されている。
- (v) タイでの特許調査に難点があることを考慮すべきである。例えば、日本語の社名をタイ語にした場合など、タイ語表記に揺らぎが発生していることがあり、このような場合には単純にライバル企業の社名をタイ語にして検索しても、検索漏れが発生する場合が多分にある。また、検索可能な項目も限定されていたり、データベースに入力されている IPC に誤りがある可能性も高い場合もある。通常日本で行うような特許調査をデータベース上で行うことは難しい場合もあるので、現地代理人にどのような目的で調査をしたいのか等を詳細に打ち合わせして目的を達成するためにはどのような検索を行うことが望ましいのか、よくお互いに理解することが好ましい。
なお、グローバルなデータベースにタイに関するデータ欠陥が見られることから、現地データベースを使用することを勧めたい。
- (vi) ライセンス契約を行なう場合には、そのライセンスの登録を知的財産局(DIP)に行う義務がある。このライセンス契約の登録を行わない場合、第三者対抗要件を満たさないので注意が必要である。

②意匠の場合

- (i) 参考図（使用状態の説明図等）及び断面図は不要であり、六面図のみが出願時に要求される。むしろ参考図や断面図は拒絶理由の対象となる。したがって、日本の意匠出願の図面をそのまま全てタイの意匠出願に適用できるわけではないため、事前にどの図面を用い、どの図面を用いないかの現地代理人への確認が必要である。なお、この出願時の図面については、後述する特許法改正案において変更される可能性があると予想している。

- (ii) 部分意匠制度は現行法では制度として存在していないが、導入の方向で法改正案の中に盛り込まれている。(詳しくは、制度説明の記述を参照されたい)。
- (iii) また、現時点では、部分意匠制度の導入を待たず、破線で示された部分を実線に変えて、全体意匠として権利取得することが通常行われている。
- (iv) ライセンス契約を行なう場合には、そのライセンスの登録をタイ政府知的財産局(DIP)に行う義務がある。このライセンス契約の登録を行わない場合、第三者対抗要件を満たさないので注意が必要である。

③商標の場合

- (i) タイの実務として、自他商品識別力についての解釈が日本等とは異なるため、日本で登録されているからと言って必ずしもタイでも自他商品識別力があると判断されるとは限らない点注意が必要である。また、非常に商品・役務の解釈範囲が狭く(厳格)なため、指定商品についての補正指令が多く出されるので、事前調査が重要である。
- (ii) 多区分出願が認められているとはいえ、1区分で拒絶理由が含まれていれば全部拒絶(一発拒絶の場合もある)されてしまうリスクがある。費用や管理面を考慮して多区分出願とするのか、それとも、拒絶となった場合のリスクを考慮して区分ごとに分けた単区分出願とするのが事前に検討が必要である。
- (iii) 商標中の一般的表記については一部権利放棄(ディスクレーム制度)を求められた上で登録となることはよくあることである。一部権利放棄を求められたからといって、商標全体が無効になるわけではない。
- (iv) 一般名詞のような標章からなる商標の場合、上述のように登録可能性を上げるためには、権利範囲は狭まるものの、図案との組み合わせが権利化する上で有効である。
- (v) 冒認出願に対向するための制度が規定されていないので、自己の権利を守るためには、出願を早く行うことが重要である。
- (vi) 商標のライセンス登録をタイ政府知的財産局に行うことにより、第三者対抗要件を満たすことで安心してタイにおいてビジネスを展開できるため、強くお勧めする。

④著作権の場合

著作権登録制度が設けられているので、例えば書籍やカタログについて、この制度を利用して登録をタイ政府知的財産局に行い、日付を確定しておくことも自社の権利を守るためには有効である。

(6) その他の注意点

上記の一般的な知的財産法以外にも、その周辺に検討が必要な法規があることに注意していただきたい。例えば、営業秘密保護法、消費者保護法、伝統的医薬サービス保護法、化粧品法、ビジネス事業競争法、種苗法などがあり、エンフォースメントで利用する関税法、民商法、刑法、

関税法なども知財に関わる条項などが存在する。事業戦略を立てる前に、是非とも制度調査をお勧めしたい。

タイでのビジネス一般については、前述の JETRO バンコク事務所などの公的機関のサービスを利用するか、あるいは近くの相談所（東京都中小企業振興センタータイ事務所）に相談し、解決方法を探るのも一案である。

東京都中小企業振興センタータイ事務所

<https://www.tho.tokyo-trade-center.or.jp/jp/access/>

3章 特許に関する動き

1. 特許及び小特許に関する最近の法令及び実務上の変化など

2023年1月1日から2023年12月31の間には、特許及び小特許に関する法令改正はなかった。しかし、実務に関連する下記の三つの局告示が公布された。

(1) 出願または知的財産局への連絡のための電子チャネルに関する知的財産局局告示

2023年1月6日、知的財産局は、「出願または知的財産局との連絡のための電子チャネルに関する知的財産局局告示」(※和訳添付有)を公布した。この局告示は、モバイルアプリケーション "DIP e-Service" により、出願人が出願または知的財産局への連絡するための新たなチャネルを提供することを目的としている。その後、DIP はウェブサイト

(<https://eservice.ipthailand.go.th/home>) を通じた電子サービスも開始した。DIP e-Service は、特許電子出願、特許 AI 検索、e-Patent 代理人など、複数の項目から構成されている。

(2) 特許代理人登録に関する知的財産局局告示

2023年4月19日、知的財産局は、2022年12月に公聴会を開催した「特許代理人登録に関する知的財産局局告示」(※和訳添付有)を公布した。

この局告示は、特許代理人および特許専門家の登録申請およびトレーニングを可能とする e-Patent Agent と連動するものである。また、オンラインでのトレーニングを申請することにより、登録された特許代理人が資格を更新することを可能とする。

(3) ターゲット特許の早期審査に関する知的財産局局告示

知的財産局は、2022年5月3日に開始した医学・公衆衛生分野の目標特許早期審査プロジェクトに引き続き、2023年12月8日、未来食品分野の特許・小特許出願を早期審査する「ターゲット特許の早期審査に関する知的財産局局告示」(※和訳添付有)を公布した。この局告示は、2024年1月1日以降に発効する。

本プロジェクトの目的は、従来の局告示と同様、未来食品分野のイノベーションに対する特許・小特許審査の迅速化である。

本事業の趣旨によれば、「未来食品」は、以下の4種類の食品イノベーションに関連する製品またはプロセスから構成される：

①新規食品：一般的な食品の製造技術を用いない、新たなプロセスを用いて製造された食品を意味する。植物性タンパク質、プラントベースミート、プラントベースミルクなどの食品の生産、貯蔵、保存工程に関わる新しい製造工程、新しい原材料や食品形態、新しい技術を使用したりするものを含む。

②健康補助食品：体内に摂取されることで、満腹感や嗜好性に加えて、身体に対して他の機能を果たすことができる食品を意味する。身体の免疫系やシステム、身体コンディションを改善したりするだけでなく、様々な臓器の劣化を遅らせるような利点のために必要な栄養価を提供するものも含まれる。

③オーガニック食品：化学肥料、農薬、放射線照射などの農業有害物質を使用していない農産物から得られた食品を意味する。遺伝子組み換え作物を使用せず、生産過程で汚染を引き起こさないものが対象である。また、化学食品添加物、ホルモン剤、抗生物質を禁止している有機農業も含まれる。

④医療用食品：患者の疾病に適した栄養摂取を助けるため、医師の管理下で医薬品の代用や栄養補助食品として使用される食品を指す。主食の代わりとして、または経管的に摂取される。これは、患者、高齢者、乳幼児、または嚥下障害のある患者用の食品、糖尿病患者用の食品などの身体の特定の機能に障害がある人のために特別に作られる。

医学や公衆衛生の分野の発明も、本プロジェクトの申請対象となる。

2. 特許法改正の最新状況

現行の仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法は、現在まで 1991 年、1999 年の 2 度にわたり改正されたが、近年は改正が行われていなかった。そのため、権利取得に時間がかかる、国際基準に沿ったものではない等の課題がある。これを受けて、タイ政府は、特許・小特許（実用新案）の審査促進や、RCEP の 2022 年 1 月発効、ハーグ協定への加盟、公衆衛生面の TRIPS 協定を改正する議定書の承認に対応すべく、2015 年から特許法改正に取り組んでいる。

この特許法改正は、まずは特許法のうちの特許部分と意匠部分の改正を切り離して、特許部分のみの改正を先行させるとして、2018 年 1 月 31 日から 2 月 28 日までウェブサイト上に改正法案を公開しパブリックコメントを実施していたが、審議の途中で方針が切り替わり、特許部分と意匠部分を同時に改正を行うように一本化され、再度パブリックコメントが行われた。さらに、強

制実施権関連条項について、2022年1月18日に発行された局告示第23/2565号により更なる修正案が示されて、2022年1月19日から2月2日の間、パブリックコメントの募集が行われた。その後、改正法案は2022年3月31日に内閣官房に提出され、2022年9月27日に閣議決定されて下院に送付された。

しかしながら、その後、2023年5月にタイ下院総選挙が行われ、9月5日にタクシン派タイ貢献党（プアタイ党）を中核とする連立内閣が成立した。これにより、現在では、特許法改正法案はタイ政府法制委員会（the Office of the council of state）による審議に付されている。

改正特許法中の特許部分及び小特許部分の注目すべき主な改正点は以下の表において示す通りである。前回の意見聴取時と同じ条文番号であっても、内容が異なっている場合や、同内容の事項について、条文番号が異なっている点に注意が必要である。

	改正法案の概要	解説
初回出願日の権利留保請求 (第6/1条)	出願人は、以下の規定を満たしていれば優先権主張を行うことができる。 (1) 第一国出願から12ヶ月以内にタイに出願している (2) PCT出願の場合、最初の出願日が記載されているか、第55/7条の規定に基づき、優先権主張の権利の回復が認められている。	第6/1条(2)は、特許協力条約に従い、省令の形式での記載を増補改訂したものである。これにより、第19条の2が同時に廃止される。
特許を受けることができない発明 (第9条)	「人間または動物の外科手術」および「公序良俗、国民の道義・健康・福祉に反して利益を追求する発明、又は環境に重大な損害を与える発明」を対象に追加する。	現行法では、人間又は動物の病気を診断又は治療する方法は9条の対象として規定されていたが、外科手術については規定がない。
遺伝資源または伝統的知識およびその派生物 (第17条/1)	新たな改正案では、遺伝資源および/または伝統的知識を含む出願を行う出願人は、出所を明記し且つアクセス前の	出所の特定および書類の提出については省令で規定される。

	許可申請および利益配分の合意に関する書類を出願願書とともに提出しなければならない。	
出願人による分割出願申請 (第 20 条)	出願人による自発的な分割出願申請を認める。	現行法では担当官から分割命令が発行された場合のみ分割ができる。
出願公開の時期 (第 28/1 条)	タイにおける特許出願日もしくは最先の出願日から 18 ヶ月が経過したときに遅滞なく出願を公開する。	現行法では公開時期について規定されていない。
実体審査請求 (第 29 条)	出願日から 3 年以内に請求することができる。	現行法では公開日から 5 年以内に請求することができる。 改正法案によって、出願と同時の審査請求が可能となる。
第三者による資料提出 (第 31 条)	第 28 条に出願による出願公開から第 32/1 条による出願公告の間に、第三者による先行技術の資料提出が可能となる。	現行法では、第三者による資料提出制度は規定されていない。
実体審査後の出願公開及び異議申立 (第 32/2 条)	実体審査後の公開（出願公告）を追加し、公開日から 90 日以内の異議申立期間を設ける。異議申立が無ければ登録手続へ進む。	各公開費用は出願手数料に含まれる。
先使用权の拡大 (第 36 条)	出願日前にタイ国内で善意により事業操業に至る準備を行っている場合にまで、先使用权の範囲が拡大される。	現行法では操業開始後でないと先使用权が認められていない。
登録後の軽微な誤訳や誤記の補正 (第 37/1 条)	特許権者は登録された特許の軽微な誤記を訂正することができる。修正/追加される部分は発明の重要部分または請求の範囲を変更する内容である。	現行法では登録後の誤記等の訂正は認められない。

	<p>ってはならない。ただし、全ての共同出願人の同意が必要となる。</p>	
<p>ライセンス契約の取扱い (第 41 条、第 41/1 条)</p>	<p>ライセンス契約は書面により担当官に通知しなければならない。 通知には、少なくとも以下の項目を含むものとする。</p> <p>(1) 特許権者の名前及び住所 (2) 権利実施者の名前及び住所 (3) 特許番号 (4) 権利実施許諾期間 (5) 省令で定める他の項目</p> <p>通知していないライセンス契約書は、特許譲受人やライセンサーへの対抗手段にならない。</p>	<p>現行法ではライセンス契約の「登録」が定められている (第 41 条)。 登録に際し、ライセンス契約書一式を当局に提出しなければならず、全ての内容を開示する必要がある。</p> <p>改正法案の通り登録制度から通知制度に変更することにより、左記の通知項目(1)~(5)が含まれていれば、契約書の内容全てを開示する必要はない。</p>
<p>強制実施権に関する規定の明確化 (第 48 条削除、第 49 条、第 50 条、第 51 条改正、第 50/1 条、第 50/2 条の追加)</p>	<p>強制実施権に関する規定を明確化するとともに、特許権実施に関する局長の決定に対し、特許権者が 60 日以内に提訴できるとする、第 49 条第 4 項および第 50 条第 2 項の規定を削除した。</p>	<p>2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の間、この点についてのパブリックコメントが行われた。</p>
<p>医薬品への強制実施権 (第 51 条改正、第 51/2 条の追加)</p>	<p>医薬品の生産能力が無い、または医薬品が不足する後発開発途上国や世界貿易機関の加盟国へ医薬品を輸出するため、商務省はいずれの特許を実施することも許可する。 さらに、タイ国内での当該医薬品の製造能力が低い場合にも、二重補償を避けるために</p>	<p>TRIPS 協定第 31 条 bis に従い前半部分が追加された。 後半部分は、Covid-19 に対応したものと目される。 2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の間、強制実施権部分の改正についてのパブリックコメントが行われた。</p>

	輸入医薬品に対する強制実施権が適用される。	
権利種別の変更 (第 65 条の 4)	<p>特許から小特許への変更、また小特許から特許への変更申請受付期間を規定する。</p> <p>(1) 「小特許」を「特許」に変更 タイ国内での小特許出願日から 3 年以内、または発明登録と小特許証交付が行われるまでのうち、先に終了する期間内</p> <p>(2) 「特許」を「小特許」に変更 タイ国内の特許出願日から 3 年以内</p>	<p>現行法でも変更申請は可能だが、改正法案で申請受付期間を明確に規定した。</p>
小特許の利害関係人による審査請求期間 (6 5 条の 6)	<p>小特許の利害関係人による審査請求期間が、「小特許出願日から 6 年以内」となる点</p>	<p>現行法では「小特許発明登録公告及び小特許権付与日から 1 年の間審査請求できる。」とされており、出願日からの審査請求が可能となり、また、その期間も延長されることとなる。</p>

(ガルーダマーク)

出願又は知的財産局との連絡のための電子的チャネルに関する

知的財産局局告示

電子国家行政法 B.E. 2565 (2022)第 10 条第 1 項では、国民が政府機関または関連政府役人に、政府機関が指定する電子的チャネルを通じて送信または連絡するすべての許可申請または連絡は、許可申請または連絡がシステムに入力された日時に政府機関または政府役人が受信したものとみなされると規定されている。したがって、国民の手続き円滑化・負担軽減のために、また、政府による職務遂行の効率化のために、一般国民が電子的手段で出願したり、知的財産局に連絡したりする際に利用できる電子的チャネルを設けることが適切である。

電子国家行政法 B.E. 2565 (2022)第 10 条第 1 項により、知的財産局局长は以下の局告示を発行する：

第 1 項 一般公衆が知的財産局に電子的手段で出願する場合、以下の電子的チャネルを使用する：

- (1) ウェブサイト (<https://www.ipthailand.go.th>) を通じた電子サービスシステム；
- (2) DIP e-Service application。

第 2 項 一般公衆が電子的手段で知的財産局に連絡する場合、以下の電子的サービスチャネルを使用する：

- (1) 電子メール (e-mail) saraban@ipthailand.go.th；
- (2) ウェブサイト <https://www.ipthailand.go.th>

上記の手段で連絡した者が、知的財産局に問い合わせたい場合、または問い合わせがあったことの確認をしたい場合、開庁日および時間帯に、電話番号 0 2547 4692 またはホットライン 1368 に問い合わせる。

第 3 項 出願人は、コンピュータ画面または電子的チャネルから画像をキャプチャすることを、出願されたこと、または第 1 項および第 2 項に定めるチャネルを通じて知的財産局から連絡を受けたことの子備的証拠として使用することができる。

2023 年 1 月 10 日より有効

21/2566

2023 年 1 月 6 日公布

-signature-

(Mr. Vuttikrai Leewiraphan)

Director-General Department of Intellectual Property

(ガルーダマーク)

特許代理人登録に関する知的財産局告示

特許法 B.E.2522 に基づき公布された省令第 21 号 (B.E.2542) において、第 13 項、第 14 項、第 23 項及び第 24 項は、B.E.2542 (1999 年 9 月 27 日) 付の補正書、異議申立書、反論書、審判書、添付書類及び部数に関する知的財産局告示とともに、特許出願人及び小特許出願人の代理人として知的財産局長に登録される代理人の基準を定めており、第 9 項では、異議申立人、出願人 (反論書または審判) のうちタイ王国に住所を有しない者は、知的財産局長に登録された代理人を代理人として選任することが規定されている。

そのため、タイの特許代理人の水準を国際的な水準に引き上げ、特許代理人の登録を電子的に行うこと、また、特許代理人を探したい者は、正確で迅速かつ効率的に特許または小特許を取得することができる、分野別の知識と専門知識を有する特許代理人を検索できるデータベースを提供することを可能とする。国家行政組織法 B.E.2534 (1991 年) 第 32 条 (国家行政組織法 (第 5 号) B.E.2545 (2002 年) により改正) と電子取引法 B.E.2544 (2001 年) 第 35 項 (電子取引法 (第 2 号) B.E.2551 (2008) により改正) および商務省知的財産局に関する省令 B.E.2563(2020)第 2 項により、知的財産局局長は以下の告知を発行する：

第 1 項 取り消すことについて：

(1) B.E.2556 (2013 年) 9 月 30 日付特許代理人登録に関する知的財産局告示；

(2) B.E.2561 (2018 年) 3 月 29 日付 B.E.2561 (2018 年) 特許代理人養成コースに関する知的財産局告示；

(3) B.E. 2561 (2018 年) 2 月 16 日付特許法 B.E. 2522 (1979 年) に基づく出願、請求、異議申立、陳述書及び審判の様式に関する知的財産局の告示に基づく第 7 項の特許出願代理人申請フォーム

第 2 項 本告示において、

"委員会"とは、"特許代理人委員会"を意味する。

"e-Patent Agent System"とは、特許代理人のための電子登録システム (e-Patent Agent) を意味する。

第3項 本告示に基づく、出願、通知、手数料納付、変更記録、特許代理人身分証明書発行請求、その他の行為を行う場合、出願人は、知的財産局のデジタル認証検証システム（DIP ID）または検証システムから取得した電子証明書、および知的財産局が指定するその他のデジタル身分証明書を使用し、e-Patent Agent システムを通じて電子的に手続きを行うものとする。

第1章

特許代理人の登録

第4項 特許代理人出願人は、以下の条件を満たし、かつ、禁止された条件は満たさないこと：

- (1) 20歳以上であること；
- (2) 知的財産局が主催する特許代理人養成コースを修了していること；
- (3) 科学、技術、工学、工業、医学、公衆衛生またはその他の分野の学士号、卒業証書または卒業証書に相当する学位を取得し、特許または小特許に関する実務経験を1年以上有すること；
- (4) 王国に住所または居所を有すること；
- (5) 公務員または知的財産局の職員でないこと；
- (6) 特許代理人としてのイメージや信用に影響すると委員会が判断した場合、確定判決で禁固刑に処せられたことがないこと；
- (7) 禁治産者、準禁治産者、特許代理人の職務を遂行できないほどの心神喪失者、精神錯乱者でないこと。

第5項 登録申請を希望する者は、e-Patent Agent システムを通じて、少なくとも以下の書類または証拠とともに情報を提出しなければならない；

- (1) ID カード番号；
- (2) 特許代理人に関する業務情報、学歴、研修歴；
- (3) 特許代理人の具体的な技能に関する情報、例えば、専門知識を有する科学分野または外国語；
- (4) 特許代理人トレーニングコースを修了したことを証明する書類；

(5) 控えめな服装、真顔、半身、正常な姿勢、黒眼鏡なし、帽子なし、撮影1年以内、ファイルサイズ300ドット/インチ(DPI)の写真、タイプは.JPGまたは.PNGのみ；

(6) 出願人が資格を有し、第4項に基づき特許代理人として登録するための禁止条件を有していないことの証明書；

(7) (2)および(3)の情報を、特許庁長官または特許庁長官から委託を受けた者が、そのニーズに合った専門知識を有する特許代理人を見つけるための講習向けの特許代理人データベースの処理および構築に使用することに同意すること。

第6項第5項に基づく証拠とともに申請を受領した場合、主務官庁は申請の正確性及び完全性を検査しなければならない。申請に誤りがある場合、又は情報、書類若しくは証拠が不足している場合、申請者は15日以内に追加修正を行うか、又は情報、追加の書類若しくは証拠を送付するよう通知される。申請者が申請を修正しない場合、又は指定期間内に正確かつ完成された情報、書類又は証拠を提出しない場合、出願人は続行を希望していないとみなされ、職員はデータベースから申請を処分する。

担当官は、正確かつ完全な陳述書、文書又は証拠を有する申請を、局長に提出しなければならない。申請者が条件を満たし、第4項の禁止事項に該当しないと局長が判断した場合、局長は登録命令を発行する。

出願人が条件を満たさず、または第4項により禁止される特性を有すると局長が判断した場合、局長は登録を拒否する命令を出さなければならない。担当官は、命令を受領した日から15日以内に、理由および申請者が有する不服申立する権利を記載した通知書を発行する。

第2章

特許代理人の記録

第7項 特許代理人の登録は、局長により登録された日から4年間有効とする。

特許代理人は、特許代理人登録の有効期限前60日以内に、e-Patent Agent システムを通じて申請を提出し、特許代理人登録更新のための研修を受講することにより、特許代理人登録を更新することができる。

一回の更新により、前回の特許代理人登録の有効期限からさらに4年間延長される。

更新の規定及び手続きは、委員会の定めるところによる。

第8項 担当官庁は、e-Patent Agent システムで特許代理人の記録を提供し、知的財産局のウェブサイトを通じて、ニーズに合った知識、経験、専門知識を有する特許代理人を検索できるように公開しなければならない。

担当官庁が公開し、アクセス可能な特許代理人の記録は、各特許代理人の同意が必要であり、各特許代理人はいつでも同意を変更または撤回する権利を有する。

第9項 特許代理人は、e-Patent Agent システムを通じて、特許代理人記録の情報の訂正または追加を請求することができる。

第1段落に基づき訂正しようとする情報が裏付け証拠を必要とする情報である場合、特許代理人は、e-Patent Agent システムを通じて当該証拠を提出し、情報の訂正を行わなければならない。

第三章

特許代理人の身分証明書

第10項 担当官庁は、局長が登録の受理を命じ、又は登録の更新を命じた場合、本告示の別紙の様式に従って特許代理人証を発行しなければならない。

当該身分証明書は、特許代理人の登録期間中有効である。

第11項 特許代理人証を紛失した場合、本質的に破損した場合、又は情報が変更された場合、特許代理人は e-Patent Agent システムを通じて再発行を請求することができる。

第4章

特許代理人委員会

第12項 「特許代理人委員会」と称する委員会を設置する。

- (1) 知的財産局副局長を委員長とする；
- (2) 局長、法律部部长、IP プロモーション部部长、意匠特許部部长を委員とする；
- (3) 法律専門家及び特許専門家を委員とする；

(4)特許代理人として8年以上の経験を有し、登録された特許代理人の中から局長が任命する2名以下の有資格委員。資格委員の委員会における任期は、局長が任命した日から4年間であり、1期のみ在任する。

理事会は任意の者を書記及び書記補に任命する。

第13項 理事会の会合においては、定足数を構成するために、委員の半数以上が出席しなければならない。議長が会議に出席しない場合、または議長が行うことができない場合は、会議に出席した委員内で議長を選出する。

会議の決定は、投票の過半数によって行われる。

委員1人が1票を有する。同数の場合、議長は決定票としてさらに1票を有する。

第14項理事会は次の任務及び権限を有する：

- (1) 特許代理人行動規範を作成し、局長に提出する；
- (2) 特許代理人登録更新の基準及び方法を定める；
- (3) 特許代理人トレーニングコースその他特許代理人の業務に有益な事項について、局長に助言し、意見を述べる；
- (4) 特許代理人に関する諸業務を遂行し、又は諸事項を検討するための小委員会を設置する；
- (5) 特許代理人が第4項の規定による条件を満たさず又は禁止される性質を有する場合、その原因が特許代理人登録の前後を問わず、局長に意見を提出し、局長は第19項の規定により特許代理人名簿からその特許代理人の氏名を削除することができる；
- (6) 特許代理人が特許代理人の倫理に違反し、被授権者に損害を与えたと思われる場合、第16項の処罰命令を検討するために、局長に意見を提出する；
- (7) 特許代理人に関するその他の事項で、局長が命じたものを検討する。

第五章

特許代理人の行動規範に違反した場合の罰則

第 15 項 特許代理人の行為が特許代理人の倫理に違反し、被授権者に損害を与えたとの申し立てがあった場合、又はその疑いがある場合、委員会は遅滞なく調査を行い、意見を付して局長に提出し、審議させなければならない。

委員会は、調査のために関係者を召喚し、陳述書を提出させ、または証拠書類を提出させることができる。

第 16 項 局長は、委員会から調査報告書を受領した場合、罰則を命ずることができる。行動規範違反に対し以下の 3 つがあげられる：

(1) 警告する；

(2) 1 年以上の期間、特許代理人の登録を停止し、停止期間中は特許代理人としての権限を失ったものとみなす；

(3) 特許代理人の登録を取り消し、その取消しの日から特許代理人としての権利を失い、代理人として登録申請できないものとみなす。特許代理人の登録を取り消した日から 5 年以内は、代理人としての申請を行うことはできない。

第 17 項 局長が特許代理人の登録を停止又は取り消した場合、担当官庁は遅滞なく局長の命令の特許代理人に通知しなければならない。特許代理人は、特許代理人として代理している被授権者に別の代理人を選任するよう通知する責任がある。

第 6 章

特許代理人の除籍

第 18 項 特許代理人業務を終了したい特許代理人は、代理期間中に被授権者に通知したことを証明する書類を添えて、e-Patent Agent システムを通じて通知し、すでに他の代理人を選任しなければならない。

第 19 項 特許代理人が次のいずれかに該当する場合、特許庁長官はその特許代理人の特許代理人記録から削除しなければならない：

(1) 死亡；

(2) 条件を欠く、または第 4 項により禁止された条件を有する；

(3) 第 7 項による特許代理人登録の更新がなく、登録期間が終了したとき；

(4) 第 16 項第 3 項により特許代理人登録を取り消されたとき；

(5) 第 18 項に基づき特許代理人が特許代理業務の終了を希望するとき。

第 20 項 第 19 項の規定により除籍された特許代理人は、第 5 項により手続きを行い、第 7 項の規定により特許代理人登録の更新のための研修を受講することにより、再び特許代理人登録を申請することができる。

第 7 章

経過措置

第 21 項 B.E. 2556 (2013) 年 9 月 30 日付特許代理人登録に関する知的財産局告示に基づき登録された特許代理人は、本告示に基づき特許代理人として登録されたものとみなされ、本告示の発効日からさらに 4 年間有効である。

第 22 項 B.E.2561 (2018) 年 3 月 29 日付 B.E.2561 (2018 年) 特許代理人トレーニングコースに関する知的財産局告示に基づく特許代理人トレーニングコースに合格した者、および B.E.2561 (2018) 年 9 月 30 日付特許代理人登録に関する知的財産局告示に基づく試験に合格した者は、本告示の発効日から 1 年以内に第 5 項に基づく特許代理人登録申請を提出することにより、本告示に基づく特許代理人登録申請の資格を有し、申請者とみなされる。

349/2566

2023 年 4 月 24 日より有効

2023 年 4 月 19 日公布

-signature-

(Mr. Vuttikrai Leewiraphan)

Director-General Department of Intellectual Property

(ガルーダマーク)

ターゲット特許の早期審査に関する知的財産局局告示

多くの国家が様々な面、特に公衆衛生と食糧安全の危機に直面している中、知的財産局は、イノベーションと知的財産を通じてその質を高めることができる人々の生活と健康の重要性を認識している。そのため、公衆衛生と食糧安全を解決し、商業競争の機会を創出するのに役立つ創造性と開発能力を高め、市場と強みを創出し、技術と革新によって製品価値を高め、経済を牽引するために、知的財産局は、国民に有益な製品とプロセスに関する研究と革新を加速し、遅滞なく発明特許または小特許を登録するために、ターゲット特許ファーストトラックプロジェクトを制定する。国家行政組織（第5号）B.E.2545（2002年）により改正された国家行政組織B.E.2534（1991年）第32条により、知的財産局局長は以下の局告示を発表する：

第1項 2023年5月3日付の「ターゲット特許の早期実施に関する知的財産局局告示」は廃止する。

第2項 本局告示において、

「請求」とは、ターゲット特許早期審査プロジェクトへの参加請求をいう。

「出願人」とは、発明特許又は小特許の出願人をいう。

第3項 ターゲット特許早期審査プロジェクトへの参加を希望する出願人は、本局告示に添付する様式により、毎月1日から10日までの間に電子知的財産登録システムを通じて請求書面を提出しなければならない。

第4項 知的財産局は、検討を行い、プロジェクトに参加する発明特許または小特許の出願を選定する。その請求には、以下の基準と条件が含まなければならない：

4.1 特許法B.E. 2522(1999)およびその改正法第29条に基づく実体審査請求に提出された発明特許出願、または、知的財産局に出願してから3ヶ月以上経過した小特許出願であること；

4.2 出願人が発明が可能性を有することを示す情報を提供し、商業利用の準備が整っており、本局告示に添付されたプロジェクトの以下の要件に合致する発明である；

(1) ターゲット特許ファーストトラック：医学・公衆衛生

(2) ターゲット特許ファーストトラック：未来食品

(3) タイで初めて出願する、またはタイの受理官庁を通じて出願する発明特許または小特許出願である；

(4) プロジェクト参加期間中、クレーム数が10件以下であること。

(5) 出願人が電子知的財産登録システム（e-Filing）を通じて発明特許または小特許の出願を行ったか、または本請求を行う前に既に電子知的財産登録システムを通じた出願に変更している。

(6) 出願人が発明特許出願または小特許出願の添付書類を全て提出したこと。

第5項 知的財産局は、毎月5日までに本プロジェクトに参加することが決定された出願人を知的財産局のウェブサイトで公表する。

第6項 プロジェクトに参加する発明特許または小特許出願の審査および関連行為を推進するために、担当官が特許法 B.E. 2522 (1979) およびその改正法第27条または第27条と第65条の規定に基づく命令を発した場合、出願人は命令を受領した日から30日以内に担当官の命令に従わなければならない。出願人が当該期間内に遵守できない場合、発明特許出願又は小特許出願は通常の審査手続きに戻される。

第7項 本局告示に基づき本プロジェクトに参加することが決定された小特許出願を検討する際、他の出願人が、特許法 B.E. 2522 (1979) およびその改正の第65条及び第16条に基づき、同一の発明または小特許について過去に特許出願をしたことが判明した場合、その小特許出願は通常の審査手続きに戻されるものとする。

第8項 担当官は、本プロジェクトに参加するために選択された発明特許出願または小特許出願の審査および検討を早急に進める。担当官は、検討を行い、以下の期限内に最終検討の結果を通知する：

8.1 知的財産局が当該発明特許出願がプロジェクトの参加に選出されたことを発表した日から12ヶ月以内；

8.2 知的財産局が当該発明小特許出願がプロジェクトの参加に選出されたことを発表した日から6ヶ月以内。

第9項 各出願人は、毎月、1つのプロジェクトにつき、1回のみ参加の請求書面を提出することができる。

2024 年 1 月 1 日より有効

2023 年 12 月 8 日公布

-signature-

(Mr. Vuttikrai Leewiraphan)

Director-General Department of Intellectual Property

4章 意匠に関する動き

1. 意匠に関する最近の法令及び実務上の変化など

2023年1月1日から2023年12月31日の間には、意匠に関する法令改正はなかった。しかし、DIPの意匠部において、実務上の取り扱いの変更があった。

(1) 出願フォームの記載の変更

三次元(3D)の意匠を出願する場合、コンピューターグラフィックスで作成された図(特に明度変化が「陰」で表されたような図)を提出するには、以前は、出願フォームの「図面」としては(その図面が写真ではないにも関わらず)「図」を選択することになっていた。

しかしながら、2023年にはこの取り扱いが変わり、出願フォームの「図面」として、「写真」ではなく「図」と記入すると、「写真」に修正するよう指示するオフィスアクションが発せられることとなった。

(2) 意匠中に標章／標章を含む場合の実務上の取り扱いの変更について

従来は、図面に示される意匠中に標章や文字列が含まれている場合には、クレームにおいて標章をディスクレームする文言「not include the trademark as appear」を加えることで意匠の表示から標章等を削除しないことが認められていた。

しかしながら、2023年にはこの取り扱いが変わり、DIPは、原則として図面に示される意匠に表示されている標章等の削除を要求することに変更した。すなわち、提出される図面が3次元又は2次元の白黒図面のコンピューターグラフィックスで作成される図の場合には、標章等が表示されていない図を提出する必要がある。これは、DIPがコンピューターグラフィックスで作成される図の場合には標章等を容易に削除・修正・表示できると考えているためである。また、提出図面が写真である場合も、写真編集用のコンピュータプログラムを使用して標章等が含まれていない白黒の写真を提出する必要がある。例外として、意匠を示す図面が写真であり、標章などを削除できない場合だけは、クレームの末尾に「not include the trademark as appear」旨の文言を記載することを認める可能性がある。

なお、このような標章や文字列がデザインの一部を構成する場合もある。その場合には、標章や文字列を含んだまま出願し、オフィスアクションが出た場合に審査官に標章や文字列がデザインの一部を構成する旨説明する機会はあるものと思料される。

(3) 底面図の要求

意匠の形状を示すために図面として写真又は図を提出する場合、従来は底面図を省略することが認められた。

しかしながら、2023年にはこの取り扱いが変わり、図面として図を選択した場合は、2次元図面と透視図、または等角投影法による3次元図により、上面、底面、左側面、右側面、正面、背面のすべてを示す必要がある。例えば、意匠に係る物品が自動車のようなサイズの大きな物品である場合であっても、図面として図を選択した場合には、2023年からDIPは自動車の底面図を提出するように求めるオフィスアクションを発出している。

なお、意匠の形状を示すために図面として写真を選択する場合も、2次元写真と透視図、または3次元等角図により、上面、底面、左側面、右側面、正面、背面のすべてを示す必要がある。ただし、意匠に係る物品のサイズが非常に大きい場合は、底面図を省略できる。

2. 改正特許法の最新状況

タイでは、2022年11月29日に、国会でハーグ協定へのタイの加盟が承認され¹、特許法改正もこちらに沿った形で早期に改正法の審議が進むことが望まれている。DIP法務部法務官、DIP政策企画担当官に改正特許法（含む意匠法）の進捗についてヒアリングを行った。両担当官によると、改正特許法の意匠パートは、タイ政府法制委員会（the Office of the council of state）で二回目の審議が行われている。法務担当官によれば、DIPによる次のパブリックヒアリングの公式アナウンスの時期はおよそ2024年半ばか、年末になるだろうとのことだった。

改正特許法中の意匠部分の注目すべき主な改正点は以下の通りである。なお、法案作成初期に入っていた、創作性についての登録要件は削除されている。

	改正法案の概要	解説
意匠の定義の改正及び部分意匠の追加 (第3条)	意匠とは明らかに目で見えるものであること、意匠には製品の任意の部分も含めることが記載された。	部分意匠制度導入のために意匠の定義が「製品の部分」が追加された。

¹ https://www.ipthailand.go.th/images/26646/...Hague_Final2.pdf

<p>本意匠の定義 (第3条)</p>	<p>「本意匠」とは、タイ王国で意匠特許を出願済みで、かつ出願人が関連意匠特許出願のベースとして選んで用いる意匠を指す。</p>	<p>関連意匠制度の導入により必要となった定義。条文中、本意匠に対し、関連意匠として認められる意匠の範囲は明確ではない。 また、「画面」のデザインが保護対処の意匠に含まれるかどうかは明確ではない。 条文中、本意匠に対し、関連意匠として認められる意匠の範囲は明確ではない。</p>
<p>国内外公知の明記、特許と意匠の先後願及び開示形式についての記載の明確化 (第57条)</p>	<p>タイ王国内又は国外で意匠特許出願日の前に広く存在している又は使用されている意匠は新規性がないことが明確になった。さらに、特許と意匠の先後願についても規定された。また、開示の方法は「文書、印刷物、展示により行なわれるか、又はいずれかの方法による公衆への開示であるかは問わない。」とされた。</p>	<p>デザインの転用がこの新規性に入らないと考えてよいのか、あるいは、2つのデザインを組み合わせると1つのデザインをするという場合、新規性がないものとするのかは不明である。 法案作成初期に入っていた創造性 (creativity) は外されている。理由は不明である。</p>
<p>新規性喪失の例外規定 (第57/1条)</p>	<p>特許出願の前6ヶ月以内になされた、以下の図画、重要部分又は詳細の開示は、第57条の(2)に基づく図画、重要部分又は詳細の開示と見なさない。 (1) 違法行為により起きた、又はその結果行なわれた図画、重要部分又は詳細の開示 (2) デザイナー、意匠特許出願人、又はデザイナー若しくは意匠特許出願人から許可を得た者による図画、重要部分又は詳細の開示 その場合、省令で定める期間、基準、方法及び条件に従い、特許出願人が関</p>	<p>現行法では第6条に特許と同様に12月間の新規性喪失の例外規定が置かれている。展示会などの要件を緩和し、さらに主体的要件についても出願人、デザイナーに許可を得た者まで対象を拡げた。 あわせて、現行法で外国出願意匠についての規定がされている、第60条の2が廃止される。</p>

	連する証拠を添えて証明書を提出すること。	
出願人による分割申請 (第 60/1 条)	出願人による自身の出願の修正追加又は分割申請を認める。	現行法では第 65 条で第 26 条 (分割命令) を準用していなかった。
分割命令の応答期限 (第 60/2 条、第 60/3 条)	当該命令受領日から 60 日以内に分割出願を行ったとき、タイ国内で最初に出願した日を出願日とみなす。当初の出願と同様の効果があることを規定した。	現行法では第 65 条で第 26 条 (分割命令) を準用していなかった。
関連意匠 (第 60/4 条)	関連意匠出願について、本意匠の公開前かつ本意匠の出願から 6 ヶ月以内であれば後日関連意匠として出願可能とした。	関連意匠制度導入に伴い規定された。関連意匠は本意匠と同日に出願した意匠とみなされる。
公開延長申請の明記 (第 60/7 条)	公開延長申請について明確に記載された。	現在は運用により出願願書に記入することが認められているものが条文化された。 なお、改正案中、公開延長申請が可能である時期については記載されていない。
存続期間の改正 (第 62 条)	意匠特許の存続期間は、タイ王国国内での特許出願日から 5 年間とし、1 回につき 5 年間の更新を 2 回申請できるとされた。 これにより権利期間は最長 15 年となる。	現行法では存続期間は出願日より 10 年間であり、延長は認められていなかった。

<p>更新手数料の支払期間 (第 62/1 条)</p>	<p>有効期限の 3 ヶ月前までに支払いを行うとともに、期限後 6 ヶ月以内であれば更新の場合に加え割増手数料の支払により更新が認められる。 意匠特許証が特許の有効期限の後で交付される場合、特許証の交付日から 60 日以内に更新手数料を支払う。</p>	
<p>本意匠及び関連意匠の譲渡 (第 63/3 条, 第 63/4 条)</p>	<p>関連意匠特許の譲渡の場合、本意匠とともに譲渡しなければならないことが規定された。</p>	<p>関連意匠制度導入に伴い規定された。</p>
<p>新規性を欠く意匠に対し不適切に交付された意匠特許証の取消手続 (第 63/5 条)</p>	<p>第 56 条の規定に合致しない、新しい意匠には当たらない出願に対し不適切に交付された意匠特許証の取消手続を規定する。</p>	<p>-</p>
<p>ハーグ協定関連の改正 (第 65/1 条～第 65/11 条)</p>	<p>ハーグ協定加盟に対応した条文が追加された。</p>	

5章 商標に関する動き

1. 商標に関する最近の法令及び実務上の変化など

2023年、商務省及び知的財産局（DIP）は商標に関する以下の局告示や実務ガイドラインを発表した。

（1）商品及び役務の分類に関する新ガイドライン/分類

2023年2月22日、商務省は「商品及び役務の分類に関する省告示」を公布した。発効日²は2023年3月1日である。この告示は、従来の同じ告示を、説明の文言をわずかに修正・追加しマイナーチェンジして明確なものとしている。

（2）商品及び役務の分類リストの更新

商標部は、実務において認められる商品・役務の記載について、データ収集と改訂を進めており、ウェブサイトに掲載している。最新の更新は2023年8月7日であり、今後も随時不定期に改訂される可能性がある。

- 最新更新日：2023年8月7日
- DIP公式ウェブサイト(<https://tmsearch.ipthailand.go.th>)より入手可能。
- 利用可能言語 タイ語・英語

（3）電子メールによる登録官又は商標委員会の命令又は決定に関する局告示の公開

2023年12月28日、知的財産局は「電子出願システムによる商標登録出願の基準及び方法、並びに電子メールによる命令又は決定の通知に関する知的財産局告示」を公開した。これは、知的財産局の電子出願システムを通じた商標登録出願、その他の出願、書簡及び出願の補助書類の基準、提出方法及び条件を改善し、民間及び公衆の便宜を図ったものである。発効日は2024年2月14日が予定されている。

²商標に関する局告示に関し、いずれも発効日は2024年1月30日において確認されているものを示している。

出願人は、DIP の新サービスに基づき、登録官または商標委員会の命令または決定、商標登録の証明書、その他 DIP からの通知を受領する方法として、(1)郵送または(2)電子メール（新方式）のいずれかを選択することができる。出願人は、出願フォームにおいて、DIP からの命令、決定、証明、その他の通知の受領方法を指定することができる。

電子メールの場合（電子出願の場合）、以下の通りとする：

- 出願人が指定できる電子メールアドレスは 1 つのみである。複数の E メールアドレスを指定した場合、出願人は最初の E メールアドレスを使用する意思があるものとみなす。
- 出願人のシステムに情報が入力された日から 7 日後に、出願人が DIP からの書簡を受領したものとみなす。
- 電子メールのシステムエラー等により電子メールの送信ができなかった場合（未着）には、郵送（出願人住所宛）による送信を適用する。

出願人が電子出願を行わず、郵送から電子メールへの変更を希望する場合は、以下のとおりとする：

- 出願人は 1 通に限り、出願書類に記載された方法で変更することができる。

電子メールに限る。

- 本通知発効前に出願した場合、出願人は DIP への変更申請書（様式 Kor.06）により変更することができる。
- 出願人のシステムに当該情報が入力された日から 7 日後に、出願人は DIP からの通知を受領したものとみなされる。
- 電子メールのシステムエラー等により電子メールの送信ができなかった場合（未着）には、郵送（出願で特定された住所）による送信を適用する。

（４）新しい出願フォーム、書簡、出願補強書類に関する局告示の公開

2023 年 12 月 28 日、タイ知的財産局は「商標、サービスマーク、証明標章、団体商標の登録出願、その他の出願、書簡、出願補強書類に関する知的財産局告示」を公開した。発効日は 2024 年 2 月 14 日が予定されている。

新様式は、ほとんどの出願様式において、DIP からの命令、決定、証明、その他の通知の受領方法（電子メール）が追加されたもので、従来の様式をマイナーチェンジしたものである。参考のため、新様式となったものの例をあげる。商標登録出願及び更新登録出願の様式については、タイ語版及びその参考和訳を添付する：

- 商標登録出願 (Form Kor.01)
- 異議申立・意見書 (Form Kor.02)
- 審判請求書 (Form Kor.03)
- 譲渡証 (Form 式 Kor.04)
- ライセンス契約登録申請 (Form Kor.05)
- 補正書 (Form Kor.06)
- 商標登録更新申請 (Form Kor.07)
- 登録取消に関する申請 (Form Kor.08)
- 優先権主張出願 (Form Kor.10)
- ディスクレーマー (Form Kor.12)
- 延長申請 (Form Kor.19)
- 証拠書類及び明確化の提出に関する申請 (Form Kor.20)

(5) 新バージョンの商標登録証及び商標登録証明の写し

2023年12月28日、知的財産局は「新バージョンの商標登録証及び商標登録証の写しに関する知的財産局告示」を公開した。発効日は2024年2月14日である。


新バージョンでは、商標登録証にQRコードが表示され、電子情報へのアクセスが可能となる。商標登録証とその電子情報は、法律に従って使用（例えば商標権者であることの証明等）することができる。商標登録証とその電子情報は、DIPが発行した旧バージョンの商標登録証および商標登録の代替証明書（紙のみ）と同様にエンフォース（取り締まりなど）に用いることができる。

商標権者は、以下の登録証または登録証のコピーを受け取ることができる：

- 1) 電子情報アクセス用のQRコードを表示した（物理的な）登録証。
- 2) 商標権者が登録証のQRコードをスキャンして電子情報にアクセスすることができる電子ファイル(PDF)。(DIPの電子出願システムを利用して出願する場合、出願人/タイ代理人は電子出願システムから登録証または登録証のコピーを電子ファイルとしてダウンロードすることができる)

新バージョンの登録証および登録証のコピーの真正性の確認は、以下の3点から行うことができる：

- ① 120グラムのセキュリティペーパーを使用
- ② 金色の反射するガルーダのエンブレム
- ③ 右下にQRコードが表示され、スキャンすることでDIPシステムから電子情報にアクセスできる。

 คำขอจดทะเบียน <input type="checkbox"/> เครื่องหมายการค้า/บริการ <input type="checkbox"/> เครื่องหมายรับรอง <input type="checkbox"/> เครื่องหมายร่วม	สำหรับเจ้าหน้าที่
	วันที่ยื่น
	ค่าธรรมเนียม บาท ลงชื่อ ผู้ส่ง (.....)
	คำขอเลขที่
1. เจ้าของ <input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา (ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล (ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ (ไทย) <input type="checkbox"/> ต่างชาติ ชื่อ (โปรดระบุคำนำหน้าชื่อ) ที่อยู่ แขวง/ตำบล เขต/อำเภอ จังหวัด รหัสไปรษณีย์ ประเทศ สัญชาติ อาชีพ โทรศัพท์ โทรสาร อีเมล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)	
2. ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง <input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา (ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล (ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ (ไทย) ชื่อ (โปรดระบุคำนำหน้าชื่อ) ที่อยู่ แขวง/ตำบล เขต/อำเภอ จังหวัด รหัสไปรษณีย์ ประเทศ สัญชาติ อาชีพ โทรศัพท์ โทรสาร อีเมล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ) คำเชื่อมระหว่างตัวแทน <input type="checkbox"/> และ <input type="checkbox"/> หรือ <input type="checkbox"/> และ/หรือ	
3. สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย จัดส่งโดย (เลือกเพียงหนึ่งช่องทาง) <input type="checkbox"/> ไปรษณีย์ <input type="checkbox"/> อีเมล <input type="checkbox"/> เจ้าของ <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง <input type="checkbox"/> อื่น ๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน) <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)	
4. เครื่องหมายที่ขอจดทะเบียน 4.1 ภาพเครื่องหมาย ขนาด 5 x 5 ซม. ส่วนที่เกินให้ชำระค่าธรรมเนียม เพิ่ม ชม.ละ 200 บาท <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)	
4.2 เครื่องหมายเสียง <input type="checkbox"/> เสียงคน <input type="checkbox"/> เสียงสัตว์ <input type="checkbox"/> เสียงเพลง/ดนตรี <input type="checkbox"/> เสียงอื่น ๆ การออกเสียงหรือคำบรรยายเสียง _____ _____ _____ _____ (ให้แนบสิ่งบันทึกเสียงพร้อมคำขอจดทะเบียน) <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)	
5. อักษรต่างประเทศตาม 4.1 (ถ้ามี) ให้ระบุคำอ่านและคำแปลเป็นภาษาไทย (กรณีเป็นภาษาจีนให้ระบุคำอ่านสำเนียงจีนกลางและจีนแต้จิ๋วและคำแปล) <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)	
6. จำพวกที่ _____ รายการสินค้า/บริการ (ให้ระบุหมายเลขจำพวกและรายการสินค้า/บริการเป็นอย่าง ๆ ตามประกาศกระทรวงพาณิชย์ เรื่องการกำหนดจำพวกสินค้าและบริการ) <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)	

หมายเหตุ การกรอกข้อความให้ใช้วิธีพิมพ์ ในกรณีที่ไม่อาจจะระบุละเอียดได้ครบถ้วน ให้พิมพ์ในใบต่อ (ก.11)

(ลายมือชื่อ)

เจ้าของ/ตัวแทน

()

<p>7. การขอจดทะเบียนเครื่องหมายที่มีลักษณะเป็นกลุ่มของสี ตามมาตรา 7 วรรคสอง (5) (กลุ่มของสี หมายถึง การรวมกันของสีตั้งแต่ 2 สีขึ้นไปและแสดงโดยลักษณะพิเศษ เช่น ภาพวาดลายที่เป็นสีต่าง ๆ)</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่ขอรับความคุ้มครอง</p> <p><input type="checkbox"/> ขอรับความคุ้มครอง (ให้บรรยายลักษณะกลุ่มของสีและระบุสีให้ชัดเจน)</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ดังแนบ)</p>
<p>8. การขอจดทะเบียนเครื่องหมายที่มีลักษณะเป็นรูปร่างหรือรูปทรงของวัตถุ ตามมาตรา 7 วรรคสอง (10) (รูปร่างหรือรูปทรงของวัตถุ หมายถึง เครื่องหมายที่แสดงด้านกว้าง ด้านยาว ด้านลึก หรือสามมิติ)</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่ขอรับความคุ้มครอง</p> <p><input type="checkbox"/> ขอรับความคุ้มครอง (ให้แสดงภาพด้านหน้าของเครื่องหมายลงในข้อ 4.1 ส่วนภาพด้านอื่น ๆ (ถ้ามี) ตำบรวรรายลักษณะเครื่องหมาย (ถ้ามี))</p> <p>.....</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ดังแนบ)</p>
<p>9. การใช้เครื่องหมายโดยการจำหน่าย แลยแพร่ หรือโฆษณาก่อนยื่นคำขอนี้</p> <p><input type="checkbox"/> ได้ใช้หรืออนุญาตให้ใช้ <input type="checkbox"/> ไม่เคยใช้หรืออนุญาตให้ใช้</p>
<p>10. การขอให้ถือว่าวันที่ยื่นคำขออนุญาตออกอากาศครั้งแรกเป็นวันยื่นคำขอในราชอาณาจักรตามมาตรา 28 หรือการขอให้ถือว่าวันให้นำสินค้าที่ใช้เครื่องหมายการค้าออกแสดงในงานแสดงสินค้าระหว่างประเทศตามมาตรา 28 ทวิ</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่ขอรับความคุ้มครอง <input type="checkbox"/> ขอถือสิทธิและได้ยื่นคำขอพร้อมเอกสารหลักฐาน <input type="checkbox"/> ขอถือสิทธิและได้ยื่นหนังสือขอผ่อนผันการส่งเอกสารหลักฐาน</p>
<p>11. ผู้ประกอบการ OTOP</p> <p>ประเภท OTOP <input type="checkbox"/> ประกอบการรายเดี่ยว <input type="checkbox"/> กลุ่มผู้ประกอบการ <input type="checkbox"/> SMEs เลขทะเบียน OTOP</p>
<p>12. เอกสารหลักฐานประกอบคำขอจดทะเบียน</p> <p><input type="checkbox"/> สำเนาบัตรประจำตัวหรือสำเนาหนังสือรับรองนิติบุคคลที่ออกให้ไม่เกิน 6 เดือน ของเจ้าของ</p> <p><input type="checkbox"/> สำเนานั่งล้อมอบอำนาจ (ก.18) และสำเนาบัตรประจำตัวของผู้รับมอบอำนาจ (ถ้ามี)</p> <p><input type="checkbox"/> หนังสือแสดงการปฏิเสธ (ก.12) (ถ้ามี)</p> <p><input type="checkbox"/> รายชื่อและเอกสารหลักฐานหรือคำชี้แจงแสดงความสัมพันธ์ของผู้มีสิทธิใช้เครื่องหมายร่วม (กรณีเครื่องหมายร่วม)</p> <p><input type="checkbox"/> ข้อบังคับหรือข้อกำหนดหลักเกณฑ์การใช้เครื่องหมายรับรอง (กรณีเครื่องหมายรับรอง)</p> <p><input type="checkbox"/> เอกสารหลักฐานการนำสืบลักษณะบ่งเฉพาะที่เกิดจากการใช้เครื่องหมายตามข้อ 9.</p> <p><input type="checkbox"/> คำขอถือสิทธิวันที่ยื่นคำขอมต่างประเทศครั้งแรกหรือวันให้นำสินค้าออกแสดง (ก.10) (ถ้ามี)</p> <p><input type="checkbox"/> เอกสารหลักฐานประกอบการยื่นคำขอจดทะเบียนเครื่องหมายเสียง (ถ้ามี)</p> <p><input type="checkbox"/> หนังสือยินยอมจากผู้โอนหรือผู้รับโอนตามมาตรา 51/1</p> <p><input type="checkbox"/> หนังสืออนุญาตให้ใช้ลายมือชื่อหรือภาพของบุคคลอื่นเป็นเครื่องหมายการค้า</p> <p><input type="checkbox"/> หนังสือขอผ่อนผันการส่งเอกสารหลักฐาน (ก.19)</p>
<p>13. ข้าพเจ้าขอรับรองว่า</p> <p>(1) ข้าพเจ้าเป็นเจ้าของหรือเป็นผู้มีสิทธิโดยชอบด้วยกฎหมายในเครื่องหมายการค้าที่นำมายื่นคำขอจดทะเบียนตามคำขอนี้</p> <p>(2) ข้อเท็จจริงทั้งปวงที่ระบุไว้ในคำขอจดทะเบียนและเอกสารการจดทะเบียนถูกต้องและเป็นความจริงทุกประการ</p> <p style="text-align: right;">(ลายมือชื่อ) _____ เจ้าขอ/ตัวแทน</p> <p style="text-align: center;">()</p>

<p>(ガルーダマーク)</p> <p>商標出願願書</p> <p> <input type="checkbox"/>商品／役務商標 <input type="checkbox"/>証明標章 <input type="checkbox"/>団体標章 </p>	<p>担当官記載欄</p> <p>出願日： _____</p> <hr/> <p>費用： _____</p> <p>署名： _____ 担当官名 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">(_____)</p> <p>出願番号： _____</p>
<p>1. 所有者 <input type="checkbox"/>自然人 (タイ) <input type="checkbox"/>法人 (タイ) <input type="checkbox"/>政府機関 (タイ) <input type="checkbox"/>外国</p> <p>名称： _____</p> <p>住所： _____</p> <p>小区域： _____ 区域： _____ 県名： _____</p> <p>郵便番号： _____ 国名： _____ 国籍： _____</p> <p>業種： _____ 電話番号： _____ ファックス： _____ 電子メール： _____</p> <p> <input type="checkbox"/>身分証明書番号 <input type="checkbox"/>法人 <input type="checkbox"/>納税者番号 _____ </p> <p style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>追記 (別紙) _____ </p>	
<p>2. 代理人</p> <p> <input type="checkbox"/>代理人 <input type="checkbox"/>復代理人 <input type="checkbox"/>自然人 (タイ) <input type="checkbox"/>法人 (タイ) <input type="checkbox"/>政府機関 (タイ) </p> <p>名称： _____</p> <p>住所： _____</p> <p>小区域： _____ 区域： _____ 県名： _____</p> <p>郵便番号： _____ 国名： _____ 国籍： _____</p> <p>業種： _____ 電話番号： _____ ファックス： _____ 電子メール： _____</p> <p> <input type="checkbox"/>身分証明書番号 <input type="checkbox"/>法人 <input type="checkbox"/>納税者番号 _____ </p> <p> 代理人間の接続詞 <input type="checkbox"/>及び <input type="checkbox"/>または <input type="checkbox"/>及び／また </p> <p> は _____ <input type="checkbox"/>追記 (別紙) </p>	

<p>7. 第7条第2段落(5)に基づく色の集合を有する商標の申請（色の集合とは2色以上の組み合わせで色の模様などに特別な特徴を示したものを意味する）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請しない</p> <p><input type="checkbox"/> 申請する（色の集合の特徴を明確に記載する）…………… …………… ……………</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>追記（別紙）</p>
<p>8. 第7条第2段落(10)に基づく物体の形状を有する商標の申請（物体の形状とは幅、長さ又は立体を示したものを意味する）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請しない</p> <p><input type="checkbox"/> 申請する（No.4.1では正面図を表示する。その他の図（該当する場合） 商標の特徴の説明（該当する場合）…………… …………… ……………</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/>追記（別紙）</p>
<p>9. 出願前の販売、普及、宣伝による商標の使用</p> <p><input type="checkbox"/> 使用または使用許諾あり <input type="checkbox"/> 使用または使用許諾なし</p>
<p>10. 第28条に基づく外国の優先権主張日の主張、または第28条の2に基づく展示会における商標を付した商品の展示日の主張</p> <p><input type="checkbox"/> 申請しない <input type="checkbox"/> 主張すると共に証拠書類と合わせて願書を提出 <input type="checkbox"/> 主張すると共に証拠書類は追完</p>
<p>11. OTOPの事業者（OTOP: One Tambon One Product、一村一品運動）</p> <p>OTOPの種類 <input type="checkbox"/>単独事業者 <input type="checkbox"/>共同事業者 <input type="checkbox"/>SMEs OTOP登録番号…………….</p>
<p>12.商標出願願書の証拠書類</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者の身分証明書写し、または6ヶ月以内に発行された会社登記簿謄本写し</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状写し（書式Kor.18）及び被委任者の身分証明書写し（該当する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 権利不要求申請書（書式Kor.12）（該当する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 団体標章の使用者名簿とその関係を示す証拠または説明書（団体標章の場合）</p>


- 証明標章の使用に関する規定（証明標章の場合）
- No.9 に基づく商標の使用による識別力獲得を証明する証拠書類
- 優先権主張申請書（書式 Kor.10）（該当する場合）
- 音商標出願願書の証拠書類（該当する場合）
- 第 51/1 条に基づく譲渡人又は譲受人からの同意書
- 商標となる他人のサイン又は肖像の使用許諾書
- 証拠書類の追完申請書（書式 Kor.19）

13. 私は以下の通り証明します。

1. 私が本出願の商標について合法的に所有者又は権利者であること
2. 商標出願願書及び登録書類に記載された全ての事項は正しく、真実であること

署名欄（ ）所有者／代理人
（ ）

（ ） ページ / （ ） ページ

 คำขอต่ออายุการจดทะเบียน <input type="checkbox"/> เครื่องหมายการค้า/บริการ <input type="checkbox"/> เครื่องหมายรับรอง <input type="checkbox"/> เครื่องหมายร่วม	สำหรับเจ้าหน้าที่	
	วันที่ยื่น	
	ค่าธรรมเนียม	บาท
	ค่าธรรมเนียมเพิ่ม	บาท
	ลงชื่อ ()	ผู้สั่ง ()
คำขอเลขที่		
ทะเบียนเลขที่		
<p>1. เจ้าของ <input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา (ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล (ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ (ไทย) <input type="checkbox"/> ต่างชาติ</p> <p>ชื่อ (โปรดระบุตำแหน่งเจ้าของ)</p> <p>ที่อยู่</p> <p>แขวง/ตำบล</p> <p>เขต/อำเภอ</p> <p>จังหวัด</p> <p>รหัสไปรษณีย์</p> <p>ประเทศ</p> <p>สัญชาติ</p> <p>อาชีพ</p> <p>โทรศัพท์</p> <p>โทรสาร</p> <p>อีเมล</p> <p><input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p>		
<p>2. ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง <input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา (ไทย) <input type="checkbox"/> นิติบุคคล (ไทย) <input type="checkbox"/> ส่วนราชการ (ไทย)</p> <p>ชื่อ (โปรดระบุตำแหน่งเจ้าของ)</p> <p>ที่อยู่</p> <p>แขวง/ตำบล</p> <p>เขต/อำเภอ</p> <p>จังหวัด</p> <p>รหัสไปรษณีย์</p> <p>ประเทศ</p> <p>สัญชาติ</p> <p>อาชีพ</p> <p>โทรศัพท์</p> <p>โทรสาร</p> <p>อีเมล</p> <p><input type="checkbox"/> เลขประจำตัวประชาชน <input type="checkbox"/> นิติบุคคล <input type="checkbox"/> เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p> <p>คำเชื่อมระหว่างตัวแทน <input type="checkbox"/> และ <input type="checkbox"/> หรือ <input type="checkbox"/> และ/หรือ</p>		
<p>3. สถานที่ติดต่อภายในประเทศไทย จัดส่งโดย (เลือกเพียงหนึ่งช่องทาง) <input type="checkbox"/> ไปรษณีย์ <input type="checkbox"/> อีเมล</p> <p><input type="checkbox"/> เจ้าของ <input type="checkbox"/> ตัวแทน <input type="checkbox"/> ตัวแทนช่วง <input type="checkbox"/> อื่น ๆ (ระบุชื่อและที่อยู่ผู้รับให้ชัดเจน) <input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p>		
<p>4. จำพวกและรายการสินค้า/บริการ</p> <p><input type="checkbox"/> 4.1 จำพวกและรายการสินค้า/บริการคงเดิม</p> <p>จำพวกที่</p> <p>รายการสินค้า/บริการทั้งหมด</p> <p>รายการ</p> <p><input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p> <p><input type="checkbox"/> 4.2 จำพวกหรือรายการสินค้า/บริการบางส่วน</p> <p>จำพวกที่</p> <p>รายการสินค้า/บริการบางส่วน จำนวน</p> <p>รายการ</p> <p>มีดังนี้</p> <p><input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p> <p><input type="checkbox"/> 4.3 มีการเปลี่ยนแปลงจำพวกสินค้า/บริการ</p> <p>เดิม จำพวกที่</p> <p>ใหม่ จำพวกที่</p> <p>รายการสินค้า/บริการทั้งหมด</p> <p>รายการ</p> <p>มีดังนี้</p> <p><input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p> <p><input type="checkbox"/> 4.4 มีการเปลี่ยนแปลงจำพวกสินค้า/บริการบางส่วน หรือกรณีอื่นๆ</p> <p><input type="checkbox"/> เพิ่มเติม (ตั้งแบบ)</p>		
5. (ลายมือชื่อ)		เจ้าของ/ตัวแทน
()		()

<p>(ガルーダマーク)</p> <p>商標更新書類</p> <p> <input type="checkbox"/>商品/役務商標 <input type="checkbox"/>証明標章 <input type="checkbox"/>団体標章 </p>	<p>担当官記載欄</p>
	<p>提出日：</p>
	<p>費用：</p> <p>追加費用：</p> <p>署名： 担当官名 ()</p> <p>出願番号：</p> <p>登録番号：</p>
<p>1. 所有者 <input type="checkbox"/>自然人(タイ) <input type="checkbox"/>法人(タイ) <input type="checkbox"/>政府機関(タイ) <input type="checkbox"/>外国</p> <p>名称：.....</p> <p>住所：.....</p> <p>小区域：..... 区域：..... 県名：.....</p> <p>郵便番号：..... 国名：..... 国籍：.....</p> <p>業種：..... 電話番号：..... ファックス：..... 電子メール：.....</p> <p> <input type="checkbox"/>身分証明書番号 <input type="checkbox"/>法人 <input type="checkbox"/>納税者番号 </p> <p style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/>追記(別紙) </p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-left: auto;"></div>	
<p>2. 代理人</p> <p> <input type="checkbox"/>代理人 <input type="checkbox"/>復代理人 <input type="checkbox"/>自然人(タイ) <input type="checkbox"/>法人(タイ) <input type="checkbox"/>政府機関(タイ) </p> <p>名称：.....</p> <p>住所：.....</p> <p>小区域：..... 区域：..... 県名：.....</p> <p>郵便番号：..... 国名：..... 国籍：.....</p> <p>業種：..... 電話番号：..... ファックス：..... 電子メール：.....</p> <p> <input type="checkbox"/>身分証明書番号 <input type="checkbox"/>法人 <input type="checkbox"/>納税者番号 </p> <p> <input type="checkbox"/>代理人間の接続詞 <input type="checkbox"/>及び <input type="checkbox"/>または <input type="checkbox"/>及び/または </p> <p> <input type="checkbox"/>追記(別紙) </p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-left: auto;"></div>	

6章 著作権及びその他の知的財産権法の改正に関する情報

1. 音楽著作権使用料の徴収管理に関し良好な慣行である著作権徴収団体のリストに関する知的財産局告示

現在、商品・サービス価格中央委員会の事務局に使用料を報告している徴収団体は合計 39 団体あり、タイの楽曲 262,420 曲、海外の楽曲 9,608,553 曲が対象である。しかし、著作権法には使用料の徴収管理に関する規定がない。そのため、各著作権者は、独自の基準に基づいて使用料率、方法、条件を決定することができ、タイにおける音楽使用料の徴収方法は団体ごとにそれぞれ異なっている。その結果、著作物の使用を希望する者は、著作物の所有者が誰なのか、連絡先や使用料率の違いなどの情報がわからず、著作権者からの許諾を得ることが困難になっている。

知的財産局（DIP）は、著作権使用料徴収団体の管理を一定の基準とし、公平な使用料率を実現するために、2021 年 12 月 27 日に「音楽著作権使用料の徴収管理に関する良好な慣行に関する知的財産局告示」を発表した。これは、DIP と著作権徴収団体との間で行われた、徴収団体間の基本ルールを見つけるための話し合いの結果である。

そして 2023 年、DIP はこのプログラムへの参加を希望し、要件を満たした徴収団体のリストを公表し、潜在的なライセンサーが優良なガバナンスの組織と取引していることを確認できるようにし、政府機関がその団体を承認し、上述の局告示を公表した局告示によれば、団体のリストは毎年更新され、公表される。

2. WIPO 実演・レコード条約（WPPT）に関する予備的公聴会

WPPT への加盟は、地域包括的経済連携（RCEP）によるタイの約束のひとつであり、タイにとって経済的利益をもたらす協定である。そのため、2023 年 4 月 12 日、知的財産局は WIPO 実演・レコード条約（WPPT）に準拠した著作権法改正に関する予備パブリックヒアリングのための資料を公表した。今後、知的財産局は、この結果をもって改正案のパブリックヒアリングのための正式なドラフトを公表する予定である。

さらに、著作権法改正は、スレッタ・タヴィシン首相が、即座に実施可能なプロジェクトを立ち上げることで、既存の問題を解決することを期待して開始した「クイック・ウィン・プラン」の計画の一つである。

この計画には、保健省、エネルギー省、農業協同組合省、観光スポーツ省、商務省など複数の省庁が関与している。知的財産は商務省の管轄であり、副首相兼商務大臣のプムタム・ウェチャ

ヤチャイ氏が責任を負っている。2023年11月、商務省のクイックウィン・プランのプロジェクトが開始され、地理的表示法と著作権法という2つの知的財産法がこのプランの対象となることとなった。

政府は、著作権法の改正により、従来はライブ演奏のみが法律で保護されていたコンサート録音物など、実演家の録音物に対する保護を提供することで、実演家の権利保護を強化できると期待している。

2024年1月9日から1月31日までの間、改正法案にかかる正式なパブリックヒアリング用改正案について、関係者、利害関係者、一般市民が同省に意見を述べることができた。

3. 地理的表示法改正案について

地理的表示法を改正する理由は、地理的表示の登録制度、製品の品質プロセスに関する検査・管理、保護範囲、権利行使をより効率的に改善するためである。さらに、現在の経済社会情勢や、タイが加盟している世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）に沿った改正を目指している。

その結果、2023年12月15日、知的財産局は、国民を含むすべての関連分野の利害関係者が包括的かつ完全な形で同法案の起草に意見表明に参加する機会を提供するため、地理的表示法改正案に関するパブリックヒアリングを行った。

また、地理的表示法の改正は、スレッタ・タヴィシン首相が、即座に実施可能なプロジェクトを確立することにより、既存の問題を解決することを期待して開始した上述の「クイック・ウィン・プラン」の計画の一つである。

現時点で提案されている重要な内容は以下の通りである：

- （1）地理的表示」の定義範囲を拡大し、「利害関係者」、「製品生産者」、「取引業者」の定義を追加する；
- （2）異議申立期間を短縮し、異議申立の根拠を定める；
- （3）地理的表示ロゴを規定するとともに地理的表示ロゴの使用許可を提供する；
- （4）地理的表示の品質を管理・検査するシステムを提供する；

(5) 地理的表示の登録条件および検査・管理システムを遵守するよう、生産者や取引業者に要請する手続きを改正する；

(6) 登録された地理的原産地でない製品の原産地や表示を何らかの方法で特定し、誠実な慣行に反する行為を行うなど、地理的表示の違法な使用行為を規定し、特定の地理的表示製品に翻訳を使用することを初めて禁止する；

(7) 地理的表示ロゴを許可なく付与した場合に対し、民事制裁金（Pinai）を課す規定を追加する。

音楽著作権使用料の徴収管理における

良好な慣行に関する著作権徴収団体のリストに関する知的財産局告示

ガルーダマーク

2021年12月27日付の「音楽著作権使用料の徴収管理における良好な慣行の著作権徴収団体のリストに関する知的財産局告示」によると、音楽著作権使用料の徴収管理に関する良好な慣行に基づく著作権徴収団体への加入を希望する著作権徴収団体は、その意思を表明し、音楽著作権使用料の徴収管理に関する良好な慣行に基づく慣行の証拠、徴収された報酬率情報およびオンラインで徴収された楽曲の詳細を、毎年1月に知的財産局に送付しなければならないと規定されている。

現在、知的財産局は、規定された実務に基づく書類および証拠を審査することを検討した。知的財産局は、ここに、B.E.2566年(2023年)の音楽著作権使用料の徴収管理における良好な慣行に関する著作権徴収団体のリストを発表する：

- (1) *Music Copyright (Thailand) Ltd.*
- (2) *MPC Music Co., Ltd.*
- (3) *Phonorights (Thailand) Ltd.*
- (4) *RMS Publishing Co.,Ltd.*
- (5) *All Dance Copyright Co., Ltd.*
- (6) *Rose Media and Entertainment Co., Ltd.*
- (7) *Digital One Solution Co., Ltd.*
- (8) *Smile Music Licensing Co., Ltd.*
- (9) *Thai Music Copyright Co., Ltd.*
- (10) *Juadjard Production House Co., Ltd.*
- (11) *Copyright Good Song Co., Ltd.*
- (12) *Me Copyright Co., Ltd.*

(13) DMC 2021 Co., Ltd.

B.E.2566 (2023)年 2 月 21 日

-signature-

(Mr. Vuttikrai Leewiraphan)

Director-General Department of Intellectual

Property

185/2566

地理的表示の保護に関する法律 (No.)

B.E. ...

地理的表示の保護に関する法律を改正することが望ましい。

本法は、タイ王国憲法第 40 条と併せ、第 26 条に基づく法律の規定によって認められる人の権利および自由の制限に関する一定の規定を含む；

公正な競争、差別や独占の防止・排除のために、本法に基づき個人の権利と自由を制限する理由と必要性であり、本法はタイ王国憲法第 26 条に規定された条件に合致する。

第 1 条 本法は「地理的表示の保護に関する法律 (No. . . .)」

第 2 条 本法は、官報に掲載された日から 180 日を経過した後に発効する。

第 3 条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第 3 条の「地理的表示」の定義を廃止し、代わりに以下を使用する：

「地理的表示」とは、地理的原産地との本質的な結びつきの結果である商品の所定の品質、評判またはその他の特徴がある場合、当該地理的原産地を原産とする商品を指定することができる名称、記号または取引において使用される表示をいう。

第 4 条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第 3 条の「一般名称」および「委員会」の定義の間に、「利害関係者」、「商品生産者」および「取引業者」の定義を追加する。

「利害関係者」とは、第 7 条に基づき地理的表示の登録を出願する権利を有する者、商品生産者、取引業者、または地理的表示に関連する利益を有することもしくは地理的表示の影響を受けていることを証明できる者をいう。

「商品生産者」とは、農業、手工業、工業を問わず、地理的表示商品を生産する自然人、集団または法人を意味し、包装、加工、または何らかの行為によって商品を生産することを含む。

「取引業者」とは、地理的表示商品を流通させる流通業者、輸入業者、輸出業者、またはその他の商業活動を行う者を指す。

第5条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第5条の(3)として以下の記載を追加する。

「(3)地理的原産地を特定しない一般的名称である植物種または動物種の名称であって、地理的原産地との本質的な結びつきの結果である商品の品質、評判またはその他の特徴を与えるものの。」

第6条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第9/1条として以下の記載を追加する。

「第9/1条 国際協定に基づき保護される地理的表示の登録は、省令に定める規則及び手続に従うものとする。」

第7条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第10条を廃止し、代わりに以下を使用する：

「第10条 地理的表示の登録出願は、商品の品質、評判又はその他の特徴、地理的原産地、地理的表示の品質に関する検査及び管理制度、並びに省令で定めるその他の詳細に関する事項を記載しなければならない。」

第8条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第12/1条として以下の記載を追加する。

「第12/1条 地理的表示が登録可能な特徴を有すると登録官が判断した場合であって、登録出願が第7条、第9条及び第10条に規定する規則に従って正確でなくかつ完全でない場合、登録官は出願人に対し、命令を受領した日から60日以内に正確となるよう補正するよう命じ、遅滞なく出願人に通知する。

出願人が第1段落に基づく登録官の命令に従わない場合、出願人は登録出願を放棄したものとみなされる。登録官は、局長が定める規則及び手続に従い、当該期限を延長することができる。

第2段落に基づく出願の放棄は、出願人が新たな登録出願を提出する資格を失うものではない。」

第9条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第16条を廃止し、代わりに以下を使用する：

「第16条 第15条に基づく公開日から60日以内に、利害関係人は、以下のいずれかの異議理由を提示して、地理的表示の登録に対する異議申立を行うことができる：

(1) 地理的表示の出願人が第10条に基づく規則を遵守していない；

(2) 地理的表示が第5条(1)に基づく商品の一般的名称としての性質を有すること；

(3) 登録出願された地理的表示の翻訳が、第5条(1)に基づく商品の一般的名称としての性質を有すること；

(4) その他省令で定める異議理由。

異議申立に関する規則及び手続は、省令に従う。」

第10条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第17条第2段落を廃止し、代わりに以下を使用する：

「出願人は、異議申立書の写しを受領した日から60日以内に反論書を提出しなければならない。担当官は、異議申立人に反論書の写しを送付しなければならない。出願人が反論書を提出しない場合、出願人は出願を放棄したものとみなす。」

第11条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) の第II章／I 地理的表示ロゴ、第20条／1及び第20条／2として以下の記載を追加する。

「第II章／I

地理的表示ロゴ

第20/1条 地理的表示ロゴは以下の通りである。

(1) 登録された地理的表示商品に使用されるタイ地理的表示ロゴ；

(2) 地理的表示商品を原材料とする商品の表示に使用される、地理的表示の使用を促進するロゴ。

第1段落のロゴの特徴、ロゴの使用、ロゴの表示は、省令で定める規則、手続き、条件に従わなければならない。

第20/2条 何人も、知的財産局の許可を得なければ、第20/1条の地理的表示ロゴを使用することはできない。

第1段落に基づく許可の取得は、長官が指定する規則、手続および条件に従うものとする。」

第12条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) の第23条を廃止し、代わりに以下を使用する：

「第23条 登録官が地理的表示を登録した場合、登録後に状況が変わったとしても、一般名称とはみなされない。

状況が変化し、その変化によって地理的表示が公序良俗または国家政策に反すると思われる場合、何人または担当官は、登録を取り消す決定をするために委員会に問題を提出するよう登録官に要求することができる。

状況の変化により地理的原産地に関する特定事項またはその他の特定事項が登録された特定事項から変更された場合、利害関係人または担当官は、登録を修正または取り消す決定をするために、委員会に問題を提出するよう登録官に要請することができる。

第22条第二段落の規定は、第二段落及び第三段落の場合に準用する。」

第13条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第III章 / I 地理的表示の品質に関する検査及び管理、第24/1条、第24/2条、第24/3条、第24/4条及び第24/5条として以下の記載を追加する。

「第III章/I

地理的表示の品質に関する検査及び管理

第 24/1 条 地理的表示が登録された場合、商品生産者または取引業者は、知的財産局に登録された「地理的表示登録及び業務マニュアル」³に従い、自己の商品の生産および品質を管理しなければならない。

第 24/2 条 地理的表示の商品生産者または取引業者は、局長が指定する機関による地理的表示に関する品質検査を要求することができる。

第 24/3 条 第 24/2 条の規定以外の場合、地理的表示の商品生産者または取引業者は、認定を受けた他の認証機関に地理的表示の品質の検査および認証を依頼することができる。

第 24/4 条 第 24/1 条に基づく生産および商品の品質の管理、第 24/2 条に基づく地理的表示の品質の検査、または第 24/3 条に基づく地理的表示の品質の検査および認証は、局長が定める規則、手順および条件に従うものとする。

第 24/2 条に基づく地理的表示の品質の検査または第 24/3 条に基づく地理的表示の品質の検査および認証が行われた場合、場合により、商品生産者または取引業者は、局長が指定する手続きに基づき、品質検査の結果または品質検査および認証の結果を知的財産局に報告しなければならない。

第 24/5 条 地理的表示が商品について登録された場合、担当官および登録官は、品質、商品の特徴、地理的表示に関する検査および管理体制、その他第 10 条に規定する詳細について検査する権限を有する。

第 1 段落の職務を行う際、担当官及び登録官は、以下の行為を行う権限を有する：

(1) 商品生産者または取引業者に対し、説明、陳述の提出、書類、関連証拠または情報の送付を命じる；

(2) この法律の遵守を検査するために、商品生産者又は取引業者の業務時間中に、その事業所に立ち入ること；

(3) 商品生産者若しくは取引業者から無作為に受領した商品見本を検査すること、又は商品生産者若しくは取引業者に対し、入手した商品の見本を検査のために相当数送付するよう命令すること。

³ 改正案には記載があるものの、当該マニュアルについての詳細は公開されていない。

担当官又は登録官は、商品生産者又は取引業者に対し、命令を受けた日から60日以上でなければならぬ指定期間内に、検出された欠陥又は誤りを修正する命令を発する権限を有する。」

第14条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第26条第1項および第2項を廃止し、代わりに以下を使用する：

「第26条 第25条に基づく者が、登録された条件に従わず、又は第24/1条に従わずに地理的表示を使用した場合、登録官は、当該者に対し、追加条件及び期間を指定して、条件又は命令に従うよう求める書面による通知を送付しなければならない。当該者が当該期間内に正当な理由なく条件を遵守しない場合、登録官は、登録官の命令が遵守されるまで、当該者による地理的表示の使用を停止する命令を書面で発することができる。」

第1項に基づき地理的表示の使用の停止を受けた者は、登録官の命令を受けた日から60日以内に、登録官の命令に対する審判を委員会に申し立てることができる。審判は、省令に定める規則および手続きに従うものとする。」

第15条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第27条第1項を廃止し、代わりに以下を使用する：

「第27条 以下の行為は違法とみなされる：

(1) 商品が地理的原産品として登録出願で指定された地理的原産地に由来するものでないとの混同又は誤解を一般公衆に生じさせるような方法で、原産地を特定し、又は商品を表示する行為；

(2) 不正競争である産業上または商業上の慣行における善意に反する行為、特に、方法を問わず、事業活動、商品、事業者の産業上または商業上の活動に損害を与え、または名誉を毀損するために、取引上の混乱を引き起こし、または虚偽の情報を表現するような行為、または地理的表示商品の種類、製造工程、用途、数量その他の特性について一般消費者に誤解を生じさせるような方法で商業上のメッセージを特定し、または表示する行為。

第16条 地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) 第28条第3段落を廃止し、代わりに以下を使用する：

「地理的表示の翻訳物の使用、「種類」、「タイプ」、「スタイル」またはこれらに類似する表現等の使用と商品とともに使用される地理的表示とを含む、第2項の商品の真の地理的原産地を示す表現または行為の使用。」

第17条 地理的表示の保護に関する法律（B.E.2546）第38/1条として以下の記載を追加する。

「第38/1条 地理的表示のロゴを許可なく使用し、第20/2条に違反した者は、20万バーツ以下の罰金（Pinai）を支払う義務がある。」

経過規定

第18条 本法施行前に、出願が既に提出され、登録官が命令を発した場合、当該出願に関する行為または当該出願に関する事項は、本法施行の前日に施行されている地理的表示の保護に関する法律（B.E.2546）の規定が手続の終了まで適用される。

出願が既に提出されており、登録官が当該出願について何らの命令も出しておらず、後に本法が施行されてから命令が出された場合、当該出願に関する行為または当該出願に関する事項は、本法による改正後の条 地理的表示の保護に関する法律（B.E.2546）の規定に従う。

第1段落に基づく出願の手数料に関する手続は、手続の終了まで、地理的表示の保護に関する法律（B.E.2546）のうちこの法律の施行日前に施行されていた規定に従う。

第19条 登録官は、この法律の施行日前に提出された登録出願の補正を命ずる場合、登録官が命令を発したか否かにかかわらず、この法律第7条に基づく権限を有する。

第20条 登録官が商品生産者または取引業者に対し、知的財産局が許可した地理的表示ロゴの使用を許可した場合、被許可者は許可期間が満了するまで地理的表示ロゴを使用し続けるものとする。

第21条 本法施行前に地理的表示が既に登録され、出願人が検査及び管理体制を示す証拠書類を提出していない場合、出願人、商品生産者または取引業者は、本法施行の日から2年以内に、

地理的表示の品質に関する検査及び管理体制を示す証拠書類を知的財産局に提出しなければならない。

第 22 条 本法が施行された日の前日において効力を有する、地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) に基づき公布されたすべての省令又は告示は、本法により改正された地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) により公布された省令又は告示が発行されるまでの間、本法により改正された地理的表示の保護に関する法律 (B.E.2546) に反せず、矛盾しない限りにおいてのみ、引き続き効力を有する。

第 23 条 商務大臣は、本法の執行を指揮監督する。

7章 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計

1.直近5年間の出願および登録件数

(1) データの算出方法

①<出願件数、登録件数、審判件数、提訴件数>

知的財産局（DIP）および各裁判所から入手したデータを引用した。なお、2023年の出願件数データ及び登録件数データは入手できた2023年1月から2023年6月までの特許・小特許・意匠・商標の出願件数データ及び登録件数データを用いている。表には2023年1月から2023年6月までのデータを加え、グラフについては2022年までのデータを用いて作成した。

②<審査期間>（出願から登録までの期間、及び、審査請求から登録までの期間）

発明特許について、2018年、2019年については、登録された発明特許70件（7つの技術グループからそれぞれ10件ずつ）、2021年、2022年については登録された発明特許90件（9つの技術グループからそれぞれ10件ずつ）を抽出し、それぞれ審査期間を算出した。

それ以外は2018年、2019年、2021年、2022年について、小特許について20件（機械10件、化学10件）、意匠40件（分野問わず）、商標40件（審判請求無し30件、審判請求あり10件）を抽出し、それぞれ審査期間を算出した。

また、2020年に知的財産局(DIP)における特許の技術グループ数が7から9に増加したため、2021年以降の発明特許の調査については登録された発明特許90件（9つの技術グループからそれぞれ10件ずつ）を抽出しているため、それ以前との単純な比較ができない。

また、2022年、2023年については、審査請求から登録までの期間についても算出した。

(2) 発明特許

①出願件数及び登録件数

[表1][グラフ1]に示すように、2018年以降は毎年約7,500件～約8,500件程度の出願があり、2022年の出願件数は8,566件で、2021年の出願件数8,236件から回復をみせて、コロナ禍以前の2019年の数値8,176件を上回っている。登録件数については、[表2][グラフ2]に示すように、2018年以降は毎年約3,000件からそれ以上の登録件数を記録していたが、2022年は2,197件であった。2020年の3,525件、2021年の2,995件と比較すると、それぞれ約38%、約27%の減少となる。これは、コロナ禍の影響もあるが、知的財産局（DIP）における2022年8月から11月にかけての局内システム障害の影響により審査が滞ったことが大きいと考えられる。2023年については、

1月から6月までの数値ではあるが、登録件数が2,138件に達しており、審査処理は大幅に回復した模様である。

また、[表1][グラフ1]に示すように、国・地域別の出願件数については、日本からの出願の減少が著しく（2018年の3,281件が2022年には2,820件と、2013年の水準（2,938件）近くまで減少している）、日本企業の東南アジアビジネスの拠点としてタイが位置づけられていることを考えると、残念な状況となっている。

②審査期間と審査官数

[グラフ4][表3]に示すように、出願から登録までの期間（以下、「審査期間」という）については、医薬分野を例にとると、2021年には14.75年であったものが2023年には12.81年と短縮されてきている。また、物理分野においては、2021年に7.13年であったものが、2023年には8.98年とむしろ長期化しており、分野におけるばらつきを見ることができる。

なお、2021年及び2022年の調査結果は、2019年以前の調査結果とは技術グループ数が増えられたことから直接の比較はできないが、あまりはっきりとした改善は見られない。ただし、特許法改正案が施行されれば、審査請求期間が出願公開日基準ではなく、出願日基準となり、かつ、審査請求できる期間も5年から3年に短縮されるので、全体として出願から登録までの期間が大幅に短縮されていくことが期待されている。

[表4]に示すように、審査請求から登録までの期間、即ち実質的な審査期間については、2023年時点で、最も長い医薬分野で7.19年、最も短いエンジニアリング分野で1.54年である。

また、PPH申請を行った案件については、2022年調査案件により、以下のような結果となった。すなわち、PPH申請から登録までの期間は化学・材料分野で1.51年（1件）（審査請求から登録まで平均5.80年）、物理分野で3.02年（2件）（審査請求から登録まで平均1.36年）、食品・化粧品分野で5.10年（1件）（審査請求から登録まで平均4.88年）だった。審査請求から登録までの平均期間と比べて、必ずしも短縮されているとはいえない結果となっているが、これは各案件の個別の事情によるものと推察される。

特許審査官の増員については、[表6]に示すように、2019年2月に97名、2024年1月に96名と大きな変化はない。これは、国家公務員委員会において、政府機関のスリム化を進めているためであり、当面審査官の積極的な増員予定はないものと思われる。

してみると、今後の審査期間の短縮化については、法改正が進まない限りは、大幅な改善を見ることはないものと考えられる。

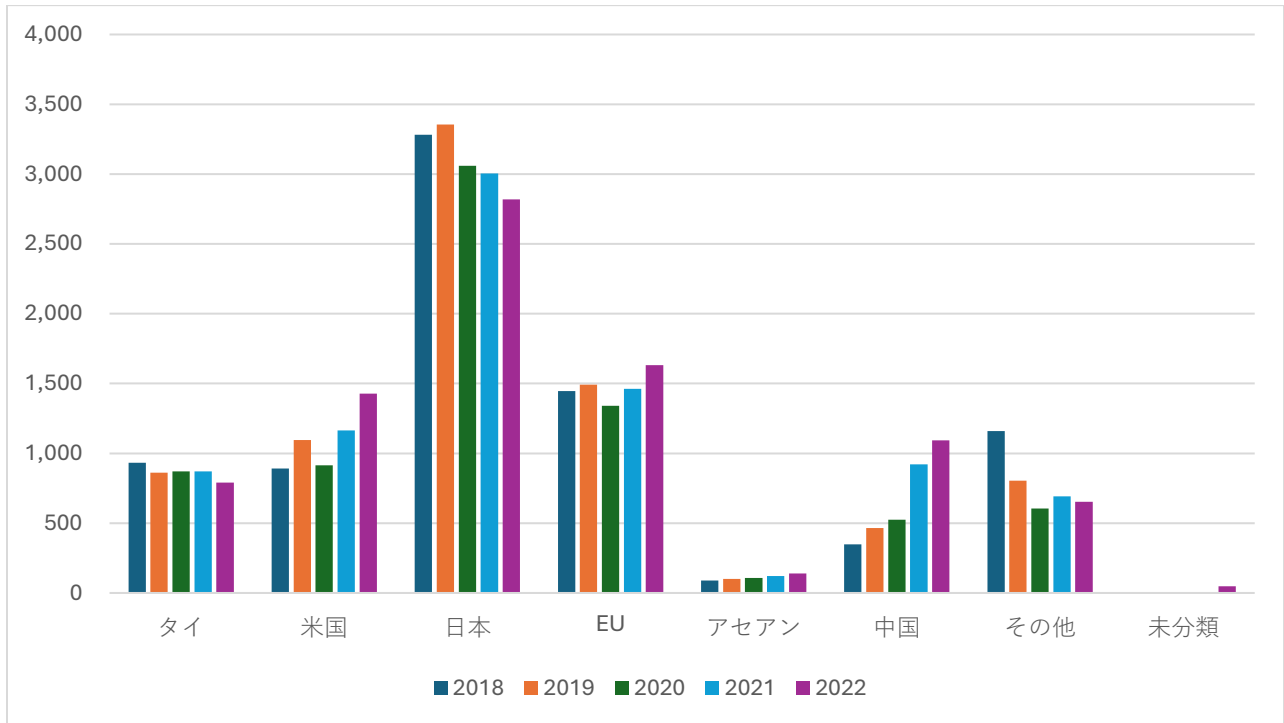
[表 1] 【発明特許出願件数】 (2023 年の値は 1-6 月まで)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	未分類	合計
2018	933	891	3,281	1,447	90	348	1,159	0	8,149
2019	862	1,096	3,356	1,492	100	466	804	0	8,176
2020	871	914	3,059	1,341	108	525	604	0	7,422
2021	871	1,164	3,004	1,463	121	922	691	0	8,236
2022	791	1,428	2,820	1,632	140	1,094	654	48	8,566
2023 01-06	326	692	1,369	636	71	366	647	9	4,116

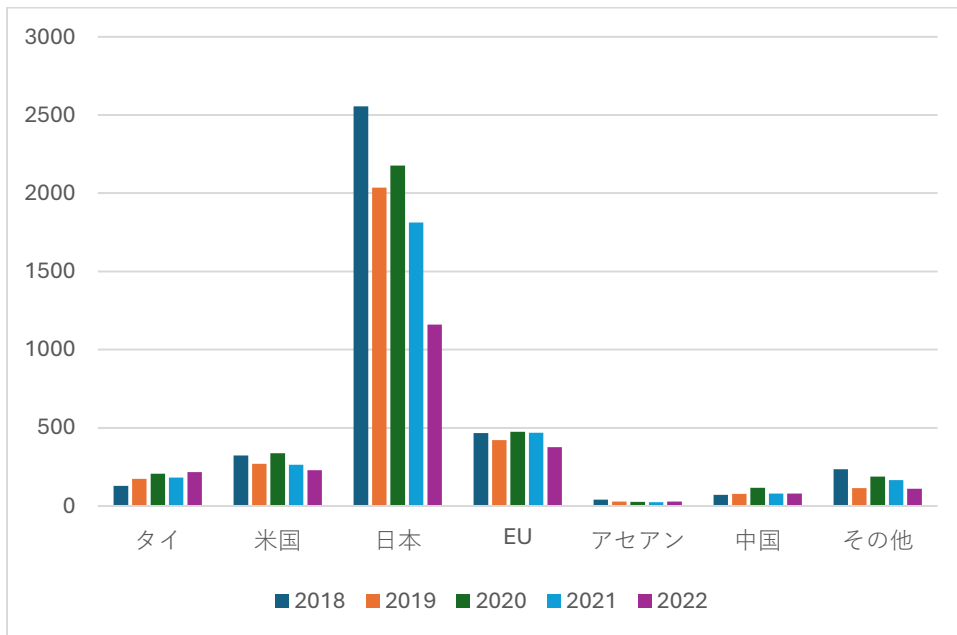
[表 2] 【発明特許登録件数】 (2023 年の値は 1-6 月まで)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2018	128	323	2,556	466	40	71	234	3,818
2019	173	270	2,035	422	28	77	115	3,120
2020	207	338	2,176	474	27	116	187	3,525
2021	182	264	1,813	468	24	79	165	2,995
2022	216	228	1,159	376	29	79	110	2,197
2023.01- 06	196	228	1,167	235	21	75	216	2,138

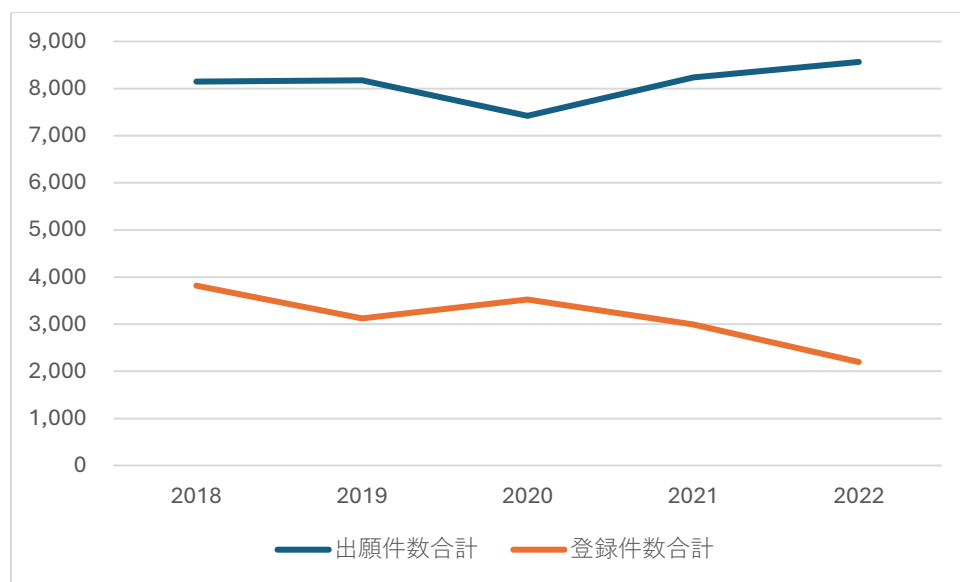
[グラフ 1] 発明特許出願件数



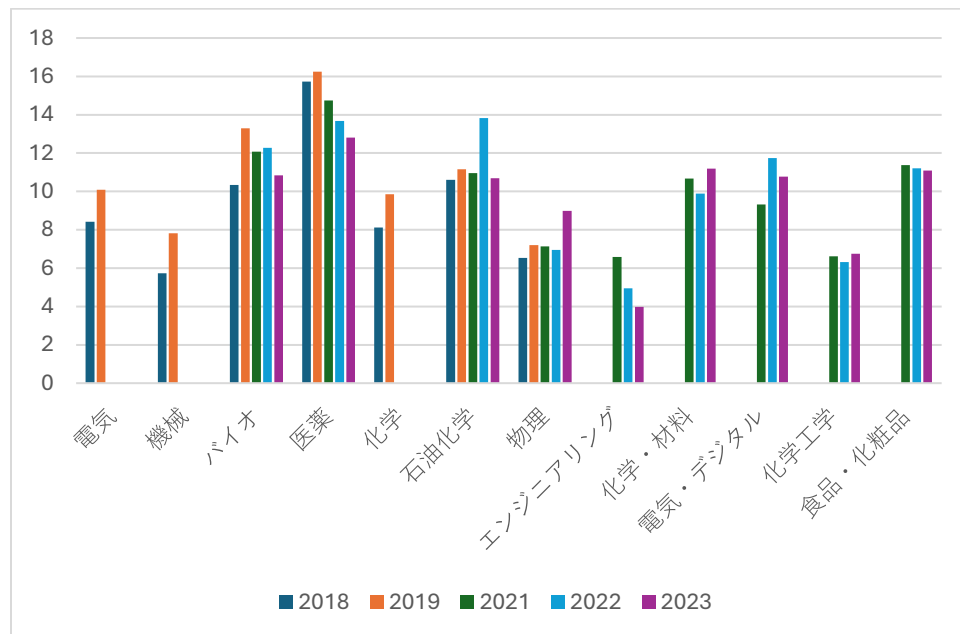
[グラフ 2] 発明特許登録件数



[グラフ 3] 発明特許出願および登録件数



[グラフ 4] 出願から登録までの期間（発明特許）（単位：年）



[表 3] 出願から登録までの期間（発明特許）（単位：年）

年	電気	機械	バイオ	医薬	化学	石油化学	物理	エンジニアリング	化学・材料	電気・デジタル	化学工学	食品・化粧品
2018	8.41	5.73	10.34	15.72	8.11	10.61	6.53	-	-	-	-	-
2019	10.09	7.81	13.29	16.25	9.86	11.16	7.2	-	-	-	-	-
2021	-	-	12.07	14.75	-	10.96	7.13	6.59	10.67	9.32	6.61	11.37
2022	-	-	12.28	13.67	-	13.83	6.95	4.94	9.89	11.74	6.32	11.21
2023	-	-	10.84	12.81	-	10.68	8.98	3.98	11.19	10.77	6.75	11.08

[表 4] 審査請求から登録までの期間（発明特許 2022 年、2023 年）

年	バイオ	医薬	石油化学	物理	エンジニアリング	化学・材料	電気・デジタル	化学工学	食品・化粧品
2022	5.69	6.88	6.83	1.36	2.00	5.80	5.36	0.99	4.88
2023	5.66	7.19	4.50	3.49	1.54	5.63	7.18	2.19	4.80

[表 5] 出願から登録までの期間と、審査請求から登録までの期間（発明特許 2023 年）

年	バイオ	医薬	石油化学	物理	エンジニアリング	化学・材料	電気・デジタル	化学工学	食品・化粧品
出願から登録まで	10.84	12.81	10.68	8.98	3.98	11.19	10.77	6.75	11.08
審査請求から登録まで	5.66	7.19	4.50	3.49	1.54	5.63	7.18	2.19	4.80

[表 6]特許審査官数

年月	電気	機械	バイオ	医薬	化学	石油化学	物理	合計
2014.09	4	7	4	6	5	4	4	34
2017.05	12	17	8	10	11	9	11	78
2019.02	15	20	9	13	13	13	14	97

年月	電気・デジタル	エンジニアリング	バイオ	医薬	化学・材料	化学工学	食品・化粧品	石油化学	物理	合計
2023.02	14(1)	12(2)	8(2)	12(1)	13(1)	9	6	13(1)	12(1)	99(9)
2024.01	12(1)	12(2)	10(2)	11(1)	12	10	6	11(1)	12(1)	96(8)

(注) (カッコ内は審査官補数で、内数。)

(3)小特許

①小特許出願件数及び登録件数

[表 7][グラフ 5]に示すように、2022 年の出願件数は 3,447 件であり、2021 年の 3,752 件より約 8%減少している。また、[表 8][グラフ 6]に示すように、2022 年の登録件数は 1,657 件と、2021 年の 1,867 件よりやはり落ち込んでいる。[グラフ 7]に示すように、2021 年までは出願件数、登録件数ともに増加傾向であったので、コロナ禍の影響については判然としないが、内国出願と外国出願の比率は、常に内国出願の比率が遥かに高いため（2022 年実績で、タイ国内出願 3,343 件に対し、外国出願は 88 件）、内国出願の落ち込み（2021 年の 3,620 件が 2022 年に 3,343 件）がそのまま反映された結果となっている。なお、小特許については外国出願人の国籍別の統計は公表されていない。また、登録件数については、[表 8]に示すように 2023 年については、1 月から 6 月までの数値ではあるが、登録件数が 1,335 件に達しており、コロナ禍の影響と、2022 年の知的財産局（DIP）における局内システム障害の影響からの回復が著しい。

②小特許審査期間と審査官数

[表 9]に示すように、出願から登録までの期間については、機械分野・化学分野とも 2018 年調査より長期化の傾向が見られ（機械分野：1.69 年（2018 年）→2.12 年（2022 年）、化学分野：1.82 年（2018 年）→3.34 年（2022 年））、特に化学分野における長期化が著しい。[表 10]に示すように、小特許審査官数についても、特許審査官と同様の理由により、増員は頭打ちとなっている（2019 年 2 月に 16 名、2023 年 2 月に 24 名、2024 年 1 月で 25 名）。

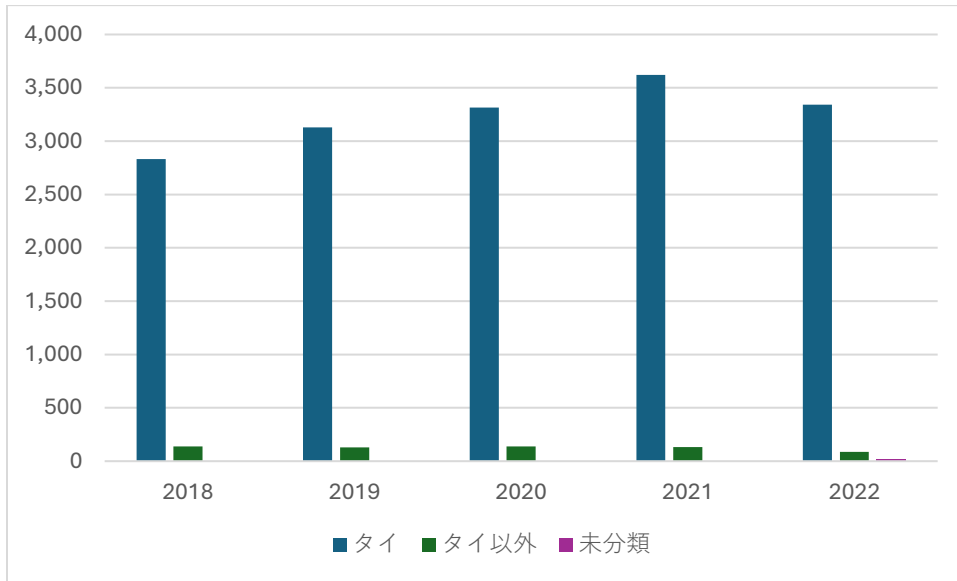
[表 7] 【小特許出願件数】（2023 年の値は 1-6 月まで）

年	タイ	タイ以外	未分類	合計
2018	2,832	137	0	2,969
2019	3,130	128	0	3,258
2020	3,314	137	0	3,451
2021	3,620	132	0	3,752
2022	3,343	88	16	3,447
2023.01-06	1,688	56	7	1,751

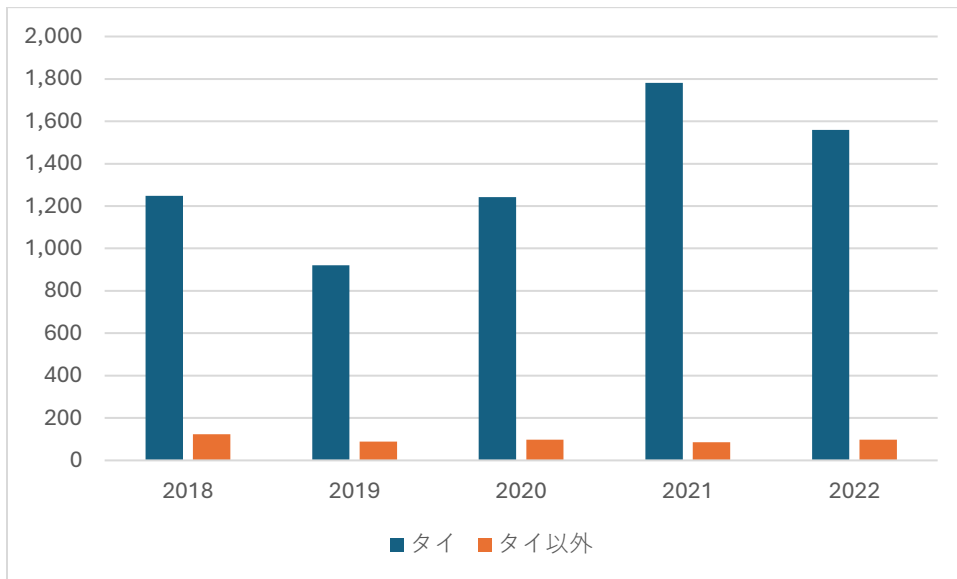
[表 8] 【小特許登録件数】（2023 年の値は 1-6 月まで）

年	タイ	タイ以外	合計
2018	1,248	124	1,372
2019	921	88	1,009
2020	1,242	98	1,340
2021	1,781	86	1,867
2022	1,559	98	1,657
2023.01-06	1,269	66	1,335

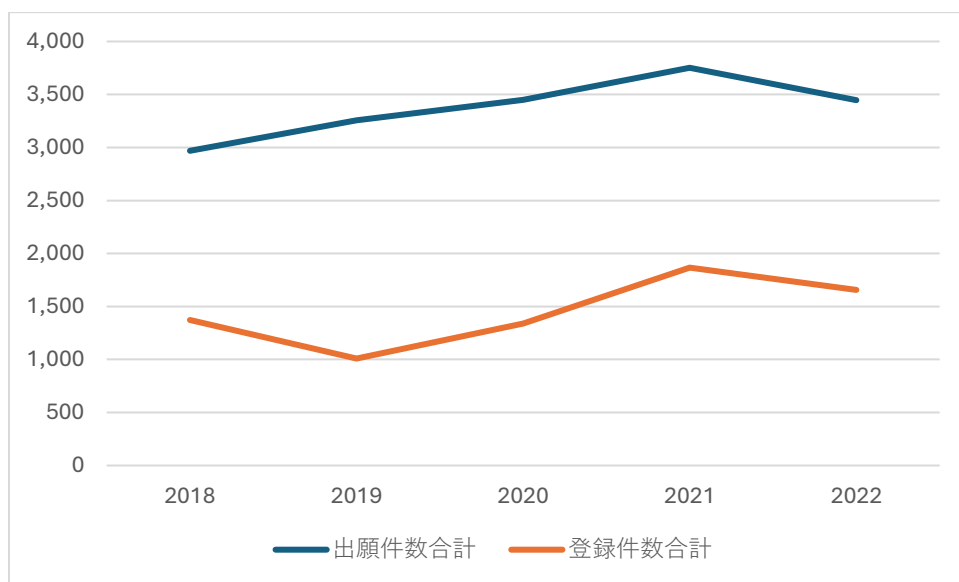
[グラフ 5]小特許出願件数



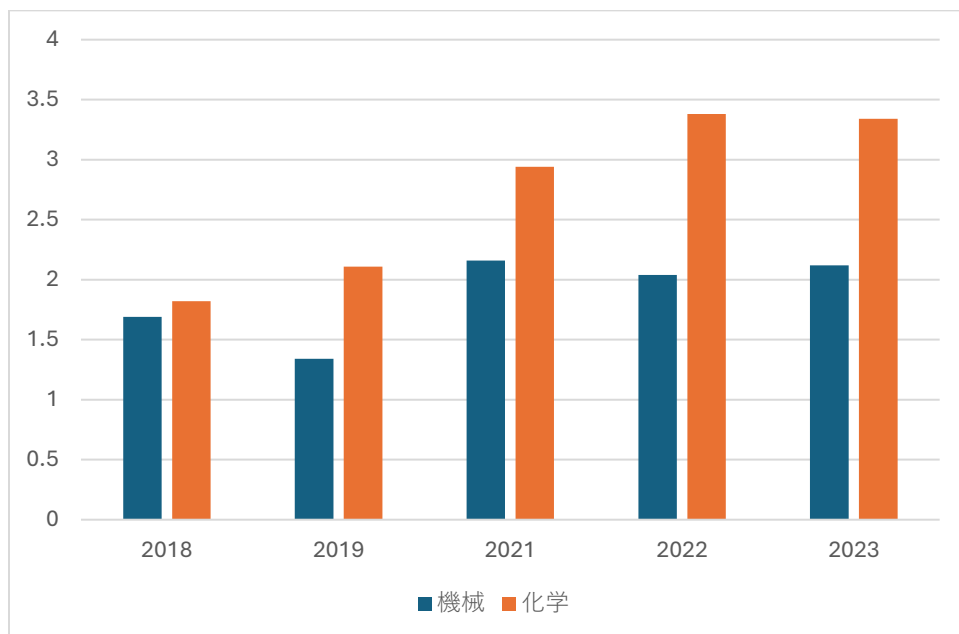
[グラフ 6]小特許登録件数



[グラフ 7]小特許出願および登録件数



[グラフ 8]出願から登録までの期間（小特許）（単位：年）



[表 9] 出願から登録までの期間（小特許）（単位：年）

年	機械	化学
2018	1.69	1.82
2019	1.34	2.11
2021	2.16	2.94
2022	2.04	3.38
2023	2.12	3.34

[表 10]小特許審査官数

年月	機械	化学	合計
2019.02	10	6	16
2023.02	14(8)	10(5)	24(13)
2024.01	13(8)	12(7)	25(15)

(注) (カッコ内は審査官補数で、内数。)

(4) 意匠特許

①意匠特許出願件数と登録件数

[表 11][グラフ 9]に示すように、2018年から2022年の出願件数は5,000件を上回る数値で推移しているが、2022年の出願件数は2021年の5,674件より落ち込んで、5,260件であった。登録件数は[表 12][グラフ 10]に示すように、2022年の登録件数は、2020年の登録件数3,495件に比べて約34%減、2021年の登録件数2,693件に比べて約14%減の2,317件と、2年続けて登録件数を減らしている。出願件数について、意匠特許についてはコロナ禍時の電子メール出願の対象にはなかったことから、出願件数の落ち込みが発生し、その点も登録件数の落ち込みにつながったことが考えられる。

[表 11][グラフ 9]に示すように、出願件数を出願人の国籍別で見ると、タイ国内からの出願が2020年に4,481件だったものが、2022年には3,837件に落ち込んでいる。

②審査期間

[グラフ 12]に示すように、出願から登録までの平均審査期間についてはグラフ外の 2016 年の調査結果の 4.38 年から 2021 年には 2.42 年にまで大幅に短縮されたが、2022 年には 2.74 年、2023 年には 2.77 年と、ほぼ変化はない。これは、コロナ禍の影響であるのか、あるいは、2022 年に発生した知的財産局(DIP)の局内コンピュータシステムの障害の影響なのかは不明である。

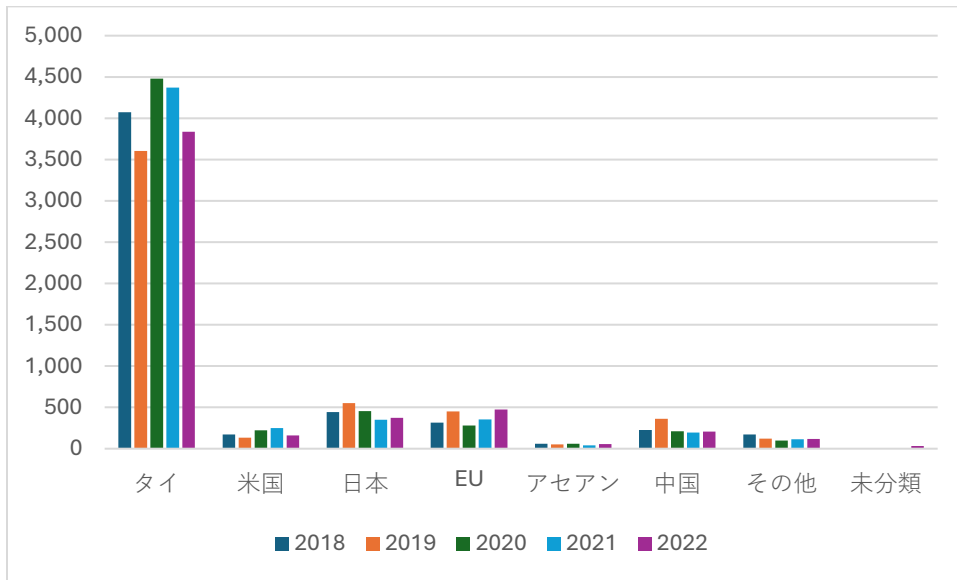
[表 11] 【意匠特許出願件数】 (2023 年の値は 1-6 月まで)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	未分類	合計
2018	4,073	171	445	316	59	228	172	0	5,464
2019	3,603	134	551	449	53	360	123	0	5,273
2020	4,481	221	454	280	60	211	100	0	5,807
2021	4,371	248	350	354	41	196	114	0	5,674
2022	3,837	161	373	474	57	208	119	31	5,260
2023.01-06	1,948	77	178	184	42	155	39	31	2,654

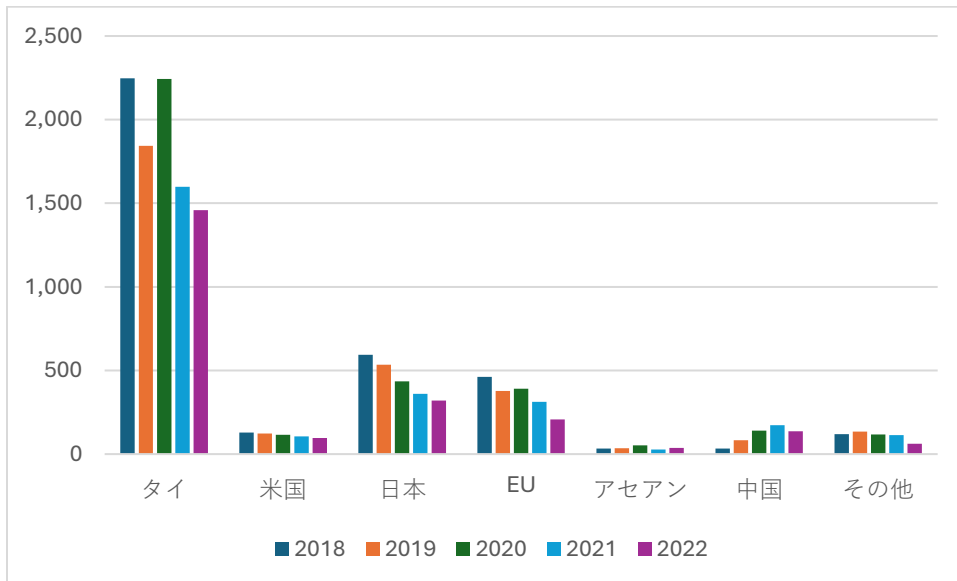
[表 12] 【意匠特許登録件数】 (2023 年の値は 1-6 月まで)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2018	2,247	129	593	462	33	33	120	3,617
2019	1,844	124	534	377	35	82	134	3,130
2020	2,244	116	435	390	52	140	118	3,495
2021	1,599	105	361	313	28	173	114	2,693
2022	1,459	96	320	207	37	137	61	2,317
2023.01-06	1,159	82	189	170	17	82	56	1,755

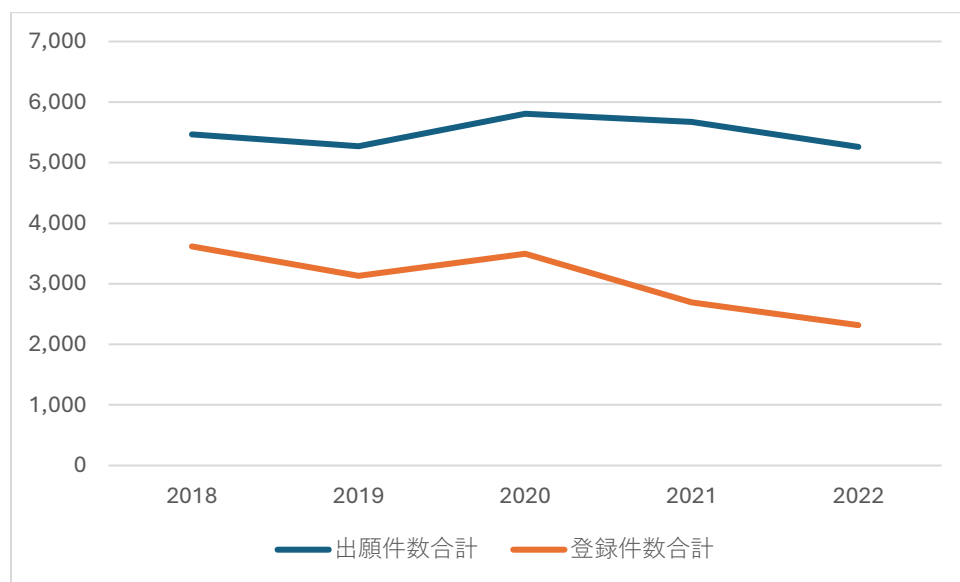
[グラフ 9] 意匠特許出願件数



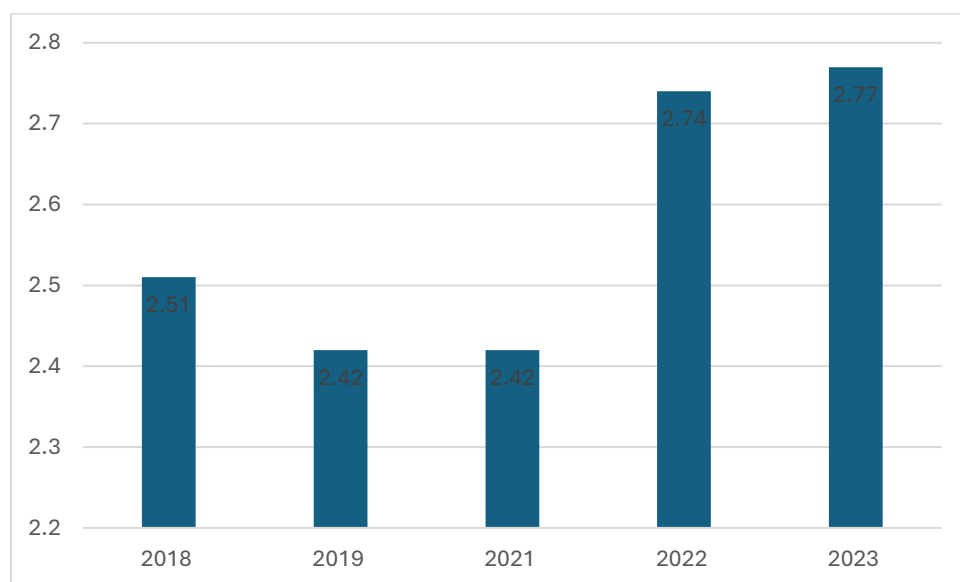
[グラフ 10] 意匠特許登録件数



[グラフ 11]意匠特許出願および登録件数



[グラフ 12]出願から登録までの期間（意匠特許）（単位：年）



(5)商標

①商標出願件数と登録件数

2018年以降の出願件数については、2017年11月7日から受付を開始した国際出願の受理数を括弧書きで表している。[表 13][グラフ 13]に示すように、2022年の出願件数は42,905件でコロ

ナ禍以前の 2019 年の 50,017 件からみると約 14%減少しており、依然として減少傾向にある。

2016 年商標法改正法で複数の区分を一つの出願にまとめて出願を行うことができる多区分制が導入されたため、2015 年の 52,344 件をピークに出願件数は減少傾向にあったが、マドリッド協定加盟による国際出願制度の導入後は、マドリッド協定を利用した出願件数が増加に転じた（マドリッド協定利用出願、2018 年：7,538 件→2019 年 10,553 件）。しかし、そのマドリッド協定利用出願も、2022 年に 8,609 件とやはり減少傾向にある。EU からのタイへの出願は急速に国際出願に移行している一方で（年によって異なるが、マドリッド協定利用出願の受付開始後、全体の 50%超から約 80%がマドリッド協定利用出願に移行）、タイ国内からの国際出願制度の利用は年間 10 件に満たず、出願全体の 0.1%を上回ったことがなく、きわめて低調なままである。

[表 14][グラフ 14]に示すように、2022 年の登録件数は 34,704 件で前年比約 28%増を記録した。

②商標審査期間

[グラフ 16][表 15]に示すように、出願から登録までの期間について、他人商標との同一または類似、識別力の欠如を理由とした拒絶を受けたことにより、審判請求を経て登録となった案件の場合は 2022 年には 8.56 年を要しており、2016 年調査時以来、登録までの期間は長くなる一方であった。特に 2022 年は 2021 年の 6.60 年よりもほぼ 2 年長期化する結果となり、また、審判請求を行わず登録された場合も 2021 年の 2.30 年から 2022 年にはほぼ 1 年長期化して権利化までに平均 3.24 年を要する結果となっている。2023 年には、審判請求のある場合も審判請求のない場合も、出願から登録までの期間は短縮して改善傾向にあり、審判請求のない場合は、ほぼコロナ禍以前の値まで回復してきている。

なお、下記 2.に添付する審判件数から分かるように、商標の審判件数は毎年約 2,000～3,000 件超であり、このような審判請求件数の数も伴って、全体の審査期間が長期化していると考えられる。

[表 13] 【商標出願件数】 (2023 年の値は 1-6 月まで)

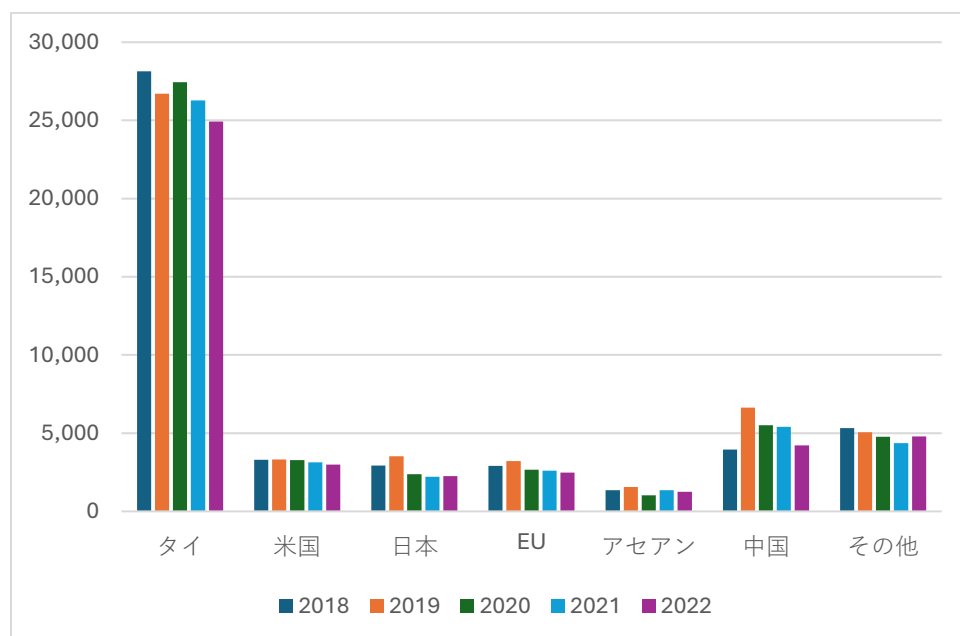
年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2018	28,138 (1)	3,290 (1,104)	2,935 (1,216)	2,914 (1,880)	1,348 (323)	3,953 (159)	5,329 (2,855)	47,907 (7,538)
2019	26,703 (3)	3,321 (1,360)	3,523 (1,525)	3,208 (2,454)	1,562 (558)	6,633 (2,138)	5,067 (2,515)	50,017 (10,553)
2020	27,450 (5)	3,273 (1,162)	2,387 (1,193)	2,654 (1,977)	1,022 (371)	5,509 (2,064)	4,772 (2,549)	47,067 (9,321)
2021	26,276 (1)	3,131 (1,357)	2,217 (1,125)	2,596 (2,029)	1,345 (493)	5,401 (1,930)	4,359 (2,415)	45,325 (9,350)
2022	24,921 (3)	2,999 (1,207)	2,245 (1,111)	2,482 (1,207)	1,248 (445)	4,224 (1,746)	4,359 (2,279)	42,905 (8,609)
2023.01- 06	12,382 (0)	1,442 (617)	1,111 (580)	1,398 (1,056)	794 (287)	2,592 (880)	2,388 (1,242)	22,113 (4,662)

(注) (カッコ内は国際出願の受理件数 (内数) を示す。)

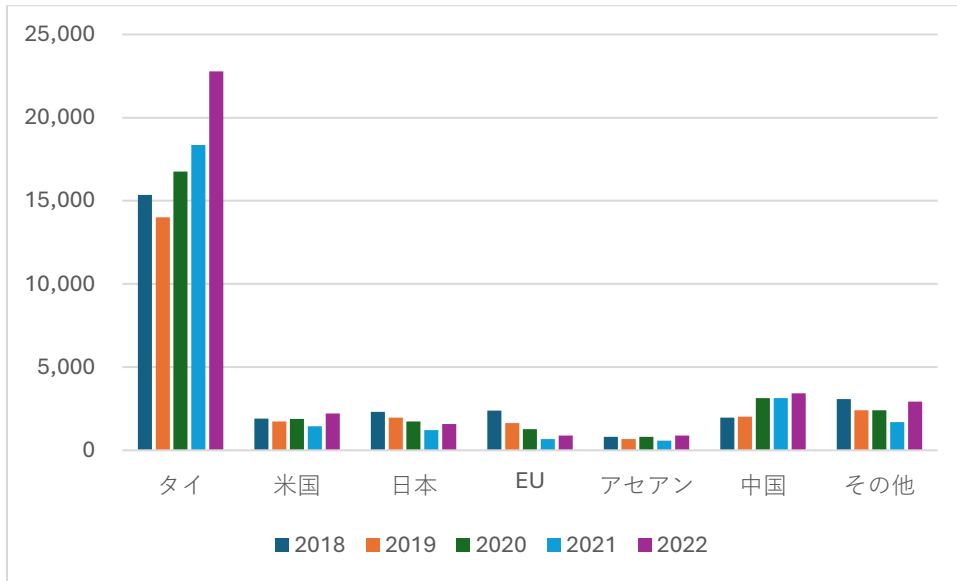
[表 14] 【商標登録件数】 (2023 年の値は 1-6 月まで)

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2018	15,358	1,910	2,312	2,394	801	1,969	3,078	27,822
2019	14,014	1,733	1,969	1,639	680	2,021	2,404	24,460
2020	16,767	1,883	1,737	1,272	811	3,132	2,416	28,018
2021	18,351	1,439	1,207	666	580	3,136	1,687	27,066
2022	22,787	2,222	1,582	881	891	3,418	2,923	34,704
2023.01-06	10,774	1,035	762	391	471	1,421	1,420	16,274

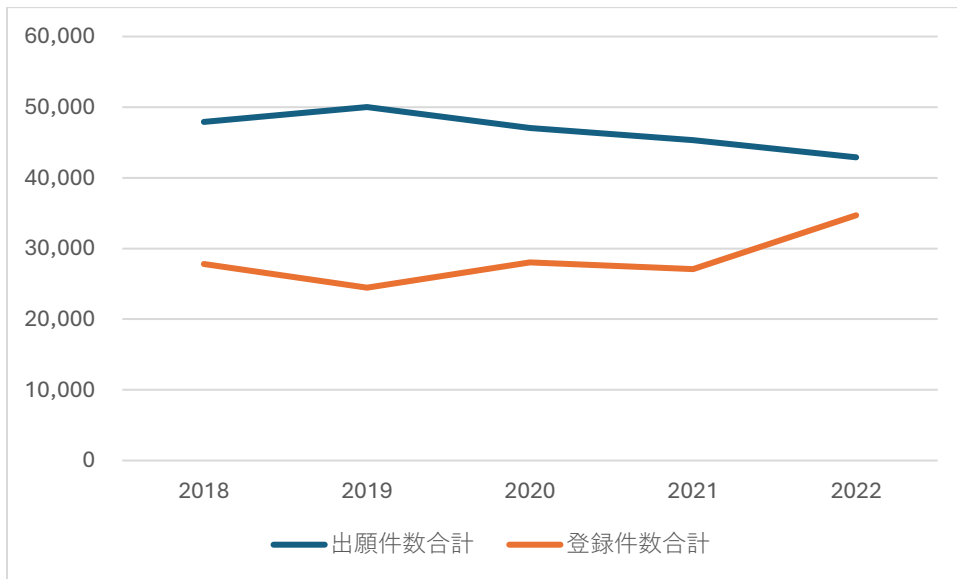
[グラフ 13] 商標出願件数



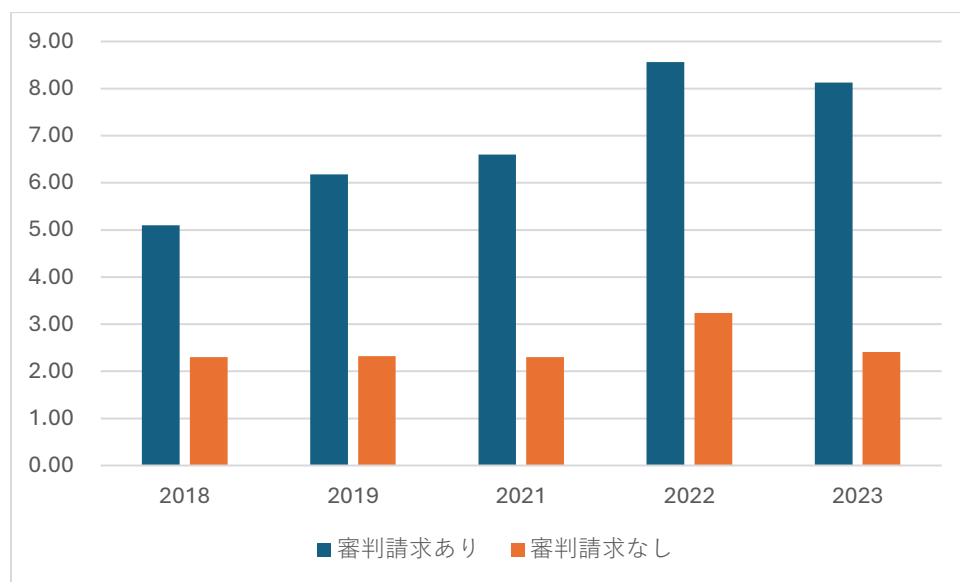
[グラフ 14]商標登録件数



[グラフ 15]商標出願および登録件数



[グラフ 16]出願から登録までの期間（商標）（単位：年）



[表 15]出願から登録までの期間（商標）（単位：年）

年	審判請求あり	審判請求なし
2018	5.10	2.30
2019	6.18	2.32
2021	6.60	2.30
2022	8.56	3.24
2023	8.13	2.41

(6)地理的表示(GI)

[表 16]に示すように、出願件数はおおよそ毎年 30 件前後を上下しており、[表 17]に示すように、登録件数も毎年 20 件程度で、大きな変動は見られない。知的財産局(DIP)がタイ国内での地理的表示(GI)登録を推奨していることもあり、ほとんどの出願はタイ国内からである。

なお、タイ全土の 1 都 76 県では、それぞれ当該都県における 1 商品以上についての地理的表示(GI)登録が行われており、全都県において地理的表示(GI)登録が行われた商品が存在する。

[表 16]GI 出願件数

年	タイ	タイ以外	合計
2019	30	4	34
2020	26	4	30
2021	24	1	25
2022	26	1	27
2023	28	1	29

[表 17]GI 登録件数

年	タイ	タイ以外	合計
2019	17	1	18
2020	18	0	18
2021	18	1	19
2022	19	0	19
2023	20	2	22

2. 審判及び裁判件数

[表 18]に示すように、直近5年間の知的財産局(DIP)への審判件数は、商標が全体の約96%～約99%を占めており、商標を除く特許・意匠・小特許の審判件数は合計しても全体の約1%～4%程度とわずかである。

審判件数全体では、2019年に2,758件、2020年に2,969件、2021年に3,185件と増加傾向にあったものが、一転して2022年に2,196件、2023年に1,889件と減少している。これは、出願件数・登録件数に対する最終処分件数自体が減少していることが影響しているのではないかと考えられる。

また、裁判事件に関しては、[表 19]に示す通り、知的財産事件全体の件数が、2018年には3,931件あったのに対し、2021年に2,349件、2022年には1,561件と急激に減少し、2022年の件数は2018年に比べて約60%減少している。

刑事事件の件数と民事事件の件数を比較すると、刑事事件の件数は刑事事件の件数と民事事件の件数合計の約75%～約89%を占めており、民事事件の件数と比較して多い。刑事事件の多くは著作権侵害、商標権侵害に関するものと過去の調査から推察されるが、法律別のデータは公表されていない。[表 20]、[表 21]に示す通り、上級審へ提訴される件数は、控訴裁判所に対しては年間300件未満、最高裁判所に対しては年間100件未満であり、多くはない。

[表 18]直近5年間の知的財産局（DIP）への審判件数

年	商標	特許および意匠	小特許	地理的表示	合計
2019	2,705	53	0	0	2,758
2020	2,898	71		0	2,969
2021	3,147	34	4	0	3,185
2022	2,154	42	0	0	2,196
2023	1,825	64	0	0	1,889

(注) (2020年の審判件数については、特許及び意匠と小特許が区別されていない。)

[表 19]直近 5 年間の知的財産および国際取引中央裁判所(CIPITC)への提訴件数

年	知的財産		国際取引	合計
	刑事事件	民事事件		
2018	3,487	444	510	4,441
2019	2,981	439	499	3,919
2020	2,104	433	486	3,023
2021	1,760	589	(未集計)	(2,349)
2022	1,307	254	(未集計)	(1,561)

[表 20]CIPITC から専門事案の控訴裁判所（2016 年 10 月 1 日設立）への提訴件数

年	事件種別		
	刑事事件	民事事件	
		知的財産関連	国際取引関連
2018	81	53	14
2019	81	92	35
2020	64	34	72
2021	99	176	
2022	96	144	N/A

(注) (2021 年の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。
2022 年の国際取引関連の民事事件件数は不明。)

[表 21]最高裁判所への提訴件数

年	事件種別		
	刑事事件	民事事件	
		知的財産関連	国際取引関連
2018	10	23	14
2019	7	53	14
2020	14	19	62
2021	8	29	
2022	17	66	N/A

(注) (2021 年の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。2022 年の国際取引関連の民事事件件数は不明。)

(注) (2016 年 10 月 1 日に、専門事案の控訴裁判所が新たに設立され、CIPITC からの上訴案件は、まず控訴裁判所へ出訴されることとなった。)

8章 知的財産に関する支援手段や政策

1. 知的財産に関する支援手段や政策について： 税制優遇措置

(1) 税制優遇措置は、タイの産業界の技術開発と競争力を支援し、加速させるための重要な手段である。税制優遇措置は、企業家の研究開発・イノベーション (Research, Development and Innovation (RDI)) への投資を刺激し、投資や研究への支出から法人所得税を最大 200%免除することができる。タイでは、研究開発と投資を促進する責任を負う 2つの政府機関として、国家科学技術開発局 (NSTDA) と投資委員会 (BOI) がある。2つの機関が提案する最新の詳細情報、政策、税制優遇措置について紹介する。

(2) 国家科学技術開発局 (NSTDA) の方針と基準

NSTDA は 1991 年に国家科学技術開発法 (National Science and Technology Development Act 1991) に基づいて設立された。同機関は高等教育科学研究革新省 (Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation) に属している。NSTDA の税制優遇を受けることができる対象者 (政府または民間部門) は以下の通りである：

- ① 法人であること。
- ② 税金支出と RDI 支出があること。
- ③ NSTDA 基金への寄付を除き、BOI による投資促進を受けていないこと (BOI Announcement No.10/2565)。
- ③ 研究ユニットは歳入局に登録されていること。

(<https://www.rd.go.th/56999.html> で登録リストを確認できる。)

- ⑤ NSTDA から RDI プロジェクトまたは RDIMS (Research, Technology Development and Innovation Management System) として認定されていること。

税制優遇の計算例⁴

	税制優遇無し	税制優遇あり
収入	20,000,000	20,000,000
支出		
- 製造コスト t	9,000,000	9,000,000
- RDI 支出	1,000,000	1,000,000
純利益	10,000,000	10,000,000
RDI の減額	0	1,000,000
税額計算のための金額	10,000,000	9,000,000
納税額(20%)	2,000,000	1,800,000 (200,000 パーツ節税)

研究開発に対する 200%の税制優遇措置を受けるには、まず利害関係部門が研究部門として登録され、歳入局のリストにリストアップされなければならない。NSTDA は、税制措置のために提出された研究開発、技術革新プロジェクトを監査しなければならない。承認された場合、NSTDA が優遇措置のために提出する証拠となる証明書を提供する。

研究者、技術・イノベーション開発者リスト (No.1) に関する歳入局局長の通知によると、2023 年 8 月 4 日現在、登録研究者数は 791 部門に増加している (<https://www.rd.go.th/56999.html>)。

関連法

- ① 減免を規定する歳入法に基づき発行された通達 (第 598 号) B.E. 2559 (2016)
- ② RDI への支出に対する減免の基準、方法、条件に関する財務省の通達 (第 391 号)
- ③ 技術・イノベーションの研究開発に関する申請人の基準・方法の設定に関する歳入局局告示

(3) 投資委員会 (BOI) の方針と基準

研究開発に対する減免措置の恩恵をより多く受けるために、出願人は投資委員会 (BOI) に税制優遇措置を申請することができる。BOI は 1966 年に設立され、タイへの投資を促進すること

⁴ By Pornsiri Tongprem, Private Sector Research & Development Acceleration Division, NSTDA

を主な使命とし、適格なプロジェクトに対して税制上および非税制上の恩典を提供している。投資促進ガイド 2023 は、5 ヶ年投資促進戦略（2023-2028）における技術、革新、創造性を対象とした BOI 投資奨励の基準と条件を以下のように発表している：

2023 年 1 月 3 日以降、基礎的恩典と追加恩典の両方において、投資促進および法人所得税（CIT）免除の対象となる活動は以下の通りである：

1. BCG 産業（農業、食品、バイオテクノロジー、医療）
2. 先端製造業（機械・車両、電気・電子機器）
3. 基盤・裾野産業（金属・素材、化学・石油化学、公共施設）
4. 創造・デジタル産業、及び高価値サービス（デジタル、クリエイティブ産業、高価値サービス）

以下の条件に従い BOI 申請者は、投資促進法に基づく奨励特典を受ける。

税制上の恩典

- 機械輸入税の免除・減免
- 研究開発目的で輸入される物品の輸入税の免除
- 原材料および必要資材輸入税の減税
- 法人所得税および配当に対する税金の免除
- 法人所得税の 50% 減税
- 輸送費、電気代、水道代の 2 倍までを控除
- 設備の設置・建設費用の 25% 追加控除
- 輸出处向け製造用の原材料および必要資材の輸入税の免除

基本的恩典について⁵

基礎的恩典

業種	① 法人所得税 の免除	② 機械輸入税 の免除	③ 研究開発に 使用する原材料の 輸入税の免除	④ 輸出向け原材料 の輸入税の免除	⑤ 税制以外の 恩典
A1+	10-13 年間 免除金額に上限なし	✓	✓	✓	✓
A1	8 年間 免除金額に上限なし	✓	✓	✓	✓
A2	8 年間	✓	✓	✓	✓
A3	5 年間	✓	✓	✓	✓
A4	3 年間	✓	✓	✓	✓
B	—	✓	✓	✓	✓

追加恩典について

競争力強化措置としては、以下の追加特典がある：

①技術とイノベーション

- 研究開発（R&D）
- 国内で開発された技術を使用するためのライセンス料への補助
- 製品・パッケージデザイン
- 委員会が同意した、教育機関、専門訓練センター、研究機関、政府機関などの科学技術分野の機関、並びに技術およびイノベーション開発・人材開発に関する基金に対する支援を含む

②人材開発

- 先端技術研修
- 科学技術分野のインターンシップの学生に対する技術及びイノベーションのスキルを向上させるためのトレーニングまたは職業訓練の実施

③事業者の能力開発

- 現地サプライヤー育成

⁵ <https://www.boi.go.th/index.php?page=guides>

BOI に関する記述及び図についてはいずれも上記が出典となる

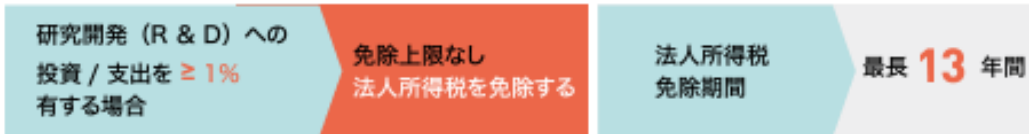
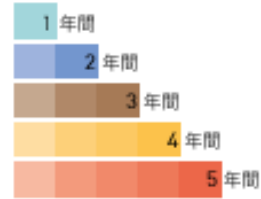
追加恩典



最初の3年間の総売上に対する投資/支出

- ≥ 1% / ≥ 200 MB
- ≥ 2% / ≥ 400 MB
- ≥ 3% / ≥ 600 MB
- ≥ 4% / ≥ 800 MB
- ≥ 5% / ≥ 1,000 MB

法人所得税の追加免除期間*



競争力向上のための追加恩典

業種	法人所得税免除	追加法人所得税免除	合計
A1+	10-13 年間 免除金額に上限なし	1-3 年間	11-13 年間 免除金額に上限なし
A1	8 年間 免除金額に上限なし	1-5 年間	9-13 年間 免除金額に上限なし
A2	8 年間	1-5 年間	9-13 年間
A3	5 年間	1-5 年間	6-10 年間
A4	3 年間	1-5 年間	4-8 年間
B	—	1-5 年間	1-5 年間

投資奨励の手続き及び審査関連書類の規定

手続	必要書類
<p>1. 適格な活動を行う申請人は、www.boei.go.th の e-InvestmentPromotion システムにログインし、投資支援システムを通して投資奨励申請書を提出すること。ただし、以下の申請は書面で申請できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 効率向上措置のための奨励申請 - 事業譲渡の推進のための奨励申請 - 地域および社会開発のための投資奨励措置に基づく奨励申請 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査済みの財務諸表（もしあれば）のコピー 2. 事業の沿革と詳細 3. 写真および／またはカタログ 4. 清算工程を示す資料 5. 主要機械詳細を示す資料 6. 省エネ措置の詳細を示す資料（もしあれば）

	7. その他特別な措置が講じられている場合は、当該措置が講じられていることを証明する書類を e-Investment Promotion システム経由で知らせる
<p>2. 奨励受理の回答</p> <p>2.1 申請人は、認可通知受領後 1 ヶ月以内に奨励受理回答様式 (F GA CT 07) を提出しなければならない。</p> <p>2.2 申請人が期限内に奨励受理回答様式 (F GA CT 07) を提出できない場合、投資委員会事務局規定第 1/2553 号件名:投資奨励手続き所要期間の規定に基づき、1 ヶ月ごとに三回、奨励受理回答延期申請書 (F GA CT 01) を提出することができる。</p>	不要
<p>3. 奨励証書の発給</p> <p>3.1、奨励受理回答様式の提出日より 6 ヶ月以内に、奨励証書発給申請書 (F GA CT 08)を以下の必要書類とともに提出すること。尚、事務局は、奨励証書発給申請書および全ての必要書類を受領後、10 営業日以内に奨励証書を発給する。</p> <p>3.2 定めた期限内に奨励証書発給申請書および必要書類を提出できない場合、投資委員会事務局規定第 1/2553 号件名:投資奨励手続き所要期間の規定に基づき、奨励証書発給申請期限延長申請書を 4 カ月毎に 3 回まで提出できる。</p>	<p>1. 奨励証書発給申請書 (F GA CT 08) 必要事項を記入のこと。</p> <p>2. 海外からの資金送金を証明する書類 (外国からの投資の場合)</p> <p>3. インフラ、労働調査票 (F GA CT 13)</p> <p>4. 審査結果通知書に明記されているその他の証拠 (ある場合)</p>

2. 知的財産に関する支援手段や政策：知的財産に関する出願手数料の減免制度や補助金制度

(1) 知的財産局による支援手段

Covid-19 パンデミックの際、知的財産局は商標の更新料の遅延納付に対する 20%の追納金と特許および小特許の年金納付の遅延納付に対する 30%の追納金を免除した。この猶予期間は

2022年4月9日から2022年9月30日までであり、Covid-19発生による経済的影響を緩和することを目的としている。

この1年間は、知的財産局は、公衆に対し減免措置を認めていない。同局は特許法改正案を検討しているが、当該改正案において、特許出願、小特許出願、およびその他の庁費用も下記のように改定される予定である。この改正案は、下記の庁費用リストを含め法制委員会で審議中である。

No.	特許及び小特許の政府料金	現料金 (もしあれば)	改正後 料金案
1	発明特許出願	500	3,500
2	小特許出願	250	3,000
3	優先権書類の提出	50	1,000
4	分割出願	500	1,000
5	発明特許・小特許の補正書提出	50	1,000
6	発明特許・小特許の期間延長申請	N/A	3,000
7	実体審査請求 (a.) 10 クレーム以下の場合 (b.) 11 クレーム以上の場合	250 N/A	10,000 2,000/各項
8	発明特許に対する異議申立	250	5,000
9	国際出願の優先日主張の申立て	50	10,000
10	国際出願の送付	3000	5000
11	国際出願のタイ語翻訳文の提出延長申請	N/A	3,000

12	国際出願の回復の申し立て	50	10,000
13	国際出願の決定の修正の申し立て	50	5,000
14	権利種別の変更申請	100	1,000
15	特許証の受領	500	5,000
16	小特許証の受領	500	2,000
17	軽微な訂正の提出	N/A	500
18	発明特許の年金		
	5年目	1,000	2,000
	6年目	1,200	4,000
	7年分	1,600	6,000
	8年分	2,200	8,000
	9年分	3,000	10,000
	10年目	4,000	12,000
	11年目	5,200	14,000
	12年目	6,600	16,000
	13年目	8,200	18,000
	14年目	10,000	20,000
	15年目	12,000	30,000
	16年目	14,200	40,000
	17年目	16,600	50,000
	18年目	19,200	60,000
	19年目	22,000	70,000

	20 年目	25,000	80,000
19	小特許の年金		
	5 年目	750	2,000
	6 年目	1,500	4,000
20	小特許の更新		
	1 回目の更新	6,000	14,000
	2 回目の更新	9,000	22,000
21	特許小特許のライセンス申請	N/A	1,000
22	発明特許又は小特許の譲渡登録	50	1,000
23	特許又は小特許のライセンス証明書の受領	500	1,000
24	登録されたライセンスの修正	N/A	500
25	知的財産局局長の命令又は決定に対する不服申立	500	2,500
26	発明特許又は小特許出願の証明書の申請	50	3,000
27	コピー代	3	10
28	証明付きコピー代		
	50 ページ以下	N/A	50
	50 ページを超え 100 ページ以下	N/A	1,000
	100 ページを超え 300 ページ以下	N/A	6,000
	300 ページ以上 1,000 ページ以下	N/A	9,000
	1,000 ページ以上	N/A	10,000
29	その他	N/A	500

No.	意匠特許の政府料金	現料金 (もしあれば)	改正後 料金案
1	意匠特許出願	250	3,000
2	公開の延期	N/A	1,000
3	分割出願	N/A	1,000
4	意匠特許出願の補正書提出	50	1,000
5	意匠特許出願に関する期間延長申請	N/A	3,000
6	意匠特許出願に対する異議申し立て	250	1,500
7	国際出願の送付	N/A	5,000
8	意匠特許の軽微な訂正の提出	N/A	500
9	意匠特許に対する取消	N/A	5,000
10	年金 1 回目の更新(6 - 10 年目) 2 回目の更新(11 - 15 年目)	650-2,750 N/A	20,000 49,000
11	意匠特許のライセンス申請	N/A	500
12	意匠特許の譲渡登録	50	1,000
13	意匠特許のライセンス証明書の受領	500	500
14	登録されたライセンスの修正	N/A	1,000
15	局長の命令又は決定に対する不服申し立て	500	2,500
16	ライセンス証明書の受領	N/A	1,500
17	コピー代	3	10
18	証明付きコピー代 50 ページ以下	N/A	50

	50 ページを超え 100 ページ以下	N/A	1,000
	100 ページ超え	N/A	6,000
19	その他	N/A	500

知的財産局は、教育機関および地方機関の特許・小特許出願を支援するため、昨年、新たに 8 つの機関の特許・小特許出願料を免除することを通知した。2023 年の「特許および小特許出願免除部門リスト」に関する知的財産局による局告示に記載された団体は以下の通りである：

第 38 号、2023 年 3 月 24 日付

1. ナコンラチャシマ・ラジャバット大学
2. チャイヤプーム・ラジャバット大学

第 39 号 2023 年 9 月 27 日付

3. パトゥムターニー王女チュラポーン科学高校
4. コミュニティカレッジ研究所
5. バンコク南東大学

第 40 号、2023 年 10 月 24 日付

6. シサケット・ラジャバット大学
7. サオトンヒン小区自治体

第 41 号、2023 年 11 月 30 日付

8. ランパン・ラジャバット大学

2023 年度予算におけるその他の政策として、知的財産局は、2022 年 10 月から 2023 年 3 月までの間の 6 か月戦略において下記のような戦略を公表した。この中で、知的財産権に関する出願手数料の減免制度は、昨年度の同局の戦略には含まれていなかった。

①GI 商品の高付加価値化戦略

- 全国の地域社会に対して GI の知識を広めるためのミーティングの開催
- 国内で 6 つの GI 商品を登録

- EU とベトナムで2品目を登録。
- GI 製品を促進するための展示会を開催し、オンライン・チャンネルを促進
- GI 製品に関する内部統制と外部統制の実行
- GI 製品のパッケージ開発

②知的財産登録の効率化戦略

- 短期契約職員⁶の雇用による商標登録の加速化、データの電子化
- 特許・実用新案登録の加速化、データの電子化
- 短期契約職員の雇用による意匠登録の効率化
- USPTO の公開データを処理化

③知的財産の商業化強化戦略

- 知的財産サービスセンターとオンラインメディアを通じて相談に応じ、知的財産推進開発課のスタッフによるトレーニングにより、知的財産に関する起業家の能力を高めること
- IP フェア 2023
- IP マートでの商品販売
- 国際市場でタイ歌謡のソフトパワーを推し進め、著作権の知識を広めること
- 著作権公開システム（オンライン⁷上での著作権物の公開）の構築

④知的財産を活用した観光競争力強化戦略

- ブランドやパッケージの開発、マーケティング戦略など、知的財産を活用した地域製品の改善方法に関するセミナーやワークショップの開催を開催
- 商標出願のフォロー

⑤公共サービスと政府サービスの発展戦略

- 著作権公開、データガバナンス、個人データ保護など、知的財産サービスのデジタルサービスへの発展

(2) デジタル経済振興庁によるもの

⁶ DIP は、6 か月から1年程度政府職員をサポートするための外部人材を短期契約職員として雇用。意匠も同様である。

⁷ <https://cr-publish.ipthailand.go.th/> において今後も公開される予定である。

デジタル経済振興庁（Digital Economy Promotion Agency, DEPA）も、知的財産権保護のための出願費用を継続的に支援している。経済社会デジタル発展法 B.E. 2560（2017 年）に基づき設立された同庁は、経済社会のデジタル発展に関する国家政策に沿った戦略を掲げている。すなわち、DEPA は、デジタル産業とイノベーションに関連する民間投資と事業運営を促進・支援する責務を持ち、また、人材育成を支援し、関係機関によるデジタル産業の知的財産とイノベーションの保護に関する法律、規制、措置の改正を提案し、監視するという役割を有する。

起業家のデジタル関連の知的財産登録を支援するため、DEPA は政府機関、民間団体、公立・私立教育機関、中小企業、その他の法人に対し、「IP バウチャープログラム(IP Voucher Program)」による助成を行ない、毎年 10 件の IP バウチャーを提供している。

助成を受けることのできる者は、政府機関、民間企業、教育機関、ローカルコミュニティ、政府機関とともに登録された農業従事者であり、DEPA は、助成を受けようとするプログラムに対し、申請者の準備状況及び実施状況、知的財産登録を受けようとするデジタルイノベーションの種類、既存技術との重複の有無、期待される成果、適切と考えられる予算についての審査を行い、採択されたプログラムに対し、1 年以内、最大 10 万パーツの範囲で、以下の費用に対する助成を行う。

- ① タイ及び外国への出願費用（特許、意匠、商標、著作権及びその他の知的財産権）
- ② 上記に関連する支出（例：特許／意匠のサーチ費用、書類提出費用、登録費用など）

ただし、すでに存在するか、保有している権利の更新費用や譲渡費用は、この助成制度の対象にはならない。

これらの費用は、デジタル経済振興庁（DEPA）により費用補償の形式で助成されるため、助成対象となるプログラムについては、助成を受けるプログラム申請者が一旦費用を支払った後で、デジタル経済振興庁（DEPA）に対し証拠となる書類を送付し、助成を受けることとなる。

助成を受けるプログラム申請者は、デジタル経済振興庁（DEPA）により採択されたプログラムに関し、デジタル経済振興庁（DEPA）との間で採択後 30 日以内に覚書を締結し、覚書締結後 90 日以内にプログラムを開始しなければならない。90 日以内にプログラムが開始されない場合、デジタル経済振興庁（DEPA）による採択は取り消される。この 90 日間の期間は、最大 45 日間の延長が可能である。

また、目的、生産性、プロジェクト期間及び予算の増減に影響するいかなる環境条件の変更も、事前にデジタル経済振興庁（DEPA）の承認を得る必要がある。

助成期間の終了時に、プログラム申請者は、プロジェクト名、プロジェクト運営者、目的、重要業績評価指標(KPI)、プロジェクト実績、実績の概要、プロジェクトの問題点・障害・助言、申請書や証明書類の写しと写真などを添えた、詳細なプロジェクト評価書をデジタル経済振興庁（DEPA）に対し提出しなければならない。

2022年11月28日～2023年2月28日の間には、約20件のIPバウチャーへの申請があり、2023年5月15日にその結果が発表された。DEPAの委員会を通過した10プロジェクトには、知的財産登録料として10万パーツが支給された。この資金は、契約締結後1年以内（2024年6月まで）に知的財産登録料として払い戻されることになる。

DEPAは、2024年は、2月中旬から3月末まで知的財産バウチャーの出願を受け付ける予定である。また、3月中旬にAIをテーマとしたイベントを開催する。同イベントでは、ビジネスマッチングや知財登録の案内を行う。

9章 知的財産権侵害の鎮圧・抑制活動

1. はじめに

知的財産権の侵害行為は、路上や店舗、市場などで数十年前から物理的に発生していた。知的財産局は、危険なエリアを色分けして示しており、例えば、バンコク、クロントムマーケット、バンモー、パッポン、シーロム通り、MBK ショッピングセンタースクンビット通り（ソイ 3-19）、パンティップ・プラザ・ショッピングセンター チョンブリ県 チャトゥチャック市場、パタヤビーチ、チャトゥチャック市場、チョンブリ・コンピュータ・プラザ、IT シティ・パタヤ、チェンマイ県 ナイトバザール・コンピュータ・プラザ・アイコン・リンクム・マーケット、プラチュワップ・キリ・カーン県 ホアヒン地区、スラタニ県サムイ島地区、プーケット県パトンビーチ、カタビーチ、カロンビーチ、クラビ県、アオナン県、ソクラー県サンティスク市場、キムヨン市場、ヨンディー市場、バスバス市場、サーカオ県ロンクルア市場の 27 のエリアをレッドゾーン⁸としている。

デジタルの時代に入ると、オンライン上での侵害が発生するようになった。最初に始まったものは、著作権侵害であり、例えば、CD バーニングや CD スタンプ、後にはファイル共有ネットワークやピアツーピア（P2P）サーバーなどで侵害行為が行われるようになった。知的財産局は、光ディスク製造法（2005 年）を制定することによって、CD バーニングやオンライン侵害に対抗しようとし、その後、デジタル著作権管理（Digital Rights Management : DRM）の回避行為に対して対抗するために、著作権法（第 2 号）（2010 年）を改正した。

超高速インターネット "5G 技術" とスマートフォンが普及した今日、著作権侵害は再び進化し、消費者は料金を支払うことなくスマートフォンから著作権で保護されたコンテンツにアクセスできるようになった。また、ユーザーは、Lazada、Shopee、TikTok のようなスマートフォンで使うことができるショッピングアプリも導入している。これらに伴う新たな問題として、模倣品や偽造品が消費者に対し直接提供され、消費者は以前のように市場や店に行く必要がなくなったことが挙げられる。現物を見ないで購入することにより、消費者には別の問題が生じるようになった。すなわち、偽造品の中には、販売者の所在地や価格が非常に安いと見破られてしまうものもある一方で、意図的に本物の所有者のウェブサイトから違法にコピーした商品写真を見せ、正規品と同じ価格で提供するものもある。

そのため、知的財産局は、世の中の流れの変化に伴い、その活動を改善してきた。知的財産局及びその他の関係機関がどのような活動を行っているのかについて紹介する。

⁸ <https://mgronline.com/business/detail/9590000075773>

2. ASEAN 加盟国等に対しての知的財産権の侵害を防止についての働きかけ

DIP は、2023 年の ASEAN 知的財産権執行専門家ネットワーク（ASEAN Network of IP Enforcement Experts ; ANIEE⁹）の議長国として、ASEAN 加盟国に知的財産権の侵害防止を働きかけた。例えば、ASEAN の電子商取引プラットフォームとの協力、ASEAN のためのオンライン知的財産権侵害防止マニュアルの制定、法執行機関の運用能力の強化などが挙げられる。

3. 物理的な市場に対する鎮圧

知的財産局は、特別捜査局（DSI）、タイ王国警察経済犯罪取締部（ECD）、関税局とともに、この継続的に活動を行っている。2023 年 10 月 27 日付のタイにおける知的財産権の保護と執行に関する DIP のファクトシートには、例えば以下のような活動が記載されている。

- 2023 年 2 月 28 日：DIP、ECD および地元警察は、ナコンパタム県にある偽造自動車部品が保管・販売されていた倉庫を急襲した。押収された部品は約 20 万点、1,000 万パーツ相当であった。

- 2023 年 2 月：DIP と ECD は共同で、バンコクの MBK センター、パッポン市場、ナコンナヨックのロンクルア市場、アユタヤのロンクルア市場などの危険地域をマークするワーキングプランを採択した。

ECD、DSI、税関、DIP の連携は、DIP が収集した鎮圧（Suppression）の統計が公表されるようになって以来、より統一的で一貫したものとなっている。それ以前は、各組織がそれぞれ単独で知的財産違反に関する鎮圧活動を行う傾向があった。その結果、利害関係者、政策立案者、知財実務家にとって、タイの知財侵害状況の全体像を把握することは困難であった。統計情報については、以下に示す。

⁹ ASEAN Network of IP Enforcement Experts (ANIEE)(2017)は、アセアン加盟国の知的財産担当官、調査官、検察官で構成されるエンフォースメント専門家のネットワーク。知的財産法及びデジタル保護のエンフォースメントを含む、アセアン行動計画 2025 の下での知的財産エンフォースメントの成果物の提供に専念している。

No.	2016		2017 (Jan - Jun)		2018		2019			
	件数	押収品数	件数	押収品数	件数	押収品数	件数	押収品数		
1	タイ警察									
	商標法違反	5,012	2,646,258	2,580	1,180,294	3,936	437,350	2,786	354,015	
	著作権法違反	1,504	130,492	779	43,863	1,930	85,403	1,079	35,410	
	特許法違反	158	10,882	27	21,402	18	4,281	5	271	
	Total	6,674	2,787,632	3,386	1,245,559	5,884	527,034	3,870	389,696	
2	DSI									
	商標法違反	23	1,545,055	14	269,601	25	88,293	4	732,747	
	著作権法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特許法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	
	Total	23	1,545,055	14	269,601	25	88,293	4	732,747	
3	タイ税関		814	1,213,454	399	534,137	1,029	10,210,211	1,006	527,195
	合計		7,511	5,546,141	3,799	2,049,297	6,938	10,825,538	4,880	1,649,638
No.	2020		2021		2022		2023			
	件数	押収品数	件数	押収品数	件数	押収品数	件数	押収品数		
1	タイ警察									
	商標法違反	1,270	323,032	920	833,420	544	932,256	506	1,399,217	
	著作権法違反	527	35,469	438	20,643	517	19,048	262	268,167	
	特許法違反	0	0	23	653	9	37	3	20	
	Total	1,797	358,501	1,381	854,716	1,070	951,341	771	1,667,404	
2	DSI									
	商標法違反	4	512,621	4	2,922,630	9	672,881	12	176,397	
	著作権法違反	0	0	0	0	0	0	1	19,975	
	特許法違反	0	0	0	0	0	0	0	0	
	Total	4	512,621	4	2,922,630	9	672,881	13	196,372	
3	タイ税関		1,541	52,517,596	484	1,347,055	498	683,954	731	293,658
	合計		3,342	53,388,718	1,869	5,124,401	1,577	2,308,176	1,515	2,157,434

タイ王立警察の統計情報を参照すると、商標権侵害事件以外に特許法侵害事件も含まれている。タイ王立警察が取り扱う押収品は Covid-19 が発生した 2019 年から 2020 年にかけて、その

量は激減した。そのため、コロナ禍は、警察やオフラインの販売者の仕事にも影響を与えたことがわかる。

DSI の統計情報を参照すると、侵害事件のほとんどは商標権侵害事件である。件数は年によってかなり異なる。その理由は、すべての知的財産権侵害事件が DSI に受理されるわけではないからである。DSI には受理条件があり、以前は「1,000 万バーツ以上」であった。この要件は 2022 年 6 月から引き下げられ、例えば商標権侵害の場合、損害額が 500 万バーツ以上でなければ受理されない。

税関の統計情報を参照すると、2023 年の押収品目数は 293,658 品目であり、2022 年の押収品目数より 57%減少している。一方、2023 年の押収件数は 731 件で、2022 年の押収件数を約 46%上回っている。これは、オンラインショッピングの出現以来、他国からの安価な模倣品がタイに殺到しているためである。ただし、上述のように、押収品目数自体は減少しているので、①タイで模倣品が生産されるようになったこと、②タイの消費者が、家電製品や電子製品などの一部のカテゴリーにおいて、品質が低く致命的であることから、模倣品を好まなくなったこと、が考えられる。

また、DIP と関連機関（DSI、税関、警察など）は毎月、タイ国内の重要な商業地域（バンコク、チェンマイ、チョンブリ、プーケット、クラビ、プラトゥムタニ、ノンタブリなど）で侵害品の販売を検査・監視している。一般市民は侵害に関する手掛かりを www.ipthailand.co.th、ホットライン 1368 を通じて通報できる。

最後に、DIP 知的財産権侵害防止局（Office of the Prevention of Intellectual Property Infringement, DIP）が各県商務局に配布している書式について説明する。この書式は、DIP の知的財産権侵害抑制部が県商務局にあらかじめ配布されており、県商務局が、エリア検査をした場合、逮捕を行った場合、啓発活動を行った場合に、その内容及び結果を DIP に報告するための書式である。DIP は、この書式から情報を集計し、要約したものを作成して商務省事務次官へ報告を行う。統一された書式を用いることで、一貫性、透明性、データの検索性という点で、担当官が業務を効果的に処理するための優れた作業ツールになると確信している。

4. オンライン市場に対する鎮圧

オンライン侵害に対する鎮圧、特に著作物に関しては、著作権法(第 5 号) (2022)とコンピュータ犯罪法に基づき、権利者が直接インターネットサービスプロバイダ(ISP)に訴訟を起こすことができる。著作権法では、「ノーティスアンドテイクダウン」制度と呼ばれる新しい措置が導入され、著作権者が ISP に通知を送ることで、従来のような裁判所の手続きを経ることなく、ISP に対

して、侵害コンテンツのテイクダウンやアクセス遮断を求める通知を送ることができる。そのため、フェイスブックやユーチューブなどのプラットフォーム・プロバイダーは、著作権者から著作権侵害の通知を受けると、裁判所の命令を得ることなく、自ら侵害コンテンツを削除することができる。コンピュータ犯罪法に関しては、著作権者は、第 20 条に従って、著作権侵害ウェブサイト、例えば海賊版映画のストリーミングサイトをブロックすることもできる。しかし、この法律を適用する場合、著作権者がウェブサイトブロックまたは削除するためには、警察に告訴し、裁判所の命令を得る必要がある。

著作権法(第 5 号) (2022)は著作権者に利便性を提供しているように見えるのに、なぜ著作権者はコンピュータ犯罪法を使わなければならないのかと疑問に思うかもしれない。しかし、著作権法は、著作権者が無実の ISP と取引するのに適しているが、無実とはいえない ISP と取引する場合には、コンピュータ犯罪法が有用である。すなわち、ISP は、法律により、侵害通知を受けるために連絡先を提供することが義務付けられている。従って、ISP が侵害の通知を受けた場合、ISP はそれを削除することができ、その場合には削除に対する責任を問われない。いわゆる「セーフハーバー」である。他方で、侵害者が連絡先を提供しないプラットフォームをホストしている場合、著作権者は著作権法に基づく手段を持たないので、このような場合にコンピュータ犯罪法が有用である。

このような状況下、権利者ではない DIP のネット規制に関する活動は、ネット侵害に関する業務のホストとなることで、関係機関が協力しやすくすることである。DIP は多くの関連する組織や団体に参加を呼びかけ、ネット上での鎮圧に関する覚書 (MOU) を締結した。現在、オンラインプラットフォームと模倣品に関する覚書は、2021 年 1 月 11 日付の「インターネット上の知的財産権の保護に関する覚書」と 2022 年 10 月 28 日付の「オンライン広告と知的財産権に関する覚書」の 2 つがある。

最初の覚書は、オンラインショッピングにおける模倣品対策として、DIP、オンラインプラットフォームプロバイダー、知的財産権代理人との協力を求めることを目的としている。26 の知的財産権代理人、3 つのオンラインプラットフォーム (Lazada、Shopee、TikTok)、その他の関連政府機関からなる 32 の組織が署名している。MOU は、各プラットフォームに対し、購入者または知的財産権代理人がプラットフォーム上の模倣品販売業者についてプロバイダーに通知するための独自のチャネルを確立することを求めている。MOU の締結以来、各プラットフォームで販売された 925 の商品が取り下げられた。

2 つ目の覚書は、DIP、タイ広告協会、知的財産権所有者、知的財産権代理人が協力して模倣品に注意し、オンライン広告の模倣品を監視することを目的としている。この覚書は、21 の知的財産権代表者、3 つの広告協会、DIP からなる 25 の組織によって署名された。MOU 締結後、39 の

ウェブサイトが知的財産権侵害の疑いがあるウェブサイトとして報告され、参加団体に通知された。

また、DIP は、商標権者及び商標権侵害の代理人に対し、オンライン上の「商標権侵害を告発するための代理人情報通知・検索システム¹⁰」を通じて情報（商標、指定商品役務、代理人名等の情報）を通知するよう呼びかけた。このシステムは、便利で、速く、正確で、王立警察、県商務局、税関などの政府部門による侵害抑制のための効率を高めることができる。

5. 侵害品の破壊

国内安全作戦司令部（ISOC）、タイ王国警察、タイ税関、特別捜査局（DSI）および知的財産権所有者の協力により、2023年8月31日、バンコクのドンムアン第1高射砲連隊で知的財産権侵害品の破壊式典が行われた。これにより、侵害品が再び市場に出回ることがないようにするとともに、偽物の使用による危険から消費者・利用者が保護された。2023年10月27日付の「タイにおける知的財産権の保護と執行に関するファクトシート」によると、このイベントで破壊された品目は125万3529点、605,813,800パーツの価値があった。破壊方法は、焼却、圧縮、切断など、商品の種類によって異なる。

6. 啓発活動

DIP 担当官とそのパートナー機関は、「模倣品は買わない、売らない、使わない」キャンペーンの下、販売業者や一般市民に模倣品を販売・購入しないよう啓発するため、定期的に公衆に対し啓発活動を行った。2023年10月27日付の「タイにおける知的財産権の保護と執行に関するファクトシート」によると、2023年にDIPが訪問した地域は、プーケット県パトンのMBKセンター、プラチュア・キリー・カーン県ホアヒン、サカオ県ロンクルアである。

また、DIP と関連機関は共同で、知的財産権侵害の防止と抑制に関する意識を高めるための活動やセミナーを開催した。例えば、「グローバル市場における商標権保護の実務ガイド」、「知的財産権侵害の防止」、「知的財産権侵害品の販売への影響」、「商標」をテーマとしたDIPのPodcast、「ファッション産業における知的財産」、「権利を取得しよう」などである。

さらに、DIP は、タイ人起業家がビジネスを行う前に知的財産における知識を習得できるよう、「ビジネスのための知的財産」、「中国における商標の保護」などのマニュアルや知的財産に関する知識（タイ語のみ）を提供した。

¹⁰ <https://eservice.ipthailand.go.th/login?system=Deter>

現在、知的財産権所有者は、IPAC オフィス (DIP4 階)、フェイスブック：IPAC、ライン
オフィリアアカウント：@ip_ipac、Zoom など様々なチャンネルを通じて、知的財産権の保護要請、知
的財産権の管理など、知的財産権に関する相談を DIP の担当官に行うことができる：知的財産権所
有者は、<https://ipacthialand.go.th/> で相談の予約を取ることができる。

10章 秘密特許制度について

1. 概要

タイ、インドネシア、ベトナムのいずれにおいても秘密特許制度に対応する制度は条文上存在する。

タイ、インドネシアの秘密特許制度においては、国防や安全保障に係る発明である場合には、非公開（秘密）とすることが規定されているが、その詳細についてのガイドラインは公表されておらず、また、第一国出願義務についても規定はない。

他方で、ベトナムの秘密特許制度においては、第一国出願義務については条文上規定されているが、国防や安全保障に係る発明である場合に発明を非公開とすることは条文上には規定がなく、実施のための政令及びガイドラインにおいて規定されている点に注意が必要である。不服申し立ての手段や秘密が解除される場合等についても実施のための政令及びガイドラインにおいて規定されている。

このようなことから、タイ、インドネシアについては実際に秘密特許制度が実効性を有してはいないものの、ベトナムにおいては、秘密特許制度の実効性が整いつつある状況であるといえる。なお、実際の秘密特許とされた件数などの統計情報についてはいずれの国でも公表されていない。これは、インドネシアやタイなどでは実施するためのガイドラインの規定がないため、実施には至っていないためと考えられる。また、ベトナムについても、ガイドラインが設定されたのは2023年であり、まだ実質的にこの規定で秘密とされた案件がないものと思料される。

	インドネシア	タイ	ベトナム
秘密特許制度	特許法（2016年法律第13号改正）上規定有り	特許法（1999年改正法）上規定あり	知的財産法（2023年改正法）上規定あり
ガイドラインの有無	無し（作成中）	無し	有り
第一国出願義務	なし	なし	89 a 条に規定あり
秘密特許に関連する統計情報	なし	なし	なし

以下、各国ごとに詳細を述べる。

2. インドネシア

インドネシアにおいては、条文上秘密特許制度について規定はされているものの、そのガイドライン等が規定されておらず、実効的なものではない点に注意が必要である。

しかし、最近、秘密特許制度の実効化への動きがあり、2023年4月及び7月に秘密特許に関するニュースが知的財産総局のウェブサイトに掲載されており、秘密特許制度の実施に向けて準備が行われつつある段階である。当該ニュースによれば、2023年4月には、特許保護制度における防衛及び安全保障問題に焦点を当てた DGIP ラーニングオーガニゼーション (DGIP Learning Organisation/ OPERA) のディスカッションフォーラムが開催され、特許・半導体回路配置・営業秘密局 (Directorate of Patent, Integrated Circuit Layout Design and Trade Secret, DTLST) の Andrew Nov Marguratua 氏が、インドネシア政府が、国家的利益のある発明を公開できるかどうかは、法律の規定に従って決定することを強調した。

(1) 秘密特許制度にかかる法上の規定及びガイドライン

インドネシアには「秘密特許」という用語の定義は存在しないが、特許法 (第 13/2016 号) 50 条に、公表できない発明として規定されている。

「第 50 条¹¹

(1) 発明が国の防衛及び安全保障上の利益に関連する場合、大臣は、防衛及び安全保障を司る政府機関と協議の後、当該発明の出願を公開しない旨決定する。

(2) 大臣は、出願人又は代理人に対して書面で(1)項における出願を公開しないという決定を通知する。

(3) (1)項における政府機関との協議で公開しないという決定に至った出願書類は、第 45 条(1)項の規定の例外とされる。

(4) (1)項における政府機関は、協議された発明及び出願書類の秘密保持の義務を負う」

「第 52 条

(1) 第 50 条における公開されない出願に対する実体審査は、大臣が当該出願を公開しないことを決定した日から 6 か月以内に行われる。

(2) (1)項における実体審査は、手数料の負担を伴わない。」

¹¹ インドネシア特許法に関する条文はすべて以下のウェブサイトから引用している
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

すなわち、出願に係る発明が国の防衛及び安全保障上の利益に関連する場合、非公開特許とされ、その場合には、出願を公開しないと決定した日から6か月以内に実体審査に移行する。この場合、出願人は実体審査にかかる手数料を負担しない。

このような特許が登録となった場合については、下記の109条に規定があり、発明が国の防衛及び安全保障に関連する場合には、政府が発明を実施することが可能である。その場合、114条により、政府は特許権者に対してそのことを書面で通知する。なお、116条により、政府自らが発明を実施することができない場合には、政府は第三者を指名することができる。

「第109条

(1) 政府は、以下の検討に基づいてインドネシアにおける特許を自ら実施することができる：(a) 国の防衛及び安全保障の関連；又は(b) 公共の利益にとっての緊急な必要性

(2) (1)項における政府による特許の実施は、国内需要を満たす目的且つ非商業的性質を有する場合に限り実施される。

(3) (1)項における政府による特許の実施は、大統領規則で定める。

(4) (3)項における政府による特許の実施は、特定の期間において実施され、大臣及び関係分野の担当大臣又は管轄機関の長の意見を聴取した後、延長が可能である。」

「第114条

(1) 第109条(1)項における政府が国の防衛及び安全保障又は公共の利益にとっての緊急な必要性のために重要な特許を実施する場合、及び第113条(1)項における国の防衛及び安全保障上の利益を妨げる又はそれに反する特許を実施する場合、政府は特許権者に対して書面でそのことを通知する。

(2) 第109条(3)項における政府による特許の実施の承認についての大統領規則の謄本は、大臣より特許権者に対して送付される。

(3) 政府による特許の実施は電子媒体及び／又は非電子媒体により特許一般登録簿に記載され公告される。

(4) 第109条(1)項における特定の特許を政府が自ら実施するという政府の決定は、最終的なものであり拘束力を有する。 」

「第116条

(1) 政府が第109条(1)項の特許を自ら実施できない場合、政府は実施に際し第三者を指名することができる。

(2)(1)項の第三者は、以下の要件を満たすことを要する：(a) 特許を実施する能力を有する設備を所有する；(b) 他者に当該特許の実施を移転しない；及び(c) 流通手段及び法律の規定に則った優良な生産、管理手段を所有する

(3) 第 115 条における政府の名による報酬の支払いは、(1)項における指名された第三者によってなされる。」

このような制度を運用するためのガイドラインについては、2023 年 7 月 17 日にインドネシア知的財産総局において 実施ガイドライン（Implementation Guidelines (Juklak)）と 技術的ガイドライン（Technical Instructions (Juknis)）についての会合が行われたことが DGIP のウェブサイト¹²に掲載されているが、これらのガイドラインの内容についてはまだ公表されていない。

（2）秘密特許制度の対象

秘密特許制度の対象となる発明は、110 条に規定されている。

「第 110 条

第 109 条(1)項(a)号における政府による特許の実施は以下の技術を含む：

- (a) 銃；
- (b) 弾薬；
- (c) 爆薬；
- (d) 傍受；
- (e) 盗聴；
- (f) 偵察；
- (g) 暗号化及び暗号分析装置；及び／又は
- (h) その他国家の防衛及び安全保障の方法及び／又は装置」

（3）秘密特許となった場合の補償

113 条によれば、政府自らにより実施される特許の特許権者は、年金の納付義務が免除される。また、115 条によれば、その場合には、特許権者に対して妥当な報酬の支払いがなされることが規定されている。

¹² <https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/diki-susun-juklak-juknis-pelindungan-paten-terkait-pertahanan-dan-keamanan?kategori=agenda-ki>

「インドネシア知的財産総局（DGIP）、防衛・安全保障関連の特許保護に関する技術指針をまとめる」

「第 113 条

(1) 国の防衛及び安全保障上の利益を妨げる又はそれに反する特許は、政府によってのみ実施されることができる。

(2) 政府が(1)項における特許を自ら実施することを意図せず又は未だ意図していない場合、特許の実施は、特許権者のみが政府の承諾を伴って行うことができる。

(3) (1)項における政府自らにより実施される特許の特許権者は、年金の納付義務を免除される。

(4) (2)項における特許権者は、当該特許が実施されるまで年金の納付義務を免除される。」

「第 115 条

(1) 第 109 条(1)項及び第 113 条(1)項における政府による特許の実施は、特許権者に対して妥当な報酬の支払いと共になされる。

(2) 第 109 条(1)項における政府による特許の実施に対する補償として、政府は特許権者に妥当な報酬を支払う。」

(4) 秘密特許とされた場合の出願人からの不服申立て手段

秘密特許となったこと自体についての不服申立て手段については規定がないが、117 条には、秘密特許となった場合の補償額に出願人が同意しない場合、出願人は不服申立てすることができる。

「第 117 条

(1) 特許権者が、第 115 条における政府の定めた報酬額に同意しない場合、商務裁判所に対して不服申立をすることができる。

(2) (1)項における不服申立は、第 109 条(3)項における大統領規則の謄本の送付日から 90 日以内に起されなければならない。

(3) 特許権者が(1)項における不服申立をしない場合、特許権者は定められた報酬額を受け入れたとみなされる。

(4) (1)項における不服申立の審理手続きは、政府による特許の実施を停止するものではない。」

(5) 秘密特許にすべきとの命令（決定）に出願人が違反した場合

関連する規定はない。

(6) 第一国出願義務について

関連する規定はない。

3. タイ

タイでは 1999 年改正特許法が現行法となっており、この現行法においても発明を非公開とする秘密特許制度について規定（第 23 条）はされている。また、審査マニュアル（2020 年特許発明審査マニュアル）においても一部規定が記載されているが、秘密特許制度の実施にあたっての詳細な運用基準などは公表されておらず、運用できる実効的なものとはなっていない。

（1）秘密特許制度にかかる法上の規定及びガイドライン

タイ特許法第 23 条に、秘密特許制度が規定されている。

「第 23 条¹³： 国家安全保障に有益であると局長が考える発明について秘密が要求される場合、局長は、発明の主題又は発明の詳細な説明を秘密にするよう命じなければならない。

出願人を含むすべての者は、出願が前項の規定により秘密にされるよう局長によって命じられたことを知っている場合には、法律で認められた場合を除き、発明の主題又は発明の詳細な説明を他の者に開示してはならない。」

手続については、特許審査マニュアル¹⁴によると、審査官が最初に特許出願を審査し、その発明が国家の安全保障を害する可能性があるとして判断した場合、出願人に説明を求める。審査官は、出願人からの説明を受けた後、国家安全保障に危害を及ぼすかどうか確信が持てない場合、関係機関に問い合わせる。危害を及ぼす場合には、発明の要旨及び詳細を秘匿することを命じ、局長に報告書を提出する。その後、出願人に状況が報告される。

「タイ特許審査基準 1 章 1 部 第 23：

実際には、審査官が予備審査で出願を審査し、発明が王国の安全にとって危険な発明、たとえば、細菌爆弾、化学爆弾などの特定の種類の戦争のための武器の発明、または特定の種類の公衆衛生に関連する発明、例えば鎮静剤の成分として使用するための薬物の製造プロセスであると判断した場

¹³ タイの条文については、下記から引用している。

<https://www.siasia.co.th/jp/dll.php?id=15&t=Law&p=%E3%82%BF%E3%82%A4%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%951999%E5%B9%B4%E6%96%B0%E8%A8%B3%E7%89%88%EF%BC%882009%E5%B9%B4%EF%BC%89.pdf>

¹⁴ タイ特許審査マニュアル

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/patent_manual2019_th_jp.pdf

合、審査官は、事実について意見を述べるように出願人に通知する。出願人が意見を述べたが、審査官が危険であるかどうか確信できない場合、審査官は、局長に提案する前に関連部門に問い合わせ、当該発明の要旨及び詳細を秘匿させるよう局長に審査報告をし、出願人に通知する。」

(2) 秘密特許制度の対象

上記審査マニュアルに記載がある秘密特許の対象例としては、「発明が王国の安全にとって危険な発明、たとえば、細菌爆弾、化学爆弾などの特定の種類の戦争のための武器の発明、または特定の種類の公衆衛生に関連する発明、例えば鎮静剤の成分として使用するための薬物の製造プロセス」が挙げられている。

(3) 秘密特許となった場合の補償

関連規定はない。

(4) 秘密特許とされた場合の不服申立て手段

関連規定はない。

(5) 秘密特許にすべきとの命令（決定）に出願人が違反した場合

特許法第 81 条と第 83 条には、秘密特許を開示した者、特許審査官、一般人には刑事罰が科せられる。

「第 81 条 本法第 21 条、第 23 条第 2 項、第 65 条、第 21 条、第 65 条第 2 項、第 21 条、第 23 条第 2 項に違反した職員は、2 年以下の懲役もしくは 20 万バーツ以下の罰金、または併科される。

第 83 条 本法第 23 条第 2 項、第 65 条決定および第 23 条第 2 項に違反した者は、1 年以下の懲役もしくは 5 万バーツ以下の罰金、またはその両方に処する。」

(6) 第一国出願義務について

特許法上には関連規定はない。

ただし、無形技術情報、すなわち特許関連文書（技術データ、ソフトウェア、明細書など）に適用される 2019 年大量破壊兵器及び関連品目の貿易管理に関する法律（TCWMD 法）があり、この法律によれば、秘密特許とみなされる発明は、「大量破壊兵器」定義に入る可能性がある。このような場合、この法律によって管理されるべきデータの所有者は、郵便や電子メールなどでデータをタイ国外に送信または転送する前に許可を得なければならない。

TCWMD 法について

タイでは、2019年4月に大量破壊兵器の拡散に関連する品目の規制を目的とした大量破壊兵器及び関連品目貿易管理法（Trade Controls of Weapons of Mass Destruction Act）（「TCWMD法」）が制定された。これは、特定の発明を秘密として保持するための規定ではなく、大量破壊兵器、軍事兵器及びデュアルユース品目を含む、大量破壊兵器に関連する物品の輸出等に関する規制を目的とした規定である。TCWMD法は、無形技術情報、すなわち特許関連文書、技術データ、ソフトウェア、仕様書など軍事用途と民生用途の両方に使えるデュアルユース品目（DUI）も大量破壊兵器関連項目とみなされる場合に適用される。

TCWMD法に該当するものは、タイ商務省が作成した下記の List 1 及び List 2 に挙げられている。

List 1: Goods that are considered DUI, based on the EU Dual Use Item List of 2019（有形、無形問わない）

List 2: Goods that can be regarded as DUI, based on the latest Harmonized System Codes

みずからの技術やソフトウェアがこれらに該当するである場合、その旨を届け出なければならぬ。

このリストが非常に複雑で詳細にわたっているため、当該リストの対象に該当するかどうかについて、現時点では、製造者は協定商品管理・貿易措置課（Agreement Merchandise Administration and Trade Measures Division）の担当者（電話 02 5474735、02 547 4840、email: tcwmd@outlook.com）に連絡して技術情報が同法の適用を受けるか否かを照会することが最適な方法であろう。

4. ベトナム

ベトナムでは、2021年の決定第 6277/QD-SHTT 号に基づく規則¹⁵、2023年の政令 65/2023/ND-CP により、秘密特許制度が具体的に規定され、秘密特許制度が実効性を有するように整備が進められてきている。

¹⁵ 当該規則は、IP ベトナムが独自に定めたものであり、法律で定められたものではないが現行知

ベトナムにおける秘密特許制度は、第一国出願義務を規定し、秘密とされる発明を外国に出願できるかどうかを定めたもの、即ち、秘密とされる発明を外国に対して秘密にするかどうか、について定めたものであり、国内での非公開制度については知的財産法上の規定はなかった。しかし、近年の秘密特許制度に関する法整備により、第一国出願義務を前提とした特許出願に係る発明が秘密発明とされた場合の管理規定の具体化だけでなく、特許出願に係る発明が秘密発明とされた場合には出願が公開されないことや、秘密解除となった場合に公開がなされることも規定され、内容の変化がみられる。

① 秘密特許制度にかかる法上の規定及びガイドライン

ベトナムでは、秘密特許制度は知的財産法に規定されている。まず、第4条において秘密の発明について定義がなされている。

「4条¹⁶ 定義

12a. 秘密の発明とは、権限のある機関又は組織によって、国家秘密の保護に係る法律に基づいて国家の秘密であると認められるものをいう。」

ここで、この国家秘密の保護に関する法律第29/2018/QH14には、下記のように国家秘密が定義されており、国の防衛および安全保障に役立つ発明が秘密発明とされることが明確に規定されている。

「第7条 国家秘密の範囲

7. 科学技術に関する情報

a) 国の防衛および安全保障に役立つ発明および新技術、または社会経済発展にとって特に重要な発明および新技術。」

なお、下記②において、これらの技術の具体例を示している。

ベトナムにおける秘密特許制度の内容は下記の89a条に規定されている。つまり、知的財産法上は、秘密とされる発明の外国での出願についての管理措置が定められており、この条文の内容は秘密とする発明を非公開とすることを規定したものではない点に注意が必要である。

「第89a条 外国で登録出願を提出する前の発明に係る安全保障に関する管理措置の実施

的財産法（2022年改正）に即したものである。

¹⁶ ベトナムの条文はすべて下記から引用している

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpft000005lvu-att/intellectual_property_law_2022.pdf

1. 国防及び安全保障に影響を与えるおそれがある技術分野に係る発明であって、ベトナムで創作され、その登録をする権利がベトナム在住のベトナム人又はベトナム法に基づき設立された法人に属する場合、当該発明に対して安全保障に関する管理措置を実施するため、ベトナムで既に登録出願をしている場合に限り、外国で登録出願をすることができる。

2. 政府は、本条 1 項の詳細を規定する。」

この 89 a 条の詳細に関し、2021 年 12 月 31 日、ベトナム知的財産庁（VNIPPO）は、決定第 6277/QD-SHTT 号に基づき、秘密特許出願の受理および処理に関する規則を発行した。また、2023 年に定められた 2023 年 8 月 23 日付政令第 65/2023/ND-CP においても秘密発明について規定されており、これらにより秘密特許がどのように取り扱われるかが明らかになった。

秘密特許出願の受理および処理に関する規則には、秘密特許出願の受理および処理、ならびに秘密発明に関連するその他の手続が規定されている。本規則によれば、秘密特許出願は、審査を受け、登録されたとしても、公開されない。秘密特許出願／秘密特許は、他の国家秘密と同様に、所定の期間に秘密解除されるか、または国益、経済発展、国際協力などの主管機関の決定に基づいて秘密解除される。

秘密発明の特許出願の受理及び処理に関する政令及び規則の注目すべき内容は以下の通りである。

- 出願の関連書類、文書、公式なコミュニケーションは、国家秘密の保護規定に基づいて伝達、処理、管理されなければならない。
- 秘密発明の特許出願は、紙媒体で出願しなければならない。
- 知的財産権法第 100 条に規定する書類は、国家機密保護法の規定により秘密の印が押される（但し、手数料及び手数料納付書類を除く）。
- 秘密特許出願の処理等は、知的財産権法の対応する規定および通常の特許出願のガイドラインに従って行われる。
- 当該出願は、VNIPPO により出願様式が受理された日（出願様式が受理された日以前に審査請求が提出された場合）、または審査請求の提出日（出願様式が受理された日以降に審査請求が提出された場合）から 18 ヶ月以内に実体審査を受けなければならない。
- 知的財産法第 119 条 a に規定される不服申立手続きは、秘密特許出願人および秘密発明に関連するその他の種類の出願に関する決定および通知には適用されない。
- 秘密特許出願人及び秘密発明特許権者は工業所有権公報に掲載されない。

また、同規則は、秘密特許出願／秘密特許が秘密解除される場合を次のように定めている：

- 秘密特許出願の審査終了後、VNIPPO が発明に関する内容が開示されたと判断した場合。
- 他の管轄機関／当局（公安省、国防省など）が秘密特許出願／秘密特許の機密を解除した場合。

本規則は、秘密特許出願／秘密特許の秘密解除後の指針も規定している。

- 機密解除された秘密特許出願の出願日は元の秘密特許出願の出願日であり、機密解除された秘密特許出願は引き続き通常の特許出願として処理される；
- 機密解除された秘密特許の付与日は元の秘密特許の付与日であり、機密解除された秘密特許は引き続き通常の特許として処理される。
- 機密解除された秘密特許出願／機密解除された秘密特許は、通常の特許出願／通常の特許として公開される。

また、政令により定められた管理規定の主要部分は下記の通りである。

- ベトナムで創作され、その登録をする権利がベトナムに居住するベトナム人またはベトナムの法律に基づいて設立された法人に属し、本政令の付属書 VII に記載された国防及び安全保障に影響を与える技術分野に属する発明については、知的財産権法第 89a 条第 1 項に従い、産業財産権機関が当該特許出願を開示する前に、特許出願の外国出願の要件を満たすための管理措置を行う。
- ベトナム国防省および／またはベトナム公安省は、国防および安全保障に影響を与える技術分野の特許出願における発明を特定する要請を受領し処理する機関を指定する。
- 特許出願中の発明が秘密発明と疑われる場合、秘密発明の管理措置のための海外出願が予想される国内様式による特許出願人から書面による通達を受領した日、またはベトナムから出願された PCT 出願が産業財産権機関を通じて出願された日から 1 ヶ月以内に、産業財産権機関は、出願の審査手続を中断し、ベトナム国家防衛省および／またはベトナム公安省が指定する機関に、国防および安全保障に影響を与える技術分野に属する発明の特定を求める要請書を提出しなければならない。
- ベトナム国家防衛省および／またはベトナム公安省が指定する機関は、産業財産権機関が要請書を提出した日から 3 ヶ月以内に、出願に明記された発明が国家防衛および安全保障に影響を与える技術分野に属するか否かを特定するための通達書を発行しなければならない。
- 秘密特許出願の場合、産業財産権機関は、ベトナム国防省および／またはベトナム公安省が指定する機関に書面による要請を提出した後、7 営業日以内に、知的財産法第 89a 条に基づく安全保障に関する管理措置を実施するための出願の審査手続の停止を出願人に通知しなければならない。
- ベトナム国防省および／またはベトナム公安省が指定する機関から、特許出願の主題が本条第 3 項により国防および安全保障に影響を与える技術分野に属する旨の通達を受領した日から 20 日以内に、産業財産権機関は出願人に当該情報を通知し、通達受領後 1 ヶ月以内に国家機密保護法の手続きを行うよう要求し、以下の手続きを行う：
 - 国内様式で出願された特許出願の場合：出願人が国家機密保護法に相応する手続で当該出願を行った場合、当該出願は引き続き国家機密保護法に基づいて処理される。出願人が所

定の期間内に当該出願を行う際に国家機密保護法を遵守しなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなされ、出願人が発明が国家機密でないことを証明する証拠を有する場合を除き、国家機密保護法に基づき産業財産権当局によって廃棄される。

- 産業財産権機関を通じて出願された PCT 出願の場合：当該出願は国家機密保護法に基づき破棄され、出願人が発明が国家機密でないことを証明する証拠を有する場合を除き、本政令第 20 条第 1 項 e 号が適用される。
- 産業財産権機関は、以下の場合、出願の審査手続きを継続する：
 - 本条第 3 項に規定される 3 ヶ月の期間が経過しても、ベトナム国防省および／またはベトナム公安省が指定する機関から通達がない場合。
 - ベトナム国防省および／またはベトナム公安省が指定する機関から、出願発明が国家防衛および安全保障に影響を与える技術分野に属さない旨の通知があった場合。
- 産業財産権機関は、本条 a 項に規定する時期または本条 b 項に規定する通達を受領した日から 1 ヶ月以内に、出願人に出願処理の継続を通知する。
- これらの出願については、出願人は、外国において当該特許出願をすることができる。

(2) 秘密特許制度の対象

政令 65/2023/NĐ-CP の付録 VII は、「国防及び安全保障に影響を及ぼす技術分野のリスト」を規定しており、下記の分野の発明は秘密特許発明とみなされる旨が規定されている。

- 兵器には、弾薬、化学兵器、核兵器、生物兵器、その他軍隊で使用される兵器が含まれる。
- 爆発物
- 軍事設備
- 諜報、防諜、犯罪捜査に使用される機器および技術
- 公安関連活動に使用される支援ツール、手段、技術的・専門的設備

(3) 秘密特許となった場合の補償

補償についての規定はない。

(4) 秘密特許とされた場合の不服申立て手段

政令第 65/2023/NĐ-CP 号第 14 条第 5 項によれば、出願人が発明が国家秘密でないことを証明する証拠を有している場合、出願人は発明を秘密特許に分類する決定に対して不服を申し立てることができる。

(5) 秘密特許にすべきとの命令（決定）に出願人が違反した場合

出願人が特許を秘密特許に分類すべきとの命令（決定）に違反した場合、国家機密保護規則に違反したものとみなされる。違反の結果によっては、出願人は行政罰または刑事訴追を受ける可能性がある。

行政罰に関しては、国家機密保護規則違反に対する行政制裁に関する 2021 年 12 月 31 日付政令第 144/2021/ND-CP 号第 19 条に、治安・社会秩序・安全、社会悪の防止、防火・予防、救助・救護、家庭内暴力の防止・対策、国家機密保護規定違反の行政処分について規定がある。また、故意に国家機密を開示する罪は、2015 年刑法第 337 条（2017 年改正）に規定があり、故意に国家機密を開示し、刑法第 110 条に規定されているもの以外のものを流用、売買した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処される。

（6）第一国出願義務について

上述の通り、ベトナムでは第 89a 条に第一国出願義務について規定がある。

すなわち、ベトナムで創作され、その登録をする権利がベトナム在住のベトナム人又はベトナム法に基づき設立された法人に属する場合には、外国で出願するためにはベトナムでの出願を先にし、出願しておく必要がある。下記の表にどのような発明が第一国出願義務の対象となるかを示す。

		発明がなされた場所	
		日本	ベトナム
権利の帰属先	日本企業	義務の対象ではない	義務の対象である
	ベトナム人又はベトナム企業	義務の対象である	義務の対象である

（ベトナム知財法改正 0 2 1 2 2 0 2 1 SEAIPJ 資料より）

11 章 最近の注目判決

1. 特許

(1) 控訴裁判決 No. 4553/2566 (2023)

判決日：2023年8月29日

原告（控訴人）	Sulzer GTC Technology US Inc.
被告（被控訴人）	タイ知的財産局

【事件の要約】

特許第 64697 号「炭化水素ストリームからの着色および硫黄含有不純物の除去方法」（特許出願番号 1201000183）の特許権者である原告（控訴人）は、原告（控訴人）の代理人が 10 年目の年金を納付期限の 2019 年 7 月 20 日までに納付しなかったため、特許委員会に対して年金納付期限の延長を請求した。

原告（控訴人）はその請求理由のやむを得ない事情として、原告（控訴人）の旧代理人と新代理人の合併後、当該特許の手続は新代理人が行っており、原告（控訴人）と代理人との間で使用していた特許システムを新代理人が変更し、双方のコンピュータシステムとデータベースの統合で技術的な問題が生じたこと、また原告（控訴人）は当該特許の 10 年目の年金納付を旧代理人に指示し、旧代理人がその指示の受領を確認したため、原告（控訴人）は新代理人が期限内に 10 年目の年金納付を怠ったことを知らず、代理人の合併後、原告（控訴人）が新代理人のデータベースで年金納付の経過を再確認したところ、納付手続が完了されていたため、原告（控訴人）も納付がされたものと理解していた、と説明した。

特許委員会は、原告（控訴人）の請求を検討し、2021 年第 3 回特許委員会の決議に基づき、2021 年 11 月 19 日付の特許委員会決定 No. Por Nor 0702-21136-38 にて 10 年目の年金の納付期限の延長は認められないことを原告（控訴人）に通知した。

原告（控訴人）はその決定に不服として、特許委員会決定を取消し、当該特許の 10 年目の年金納付を認め、法に基づく当該特許の手続を進めるよう特許委員会に命じることを、知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）に請求した。

CIPITC が原告（控訴人）の請求を棄却したため、原告（控訴人）は控訴裁判所に控訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2542 年（1999 年）改正 特許法第 43 条第 5 段落

【原告（控訴人）の主張】

・ CIPITC が、仏暦 2542 年（1999 年）改正 特許法第 43 条第 5 段落の「やむを得ない事情」を、妨害事件、または特許権者もしくはその代理人の誤り、注意、一般的な過失によって引き起こされるものではなく、制御できず介在する事象を含む合理的な理由と厳格に解釈することは、法の精神に反する。

【被告（被控訴人）の主張】

・ 原告（控訴人）はタイ知的財産局に対して特許を登録するため、特許出願の手続を代理人に委任した。従って、代理人は特許の手続の一部であるその他の費用の納付を含め、年金納付手続を進める権限と義務を有する。

・ 当該特許が付与された後、被告（被控訴人）の担当官は特許登録証を特許権者に送付し、同時に年金を毎年納付すること、また年金の納付は、特許の権利期間 5 年目以降、毎年行うことを通知した。原告（控訴人）は、当該特許について 5 年目から 9 年目の年金を 1 度に納付する申請をおこなった。

・ 10 年目の年金納付について、被告（被控訴人）の担当官は、原告（控訴人）の代理人に対し、2019 年 7 月 20 日までに年金を納付すること、また原告（控訴人）が同期限までに納付しなかった場合には 2019 年 11 月 17 日までに年金と罰金（年金の費用の 30%）を納付し、この期限までに年金と罰金を納付しなかった場合に当該特許は取り消される旨を通知していた。納付期限が到来したが、原告（控訴人）は 10 年目の年金を納付しなかった。そのため、知的財産局長は、当該特許の取り消しを検討するための報告書を特許委員会に提出し、特許委員会は当該特許を取り消すことを決定した。

・ 原告（控訴人）の 10 年目の年金の納付期限の延長請求に対し、特許委員会がこれを認めなかった理由は、原告（控訴人）が、特許代理人の研修を受けた代理人が特許代理人の登録をおこなう前に 5 年目から 9 年目までの年金を納付していることを考慮したためである。また、特許代理人は、知的財産法の専門家であり、年金の納付について知識、理解、慎重さが要求される。従って、年金の納付に影響を及ぼす問題を引き起こした代理人の合併は、原告（控訴人）と代理人との間の内部問題である。

【下級審】

CIPITC が原告（控訴人）の請求を棄却したため、原告（控訴人）は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点>2021年11月19日付の特許委員会決定 No. Por Nor 0702-21136-38 は合法か否か。

・ 特許法は、法に基づき制限された期間において他人による権利行使を気にせず排他的権利を有する上で特許権者を保護する特許制度管理のために、特許権者による期限内の年金納付を規定している。特許権者は、保護期間は満了していないが保護の享受を希望しない、またはその特許が特許権者に利益をもたらさなくなった場合、年金の納付を停止することができる。その結果、他人は公然と自らの利益追求のために制限なくその特許を使用することができ、これは特許権者の利益保護と公衆の利益保護の間のバランスシステムである。特許権者は、やむを得ない事情として例外的な条件による理由がある場合は、規則に反して手続することができる。法律で直接的にやむを得ない事情の意味を規定していないとしても、それは、制御できない必要不可欠な状況であるという特徴を持つ非常に合理的な理由である問題と理解することができる。原告（控訴人）や代理人の誤りまたは過失によるものではない。

・ 本事件では、原告（控訴人）が10年目の年金の納付を怠る意図はなかったと認めることはできたとしても、原告（控訴人）が主張するコンピュータシステムの技術的な問題が納付を怠った原因ではなく、その原因は、原告（控訴人）の新代理人による特許代理人の義務違反にあった。代理人の義務違反は、仏暦2542年（1999年）改正特許法第43条第5段落に基づくやむを得ない事情ではないため、当該特許の10年目の年金納付期限の延長を認めなかった2021年11月19日付の特許委員会決定 No. Por Nor 0702-21136-38 は合法である。控訴裁判所は、原告（控訴人）の請求を棄却した下級審判決を支持する。

【S&I コメント】

年金の納付は特許法第43条に基づく特許権者の義務であり、本件は原告（控訴人）が代理人に手続を委任しているため、知的財産法の専門家である特許代理人は、年金納付手続について知識、理解、注意しなければならない。年金の未納の原因は特許代理人の義務違反であり、仏暦2542年（1999年）改正特許法第43条第5段落に基づくやむを得ない事情ではないことが明らかになったため、原告（控訴人）は、同条項に基づき特許委員会に年金納付期限の延長を請求するための例外的な理由と主張することはできない。

2. 小特許

(1) 最高裁判決 No. 4984/2565 (2022)

判決日：2022年12月21日

原告（上訴人）	Aqualine Protarget Co., Ltd.
被告（被上訴人）1	タイ知的財産局
被告（被上訴人）2	Mr. Thiti Towiwat

【事件の要約】

原告（上訴人）は、被告（被上訴人）1 が被告（被上訴人）2 に付与した小特許第 6934 号「脂肪捕捉・分離タンク」の全 9 項の請求項に係る発明は、以下(1) から (3) の製品と比較すると、小特許出願日前に製造され広く販売されていた技術と同一であると判断されるため、特許法第 5 条 (1) に基づき新規性を欠くと主張した。

(1) 2007 年に製造販売された、原告（上訴人）製品である脂肪捕捉・分離タンクのモデル「D-MAX」

(2) 1977 年に製造発売された、FM ENVIRONMENTAL LTD.（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）の脂肪捕捉・分離タンクブランド「FATBUSTA」

(3) 2002 年に製造発売された、MIRAE INDUSTRY CO.LTD.（韓国）の脂肪捕捉・分離タンク

また原告（上訴人）は、2008 年 10 月 1 日出願の当該小特許第 6934 号（小特許出願番号 0803001192）の請求項 1 の第 2 段落の「脂肪排出路が垂直方向に配置されている」という内容は、特許法上保護されない科学的または数学的な規則または理論であるために法律上保護されず、当該小特許の付与は無効であると主張した。

第一審において原告（上訴人）は、知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）に対し、当該小特許第 6934 号（小特許出願番号 0803001192）の無効を請求した。CIPITC は当該小特許の無効を決定し、その他の請求は棄却した。被告（被上訴人）2 による控訴裁判所への控訴後、控訴裁判所は CIPITC の判決を修正し、原告（上訴人）の請求を棄却したため、原告（上訴人）は最高裁判所に上訴した。

【引用条文】

・ 仏暦 2542 年（1999 年）改正 特許法第 6 条、第 65 条の 2 (1)、第 65 条の 9、第 65 条の 10

【原告（上訴人）の主張】

・ 被告（被上訴人）2 が権利者である当該小特許第 6934 号の全 9 項の請求項に係る発明は、捕捉部分、分離部分、排出部分の 3 つの機能に分けることができ、これらの機能は、(1) 原告（上訴人）製品である脂肪捕捉・分離タンクのモデル「D-MAX」、(2) FM ENVIRONMENTAL LTD.の脂肪捕捉分離槽ブランド「FATBUSTA」、および(3) MIRAE INDUSTRY CO.LTD.の脂肪捕捉・分離タンクと同じである。その工程は、第一の部分が水源からの水を受け、第二の部分が第一部分からの水を受け取り水と脂肪を分離する。脂肪は水の上に浮き、外部に排出される。従って、被告（被上訴人）2 の当該小特許による発明は先行技術と同一である。

・ 請求項 1 第 2 段落にある脂肪排出路を垂直方向に設置することを記載した内容は、原告（上訴人）の発明とその要旨が相違する発明または新規な創作ではなく、排出は脂肪捕捉・分離タンクの機能の一部に過ぎない。従って、当該小特許に係る発明は新規な発明ではなく、無効である。

【原告（上訴人）側証人の証言】

原告（上訴人）の役員で原告（上訴人）側証人の Thanaphat Pattanasriueang 氏は、(1) 原告（上訴人）の製品である脂肪捕捉・分離タンクのモデル「D-MAX」、(2) FM ENVIRONMENTAL LTD.の脂肪捕捉分離槽ブランド「FATBUSTA」および(3) MIRAE INDUSTRY CO.LTD.の脂肪捕捉・分離タンクの特徴と機能について以下の通り証言し、被告（被上訴人）2 の全 9 項の請求項に係る発明は、その出願日前に製造され、広く販売されていた原告（上訴人）および外国人の創作物と同一であるとする原告（上訴人）の主張を支持した。

(1) 原告（上訴人）製品である脂肪捕捉・分離タンクのモデル「D-MAX」、は 2007 年に製造発売された。タンクはプラスチック製で、蓋を有する。同製品は 3 つの部分から構成され、第一の部分には、水と脂肪の吸入パイプと、脂肪と水を受け取った際に汚れと食品かすを分離するプラスチック製食品かすフィルターがあり、脂肪と水は第二の部分に流れる。第二の部分が脂肪および水を受け取ると、脂肪は浮き、プラスチック ポリ塩化ビニールの管を通じて排出路からタンクの外に流れ、水はタンクに接続するポリ塩化ビニールの管を通じてタンクの外に排出するため第三の部分に流れる。タンクの底には、水および沈殿物の片を流出させてタンクを清潔にするための穴がある。

(2) FM ENVIRONMENTAL LTD.（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）の脂肪捕捉・分離タンクブランド「FATBUSTA」は 1977 年に製造発売された。この製品は 3 つの部分に分けられる。第一の部分には、水と脂肪を水源地から受け取るから管と、食品かすを取るための食品かすフィルターがあり、脂肪と水は第二の部分に流れる。第二の部分が脂肪および水を受け取ると、脂肪は浮き上がり、水は第三の部分に流れ、排水孔を通じてタンクの外への排出される。この製品は、脂肪を除去するために生分解性の脱脂溶液を使用する。

(3) MIRAE INDUSTRY CO.,LTD.（韓国）の脂肪捕捉・分離タンクは 2002 年に製造発売された。この製品は 3 つの部分に分けられる。第一の部分には、水と脂肪を水源地から受け取るから管と、食品かすを取るための食品かすフィルターがあり、脂肪と水は第二の部分に流れる。第二の部分が脂肪および水を受け取ると、脂肪は浮き上がり、水は第三の部分に流れ、排水孔を通じてタンクの外への排出される。脂肪はこの製品からすくい取られ、廃棄される。

【被告（被上訴人）の主張】

・ 被告（被上訴人）2 に対し被告（被上訴人）1 が小特許付与手続を進めた。当該小特許に係る発明は、原告（上訴人）および他の製造者 2 社の発明である先行技術とは発明の要旨が異なる。すなわち、被告（被上訴人）2 の当該小特許に係る発明は 2 つの部分有し、本体と一体化された仕切壁を設置することで分離されている。そのため、丈夫で耐久性があり、漏れない。他の部品を溶接して製造された強度がない原告（上訴人）の脂肪捕捉・分離タンクのモデル「D-MAX」とは異なる。

・ 当該小特許に係る発明は、垂直方向の脂肪排出路を通じて脂肪を排出することができる。一方原告（上訴人）の製品は水平方向の脂肪排出路を通じて脂肪を排出するために使い難く、脂肪を排出しきれないため、この点が当該小特許に係る発明と異なる。また、他の二社の製品は、垂直方向の脂肪排出路を有しておらず、脂肪捕捉・分離タンクブランド「FATBUSTA」は生分解性の脱脂溶液を使用して脂肪を排出し、MIRAE INDUSTRY CO.LTD.の脂肪捕捉・分離タンクは脂肪をすくい取って廃棄する。

【被告（被上訴人）2 側証人の証言】

被告（被上訴人）2 と脂肪捕捉・分離タンクを共同で発明、設計した被告（被上訴人）2 側証人の Thannawat Promwisuttipon 氏は、当該小特許と原告（上訴人）の脂肪捕捉・分離タンクの製造設計の違いについて、当該小特許に係る発明の製造工程は、原告（上訴人）の製造工程と比較して、より強度、耐久性を高め、漏れを起こさないと証言した。また、当該小特許の脂肪排出路は、脂肪排出路が水平方向に設置されている原告（上訴人）の発明に比べ、より使いやすく、かつ、脂肪を排出しきることを目的として、垂直方向に設計されていると証言した。

【最高裁の判断】

<争点> 被告（被上訴人）2 の小特許第 6934 号は有効か否か。

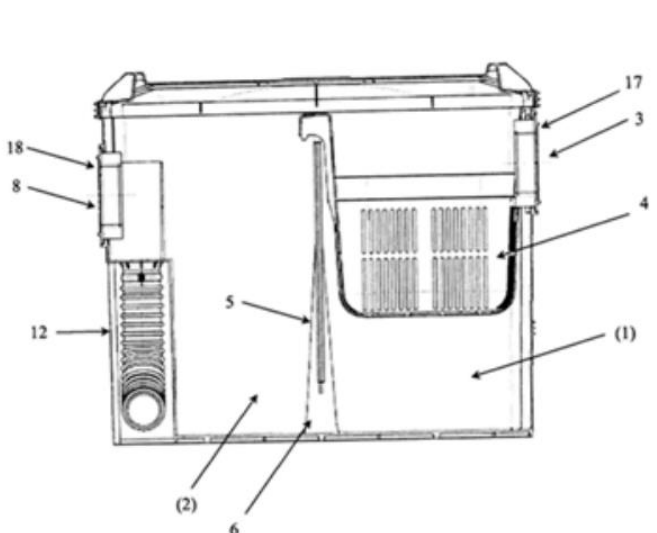
・ 原告（上訴人）代理人の反対尋問に対する被告（被上訴人）2 側証人の容認と事実を検討し、当該小特許に係る発明は、先行技術と使用目的、特徴および重要な構成要素が同一であると認める。すなわち、第一の部分に水源地から液体を受ける部分と食品かすフィルターを有し、水と脂肪とを第二の部分に流し、ほぼ分離された水と脂肪とは、別の部分に流れ、水の流入管よりも低い位置に設置された排水管を通してタンクの外部に流れる。

・ 当該小特許の脂肪排出路の特徴と原告（上訴人）側証人の証言とを検討し、脂肪排出路の設置方法の変更のみでは当該小特許に係る発明の要旨を原告（上訴人）の発明と相違しているとは言えないと認める。従って、当該小特許に係る発明は、先行技術と同一の要旨を有し、新規性を欠く。被告（被上訴人）1 による当該小特許の付与は、特許法第 65 条の 2(1)、第 65 条の 10 および第 6 条に基づき違法であり、当該小特許は第 65 条の 9 第 1 段落により無効である。控訴裁判決を修正し、当該小特許を取り消した CIPITC の判決を支持する。

【S&I コメント】

発明の新規性は、小特許に係る発明の有効性を検討するための条件であり、本事件で被告（被上訴人）2 は、当該小特許に係る発明の要旨が、当該発明に新規性を生じさせるに足る先行技術との相違があることを裁判所に証明することができず、当該小特許が無効とされるに至った。被告（被上訴人）2 が自身の発明を有効なものとし、法に基づく小特許の付与を求めるためには、特許法第 65 条の 2(1)、第 65 条の 10、第 6 条に基づき、小特許出願日前に製造され、広く販売されていた先行技術と異なる本発明の使用目的、特徴、要旨を明確にする必要があった。

【参考①：被告（被上訴人）2 の小特許第 6934 号 代表図面】



(2) 最高裁判決 No. 67/2566 (2023)

判決日：2023 年 1 月 6 日

原告（上訴人）	タイ運輸省陸運局
被告（被上訴人）	Mr. Samart Sarngbanditsakul

【事件の要約】

原告（上訴人）は、被告（被上訴人）の小特許第 7466 号「GPS を利用して読み取り装置の位置を特定しサーバー間でデータを接続することができる、スマートカードからデータを読み取る装置」と、前述の発明にカメラおよび救助要請信号または警告信号の送信ユニットを接続部分へ追加した小特許第 11340 号が新規性に欠け違法であることを理由に当該小特許 2 件の無効を求め、知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）に提訴した。CIPITC が当該小特許 2 件の無効を認めたため、被告（被上訴人）は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所が CIPITC の判決を修正し、原告（上訴人）の請求を棄却したことから、

原告（上訴人）は最高裁判所へ上訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2542 年（1999 年）改正 特許法第 36 条(1)、第 65 条の 9、第 65 条の 10

【原告（上訴人）の主張】

・ 第 65 条で規定する「利害関係人」という文言は、その意味する範囲が広く、製品から利益を求める権利を有する者、または第 36 条(1)に基づく製品を製造、使用、販売、販売のため所持、販売のため提供もしくは輸入する権利を有する者のみに制限されない。この語句を狭く解釈すると、小特許の有効性の審査（※登録後の利害関係人による審査請求の意味）を請求することができない。

【被告（被上訴人）の主張】

・ 原告（上訴人）は当該小特許に関係する利害関係人ではなく、また当該小特許に係る発明は新規性を有する。原告（上訴人）には当該小特許 2 件の無効を裁判所に請求する権利はない。

【最高裁の判断】

<争点>原告（上訴人）は当該小特許第 7466 号および第 11340 号の無効を裁判所に請求する権利を有するか否か。

・ 特許法第 65 条の 9 第 2 段落では、裁判所に小特許の無効を請求する権利を有する者を、利害関係人または検察官に限定している。従って、この利害関係人とは、誰でも良いということではなく、例えば、他人が小特許権者であるために利益を求める権利を失う者のように、小特許権の存在に直接関係し、影響を受ける者だけを意味する。小特許権者の権利について検討すると、第 65 条の 10 および第 36 条(1) は、小特許権者にのみ、小特許製品を製造、使用、販売、販売のための所持、販売のための提供、または輸入する権利を与えている。従って、本事件で利益を求める権利を失う者は、第 65 条の 10 および第 36 条(1)で規定する行為の権利を有する者であり、原告（上訴人）が最高裁に上訴したような広いまたは狭い解釈とは関係ない。原告（上訴人）は小特許権者の独占的行為と同じ行為を行う者ではなくまた、当該小特許 2 件の存在に直接影響し得ない政府機関であるため、第 65 条の 9 第 2 段落に基づき当該小特許 2 件の無効を裁判所に請求する権利を有する利害関係人ではないと認める。控訴裁判決を修正し、原告（上訴人）の請求を棄却する。

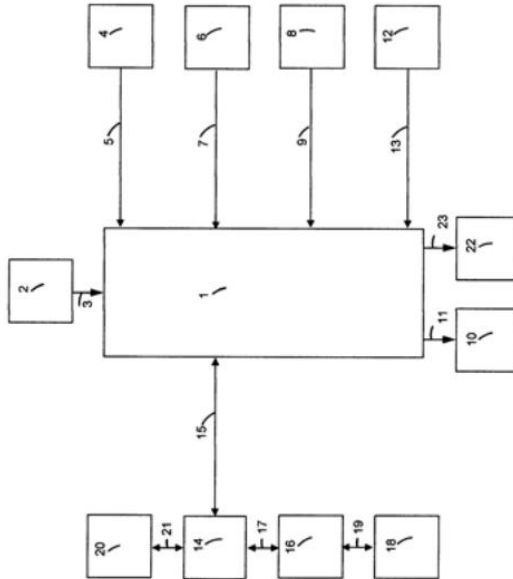
【S&I コメント】

最高裁は、特許法第 65 条で規定する「利害関係人」とは、法律の例外的な条件であるために、当該小特許に関係し、その存在に直接影響される者と解釈している。従って、その意味する範囲は明確に限定されるべきである。

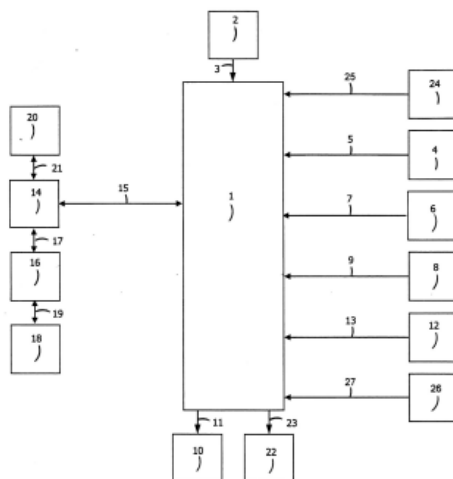
本事件の原告（上訴人）は、当該小特許に関係する、または法に従い排他権を行使されて当

該小特許の利益を求めることによって当該小特許の存在の影響を直接受ける者ではなかったため、裁判所に当該小特許の無効を請求する権利を有しないと判断された。

【参考①：被告（被上訴人）の小特許第 7466 号 代表図面】



【参考②：被告（被上訴人）の小特許第 11340 号 代表図面】



3. 意匠

(1) 控訴裁判決 No. 1117-1118/2566 (2023)

判決日：2023年4月10日

原告（控訴人）	Mr. Chalermchai Mataput
被告（被控訴人）1	San Tech Center Co.,Ltd.
被告（被控訴人）2	Mr. Sunya Kaew Nirun

【事件の要約】

原告（控訴人）は意匠特許「浄化槽」（意匠特許第 63362 号）の意匠権者である。原告（控訴人）は、被告（被控訴人）らが、原告（控訴人）の意匠特許を模倣した浄化槽であることを知りながら入札で浄化槽の見積書を提示したとして、被告（被控訴人）らに対し、250 万バートの損害賠償と年利 7.5%の利息の支払い、また当該意匠特許を模倣した浄化槽の使用停止を知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）に請求した。

被告（被控訴人）らは、被告（被控訴人）1 は 2016 年 12 月 9 日出願のタイ意匠出願番号 1602004680、1602004681、1602004682 の 3 件の意匠出願を有していると主張した。原告（控訴人）はこれらの被告（被控訴人）1 の意匠特許出願 3 件に対して異議申立を行ったが、タイ知的財産局は、被告（被控訴人）1 の出願に係る意匠には新規性があり、原告（控訴人）の意匠とは非類似であると判断した。

CIPITC は、原告（控訴人）の意匠特許第 63362 号は出願日以前からタイで広く使用されており、特許法第 57 条に基づき新規性がないため、当該意匠特許は無効であると判断した。控訴裁判所は下級審判決を支持した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2542 年（1999 年）改正 特許法第 56 条、第 57 条(4)

【原告（控訴人）の主張】

・ 原告（控訴人）は 2016 年 8 月 11 日に出願（出願番号 1602003074）された意匠特許「浄化槽」（意匠特許第 63362 号）の意匠特許権者である。被告（被控訴人）らは 2018 年 11 月 16 日、原告（控訴人）の意匠特許を模倣したものであることを知りながら入札で浄化槽の見積書を提示した。

・ 2022 年 2 月 25 日、原告（控訴人）は被告（被控訴人）に 250 万バートと年利 7.5%の逸失利益の賠償と、原告（控訴人）の意匠特許を模倣した浄化槽の使用停止を求めて CIPITC に対し

て提訴した。

【被告（被控訴人）の主張】

・ 空軍の土木技師は、原告（控訴人）がタイに当該意匠特許を出願する前の 2014 年 5 月 20 日にそれと類似する浄化槽の意匠を提示している。従って当該意匠特許は新規性がない。さらに、特許委員会は 2020 年 4 月 22 日、仏暦 2522 年（1979 年）特許法第 56 条に基づき、当該意匠特許は新規ではないと決定している。当該意匠特許第 63362 号の無効を求める。

【下級審】

原告（控訴人）の意匠特許第 63362 号の無効を命じたため、原告（控訴人）は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告（控訴人）の意匠特許第 63362 号に類似しているか否か。

当該意匠特許は、入札で見積が提示された被告（被控訴人）の浄化槽の意匠と類似していると認める。両者の意匠特許の図面の線は同一ではなく、図面の線の数が異なるが、模様の要素は意匠特許の請求の範囲に含まれない。つまり、この差異は人々に違いを識別させる重要な要素ではない。

<争点②>原告（控訴人）の意匠特許第 63362 号は有効か否か。

当該意匠特許は、2016 年の出願日より前の 2010 年にインターネット上で公表された意匠と類似する。その意匠は、当該意匠特許の出願前にタイ国内で広く使用されており、当該意匠特許はその意匠の模倣であると認める。原告（控訴人）の当該意匠特許は、特許法第 57 条(4) より新規性がなく、無効であり、取り消されるべきである。

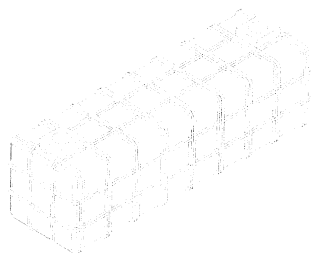
<争点③>被告（被控訴人）らは原告（控訴人）の意匠特許第 63362 号の浄化槽を模倣して原告（控訴人）を侵害したか否か。

原告（控訴人）の意匠特許第 63362 号は無効であり、取り消される。従って、侵害される特許権は存在しない。下級審の判断を支持する。

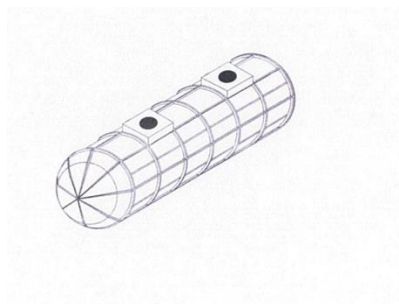
【S&I コメント】

本事件の判決は、意匠特許の類似性の判断方法について述べたものである。裁判所は、図面の線の数は模様の要素に過ぎず、その差異は意匠特許の請求の範囲に含まれず、重要な特徴ではないと明確に述べている。ここから、意匠特許の非類似性が認められるには、一般の人々がその違いを識別できるような特徴を示さなければならないことがわかる。

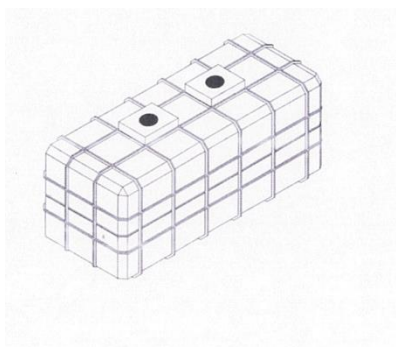
【参考①：原告（控訴人）の意匠特許代表図面（意匠特許第 63362 号／出願番号 1602003074）】



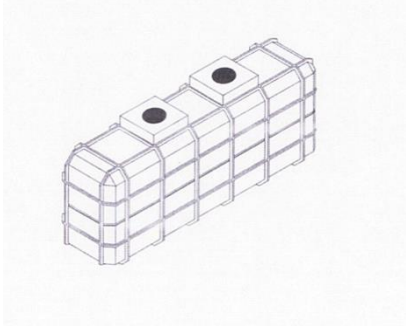
【参考②：被告（被控訴人）1 の意匠特許出願代表図面（意匠出願番号 1602004680）】



【参考③：被告（被控訴人）1 の意匠特許出願代表図面（意匠出願番号 1602004681）】



【参考④：被告（被控訴人）1 の意匠特許出願代表図面（意匠出願番号 1602004682）】



(2) 控訴裁判決 No. 4552 / 2566 (2023)

判決日：2023年8月29日

原告（被控訴人）	TSD and Dinary Herbal Soap Company Limited
被告（控訴人）	Miss Thitirat Kamdang

【事件の要約】

原告（被控訴人）は化粧品と石けんを製造している。被告（控訴人）は箱の模様に関する意匠特許第 62668 号の所有者である。原告（被控訴人）は被告（控訴人）の意匠特許と類似する模様を有するパッケージの使用者であり、販売業者である。

2020年6月17日、被告（控訴人）は警察とともに原告（被控訴人）の事務所で総額 30 万バーツ相当の石けんパッケージを押収したが、原告（被控訴人）は、被告（控訴人）の意匠特許には新規性がないと主張した。知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）における審理の際、被告（控訴人）は裁判所に出廷しなかった。CIPITC は、被告（控訴人）の意匠特許第 62668 号を取り消し、被告（控訴人）に弁護士費用 20,000 バーツおよび訴訟費用 5,000 バーツの支払いを命じた。

被告（控訴人）は控訴裁判所に控訴したが、控訴裁判所は、当該意匠特許は出願日前に既に公表されており新規性がないと判断し、下級審判決を支持して当該意匠特許の無効を命じた。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2542 年（1999 年）改正 特許法第 56 条、第 64 条第 2 段落

【原告（被控訴人）の主張】

・ 原告（被控訴人）は化粧品と石けんを製造している。原告（被控訴人）は、被告（控訴人）の意匠特許第 62668 号と類似する模様の石けんパッケージの使用者であり、販売業者であるが、被告（控訴人）の意匠特許は、意匠出願日以前からタイで広く使用されており新規性はない。従っ

て、当該意匠特許は違法に付与されたものである。意匠特許第 62668 号の無効を求める。

【被告（控訴人）の主張】

・ 当該意匠特許は 90 日間の公開期間に異議申立を受けなかった。審査官は、当該意匠特許権を付与する前に、タイおよび海外のデータベースを調査している。原告（被控訴人）の証拠は、商品の写真、電子メール、管理下にある化粧品の販売または輸入申請書が示されたパンフレットで、これらの証拠は原告（被控訴人）が容易に手配できるものである。従って、これらの証拠は無効である。

【下級審】

被告（控訴人）の意匠特許第 62668 号を取り消し、被告（控訴人）に弁護士費用 20,000 バーツおよび訴訟費用 5,000 バーツの支払いを命じたため、被告（控訴人）は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告（被控訴人）には異議申し立て及び本件訴訟に関し請求人適格又は当事者適格を満たすか否か。

・ 特許法第 64 条第 2 段落（何人も、意匠特許の有効性について異議を申し立てることができる。当該意匠特許の利害関係人又は公訴官は、意匠特許の無効を裁判所に請求することができるものとする。）により、異議申し立ては利害関係人のみに限定されないことから、原告（被控訴人）は当事者適格要件を満たすと認める。

・ 原告（被控訴人）の事務所における強制捜査の際に原告（被控訴人）の権利が侵害されたため、原告（被控訴人）は利害関係人である。また原告（被控訴人）は、被告（控訴人）の無効な意匠特許権により損害を受けたと主張している。従って、原告（被控訴人）は本訴訟の当事者適格要件を満たす。

<争点②>被告（控訴人）の意匠特許には新規性があるか否か。

・ 被告（控訴人）は 2015 年 12 月 21 日に箱の模様に係る意匠特許出願を行い、タイ知的財産局は 2018 年 5 月 24 日に当該意匠特許を登録した。当該意匠特許の請求の範囲である 7 枚の図面と原告（被控訴人）の商品のカatalogの写真を考慮すると、当該意匠特許出願の図面は原告（被控訴人）のカatalogのアロエベラの写真と同じ形状および模様を有すると認める。

・ 2009 年以降、原告（被控訴人）は、原告（被控訴人）と印刷会社との間の見積書、納品書および電子メールで示される通り、この模様を石けんパッケージに使用し販売している。従って、当該意匠特許出願は、出願前にこれらの文書で公表されており、新規性はない。当該意匠特許は無効であり、取り消されるべきであると認める。

<争点③> 当該意匠特許の公開期間中に異議申立があったか否か。

・ 被告（控訴人）は下級審に出廷していないため、控訴審ではこの争点は考慮しない。下級審で争われなかった争点を控訴審は考慮しない。

【S&I コメント】

パッケージの意匠特許権は、タイの競争市場で自らの製品を保護する重要な役割を果たす。市場に参入する前に、通常、コンビニエンスストアやショッピングモールから、侵害問題を回避するため意匠特許出願または登録証の提示が要求される。パッケージの意匠特許権は、発明特許権や営業秘密などの他の知的財産権と比較して、侵害を証明しやすい。また、類似のパッケージを発見することが容易なため、強制捜査を実施しやすい。

特に美容・化粧品業界では、競合他社を市場から排除するための戦略として、意匠特許権を利用するケースが多く見られる。コンビニエンスストアやショッピングモールの本社に意匠権侵害に対する警告書が送付されると、侵害品は直ちにタイ全土の棚から撤去されることになる。

本事件も、類似のアロエベラ石けんの化粧品を販売している競合他社を排除するために意匠特許権を利用した事例である。

【参考①：被告（控訴人）の意匠特許代表図面（意匠特許第 62668 号／出願番号 1502004358）】



(3) 控訴裁判決 No. 1895/2565 (2022)

判決日：2022年10月26日

原告（被控訴人）	J. Klass Commercial Co.,Ltd
----------	-----------------------------

被告（控訴人）1	タイ知的財産局
被告（控訴人）2	タイ知的財産局 局長

【事件の要約】

原告（被控訴人）はタイ知的財産局（DIP）に意匠「椅子」を出願した（意匠特許出願番号 1702005036）が、DIP はその出願日前にタイにおいて当該意匠がカタログで開示されていたことを理由に当該出願を拒絶した。原告（被控訴人）は特許委員会に不服を申し立てたが、特許委員会も当該意匠特許出願の出願日前にタイにおいて開示されたカタログを理由に当該意匠に新規性はないと判断した。

知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）は、原告（被控訴人）の意図はこのカタログを DIP 担当官のみに配布させることであり、一般向けではなかったとして、当該意匠特許の新規性を認めたため、被告（控訴人）らは控訴裁判所に控訴した。原告（被控訴人）の証人は、DIP 審査官にカタログを渡したが、DIP 審査官がそれを公表しないよう助言したため、原告（被控訴人）は審査官の助言に従いカタログを公表しなかったと主張した。控訴裁判所は当該意匠特許の新規性を認める下級審の判決を支持した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2542 年（1999 年）改正 特許法第 57 条(4)

【原告（被控訴人）の主張】

2020 年 2 月 28 日、原告（被控訴人）は CIPITC に対して以下の通り主張した。

- ・ カタログは社内でのみ使用するために作成され、カタログに掲載する写真を一般に公表していない。従って、被告（控訴人）らがこのカタログの複製物を意匠出願の審査に利用したことは、公開文書からの審査ではないため違法である。このカタログは、参考用に DIP 担当官に提出したものである。

- ・ このカタログには発行日時が記載されていない。「since 1987」という英語の表示は原告（被控訴人）の会社が設立された年である。被告（控訴人）らは、カタログに記載された年の意味を取り違えている。

- ・ 当該意匠特許には新規性がある。当該意匠特許は、高齢者がベッドなど高い場所に上るために使用することを目的としている。原告（被控訴人）は四角い形状から当該意匠特許を創作したが、その要素は従来の意匠とは異なり、当該意匠特許に類似する先行意匠はなかった。従って、原告（被控訴人）の当該意匠特許には新規性がある。

- 原告（被控訴人）の意匠出願番号 1702005036 の登録を拒絶した被告（控訴人）2 の命令および特許委員会の決定第 43/2563 号を取り消し、被告（控訴人）に当該意匠特許の登録を命じるよう求める。

【被告（控訴人）の主張】

- 原告（被控訴人）は 2017 年 12 月 15 日に当該意匠を出願し、90 日間の出願公開期間中に異議申立てはなかった。その後の審査で、審査官は、カタログ「jklass since 1978 Model No. JK-120R Published in 2016」に当該意匠が掲載されていることを確認した。当該意匠とカタログの意匠を比較したところ、特許法第 57 条(4)に基づき両意匠は模倣と認められるほどに類似すると判断したため、審査官は当該意匠出願を拒絶した。

- その後、原告（被控訴人）は 2020 年 2 月 28 日に特許委員会に不服を申し立てた。特許委員会は、原告（被控訴人）のカタログ作成の意図は、このカタログを内部で使用するためだけでなく、一般に公表するためであると判断した。さらに、原告（被控訴人）は 2017 年 3 月 8 日から 12 日に開催された家具の展示会 TIFF2017 に出展し、そのカタログを配布したという DIP 意匠部からの情報があった。これは出願日の 2017 年 12 月 15 日より前のことである。

- 原告（被控訴人）と DIP 意匠部は、このカタログが DIP 意匠部に渡されたという事実を認めている。従って、2016 年には、DIP 担当官はこのカタログが出願日前に存在していたことを知っている。

- 意匠特許審査では、意匠の形状と外観のみを考慮すべきで、折り畳み機能または適格性については考慮すべきではない。裁判所に対し、本件を棄却するよう求める。

【下級審】

CIPITC は当該意匠には新規性があると判断したため、被告（控訴人）らは控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点> 被告（控訴人）および特許委員会の決定は適法か否か。

- この争点を判断するために、まず、カタログが出願日前に発行されたか否かを検討しなければならない。原告（被控訴人）側の証人は、原告（被控訴人）の代表が DIP の意匠担当官と面会し、展示会における意匠の公表について相談したと証言した。原告（被控訴人）はこの展覧会で公表するためにカタログを作成し、相談した時点でこのカタログはどこにも公表されていなかった。

原告（被控訴人）の代表は、相談の際、参考用に意匠担当官にカタログ 1 冊を渡した。意匠担当官は、出願前の意匠特許を一般に公表してはならないと助言した。

・ 原告（被控訴人）は意匠担当官の助言に背くことはできず、損害を回避するためにカタログの公表を中止したと認める。従って、当該意匠特許の出願日前に公衆に公表されたことを証明する証拠はない。

・ また、家具の展示会 TIFF2017 で配布されたフェアカタログでは、原告（被控訴人）の意匠特許と類似する意匠は確認されなかった。従って、被告（控訴人）2 の命令および特許委員会の決定は違法である。下級審判決を支持し、訴訟費用は免除する。

【S&I コメント】

タイ知的財産局（DIP）の意匠担当官は通常、世界知的所有権機関（WIPO）、米国特許商標庁（USTPO）、欧州特許庁（EPO）、日本特許庁（JPO）、韓国特許庁（KIPO）など、タイ国内外の主要データベースで先行意匠を検索している。弊所の経験では、このようなデータベースではなく、カタログに記載されているため新規性がないとして意匠特許出願を拒絶する審査結果を受領したことはない。従って、原告（被控訴人）の証人が法廷で証言したように、出願人が自らカタログを担当官に渡したものと考えられる。しかし、原告（被控訴人）が実際にカタログを展示会で配布していなかったのか、または出願日前に公表しなかったのかを証明することは非常に困難である。

本事件の判決からは、出願人は出願前に意匠を公表してはならないということを学ぶことができる。DIP 担当官に相談するために意匠のカタログを配布するような場合、出願人は、その意匠が内部使用のためのものであることを示すため、文書に日付とともに「秘密（Confidential）」と記載する必要がある。それによって受け取る担当官はその意匠特許の秘密保持義務を負うこととなる。

意匠特許の機密性とは、出願人が第三者に意匠特許を公開しても、その第三者がアイデアを盗む、または意匠特許に関する情報を公開する心配がないことを意味する。出願人は、意匠を出願する前に、第三者と秘密保持契約を締結する、電子メールでファイルを送信する際にパスワードを設定する、または文書に日付とともに「秘密（Confidential）」の印を押すことにより、意匠の機密性を確保しなければならない。意匠の機密性は、実体審査および訴訟において、新規性欠如の問題に対する確実な証拠となる。

【参考：原告（被控訴人）の意匠特許代表図面（意匠特許出願番号 1702005036）】



4. 商標

(1) 最高裁判決 No. 39/2566 (2023)

判決日：2023年1月4日

原告（被上訴人）	Christopher Kane Limited
被告（上訴人）	タイ知的財産局

【事件の要約】

登録官は他人商標との類似性を理由に原告（被上訴人）の商標出願「**CHRISTOPHER KANE**」（出願番号 902740、第 18 類、指定商品：ハンドバッグ、財布、クラッチバッグ等）を拒絶した。原告（被上訴人）は登録官命令を不服として商標委員会に審判請求した。商標委員会は、当該商標は商標法第 13 条に基づき他人の先行商標と混同を生じるほど類似していないが、個人の姓名からなり、特別な態様で表されていないと判断し、同法第 7 条に基づき識別性の不備を理由に当該商標を拒絶した。

原告（被上訴人）は商標委員会の審決を不服として 2018 年 6 月 25 日に知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）に提訴した。CIPITC は、識別性の不備と判断した商標委員会の審決を取り消す判決を下したため、被告（上訴人）は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は CIPITC の判断を支持し、被告（上訴人）は最高裁に上訴した。最高裁判所は控訴審判決を支持し、さらに他人商標との類似性を理由に当該商標出願を拒絶した登録官命令を取り消すよう命じた。（※原告（被上訴人）は当初、裁判所に対し当該登録官命令の取り消しを求めていたが、CIPITC および控訴裁判所は識別性に関する商標委員会の審決に関してのみ判決を下し、類似性に関する当該登録官命令については言及しなかった。）

【引用条文】

- ・ 仏暦 1991 年商標法第 7 条第 2 段落(1)、第 80 条

【原告（被上訴人）の主張】

- ・ 英国法人である原告（被上訴人）は 2013 年 7 月 29 日、当該商標「**CHRISTOPHER KANE**」を第 18 類に出願し、出願番号 902740 が付与された。
- ・ 原告（被上訴人）は衣料品、バッグ、靴の製造販売業を営んでいる。当該商標は、原告（被上訴人）の創設者である英国のデザイナー Christopher Kane 氏の姓名に由来する。
- ・ 原告（被上訴人）は、商標委員会の審決のうち、当該商標と先行商標の非類似を認められた部分のみに同意し、当該商標に識別性がないと決定した部分については同意できない。
- ・ 当該商標は英国のデザイナーの姓名であるが、通常理解される意味に基づく姓名ではなく、また指定商品の特徴または性質を直接表示しない。商標法第 7 条第 2 段落(1)の「特別な態様で表された」という文言は、商号にのみ適用される。従って、当該商標には識別性があり、登録が認められるべきである。
- ・ 当該商標は広く使用され、当該商標を付した商品は広く流通・宣伝されている。従って、当該商標は第 7 条第 3 段落に基づき使用により識別性を獲得している。
- ・ 裁判所に対し、(i) 当該商標には識別性があり、登録されるべきであると命じ、(ii) 他人商標との類似を理由に当該商標を拒絶した登録官命令第 PorNor.0704/7242、PorNor.0704/3836、ならびに当該商標の識別性を認めなかった商標委員会の審決第 186/2561 号を取り消すよう求める。

【被告（上訴人）の主張】

- ・ 原告（被上訴人）の創設者の姓名に由来する当該商標は、標準フォントのアルファベットで表されており、特別な態様で表されていない。従って、当該商標は第 7 条第 2 段落(1)に基づき識別性を欠く。
- ・ 原告（被上訴人）が提出した証拠は、当該商標を付した商品と他人の商品との違いを公衆または関係する分野の公衆が認識し、理解するまで、当該商標が継続的に流通または宣伝されたことを証明するには不十分である。従って、当該商標はその使用により識別性を獲得していない。
- ・ 登録官命令および商標委員会の審決は合法であるため、原告（被上訴人）の請求を棄却するよう求める。

【下級審】

- ・ CIPITC は 2019 年 6 月 19 日、当該商標の識別性を認めなかった商標委員会の審決を取り消し、被告（上訴人）に対し、当該商標の登録手続を進め、裁判費用および弁護士費用 2,000 バーツを原告（被上訴人）に支払うよう命じた。
- ・ 被告（上訴人）は 2019 年 12 月 3 日、CIPITC の決定を不服として控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所 2020 年 12 月 8 日、裁判費用に関する決定を除き、CIPITC の判決を支持した。
- ・ 被告（上訴人）は 2021 年 4 月 7 日、最高裁判所に上訴した。

【最高裁の判断】

<争点> 当該商標「**CHRISTOPHER KANE**」(出願番号 902740)には識別性があり、登録が認められるべきか否か。

・ 第7条第2段落(法改正前)において、個人名、通常理解される意味に基づかない自然人の姓、法律に基づく法人のフルネーム、または特別な態様で表された商号であって、商品の特徴または性質を直接表示しない場合には識別性があるものとみなすと規定していることから判断すると、第7条第2段落(1)の「特別な態様で表された」という文言は、「商号」にのみ適用され、通常理解される意味を成さない自然人の姓には適用されない。

・ 従って、商標として使用される個人名および自然人の姓が、(i)通常理解される意味に基づく名称または姓ではなく、(ii)その商標が付された商品が他人の商品と異なることを公衆または使用者に認識させ、理解させることができる場合、当該名称(商標)は、特別な態様で表されていなくても識別性を有すると判断する。

・ 本事件において、当該商標は原告(被上訴人)の会社の創設者である自然人の個人の姓名に由来する。当該名称がタイにおいて公衆に通常理解される意味に基づくことを示す事実や証拠はない。さらに、当該名称は、指定商品の特徴または性質を直接表示していない。従って、公衆または使用者は当該商標を付した商品が他人の商品と異なることを認識し、理解することができるため、当該商標は本質的な識別性を有している。当該商標はその識別性が認められるために特別な態様で表されている必要はない。

・ 使用による識別性の点については、最高裁の判断を変えるものではないため検討する必要はない。

【S&I コメント】

登録官および商標委員会は、標準フォントのアルファベットで表示した自然人の個人の姓名からなる複数の商標出願について、自然人の個人の姓名は特別な態様で表されていないため識別性がないという理由で拒絶している。2022年に改定された現行の商標審査マニュアルを見ても、特別な態様で表した自然人の姓名には識別性があるとみなすと記載されている。しかし、裁判所の判断は異なり、第7条第2段落に規定する「特別な態様で表された」という文言は、「商号」にのみ適用され、同条で規定するその他の個人名、通常理解される意味に基づかない自然人の姓、法律に基づく法人のフルネームには適用されないと判断した。


(2) 最高裁判決 No. 260/2566 (2023)

判決日：2023年1月17日

原告(被上訴人)	NAGATA-SONG (THAILAND) CO., LTD.
----------	----------------------------------

被告（上訴人）1-10	商標委員会委員
被告（上訴人）11	Mr. Weradon Wongsalangkul

【事件の要約】

登録商標「 HIKARI」（登録番号第 TM21592 号、第 8 類）の所有者である原告（被上訴人）は、被告（上訴人）11 の商標出願「**HIKARI**」（出願番号 825715、第 7 類）が公告された際に被告（上訴人）11 の商標出願に対して異議申立をした。登録官と商標委員会は、両商標の全体の外観は類似するが、指定商品の区分は異なり、商品の特徴が同じでないとして、被告（上訴人）11 の商標は原告（被上訴人）と混同するほど類似しないと判断した。さらに原告（被上訴人）は異議申立の際、被告（上訴人）11 が悪意で商標を出願したことを証明することができなかった。登録官と商標委員会は原告（被上訴人）の異議申立を退け、被告（上訴人）11 の商標出願の登録手続を進めるよう命じた。

原告（被上訴人）は 2017 年 9 月 18 日、本事件を知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）に提訴したが、CIPITC は原告（被上訴人）の請求を棄却したため、原告（被上訴人）は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所も、原告（被上訴人）商標と被告（上訴人）11 の商標は混同するほど類似していないと判断したが、CIPITC の判断を修正し、被告（上訴人）11 には商標出願を行う権利がないとして、被告（上訴人）11 に対して商標出願を取り下げるよう命じた。被告（上訴人）らは、被告（上訴人）11 の出願権利に関する判決を不服として、最高裁判所に上訴した。最高裁判所は控訴裁判所の判決を修正し、原告（被上訴人）には元々被告（上訴人）11 の商標出願の取消を請求する権利はないとして、原告（被上訴人）請求を棄却した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 1991 年商標法第 8 条(9) (10)、第 13 条、第 44 条
- ・ 仏暦 2539 年知的財産及び国際取引裁判所設置法第 40 条第 2 段落
- ・ 民事訴訟法第 142 条(5)

【原告（被上訴人）の主張】

・ タイ法人である原告（被上訴人）は、第 8 類の商品（鋼材用ハンドドリル、木材整形用プレーナー、鋼材用研磨機）を指定した商標「 HIKARI」（登録番号第 TM21592 号、出願番号 249163）の商標権者である。

・ 原告（被上訴人）商標と被告（上訴人）11 の商標は文字「HIKARI」を共有し、異なる部分は原告（被上訴人）商標に舵の図形がある部分のみで、両商標の称呼は同一する。両商標の指

定商品と区分は異なるが、商品同士は関連するため、両者の商品の販売場所と顧客層は同じであり、公衆が両商標の所有権または出所について混同または誤認する可能性が高い。従って被告（上訴人）11の商標は原告（被上訴人）商標と混同するほどに類似する。

- ・ 原告（被上訴人）は、多数の新聞に原告（上訴人）商標を広告するなどして、自身の商標を継続的に使用してきた。

- ・ 被告（上訴人）11は原告（上訴人）の異議申立に対する答弁書の中で、2011年から「HIRAKI」商標を付したミシンおよびミシン用モーターを輸入販売していたと述べている。「HIRAKI」商標は中国のHIKARI (SHANGHAI) PRECISE MACHINERY SCIENCE & TECHNOLOGY CO., LTD.が所有する商標である。この中国企業は「HIRAKI」商標の下、ミシンおよびミシン用モーターを販売し、世界各国に販売代理店を有していた。被告（上訴人）11は、「HIRAKI」商標を自ら創作しておらず、商標権者でもない。従って同商標を出願する権利はなく、不正に出願した。

- ・ 裁判所に対し、(i)商標委員会の審決第7/2560号について被告（上訴人）11の商標出願番号825715に関連する部分の取消、(ii)商標委員会の審決第147/2560号の取消、(iii)被告（上訴人）11の商標出願番号825715の取消を請求する。

【被告（上訴人）の主張】

- ・ 被告（上訴人）1-10は、登録官の命令および決定に対する審判請求を検討する任務を負う商標委員会である。

- ・ 原告（被上訴人）商標と被告（上訴人）11の商標は外観と称呼が類似するが、両商標の指定商品の区分は異なる。また両商標の指定商品は、そのカテゴリーと販売場所が異なり、使用目的も明らかに異なる。従って、両商標の指定商品は同じ特徴を持たない。

- ・ 原告（被上訴人）商標は著名商標ではない。

- ・ 被告（上訴人）11は、第7類のミシンおよびミシン用モーターを指定して商標「**HIKARI**」（出願番号825715）を出願した。

- ・ 被告（上訴人）11はKor.viwat Sewing Co., Ltd.の取締役である。同社は、工業用ミシン、織機およびそれらの部品・器具の輸入業を営んでいる。被告（上訴人）11は製造業者ではなく、輸入業者である。

- ・ 被告（上訴人）11が悪意で商標を出願したことを証明する事実および証拠はない。

【下級審】

CIPITC は 2018 年 12 月 20 日、原告（被上訴人）の請求を棄却したため、原告（被上訴人）は 2019 年 8 月 30 日、控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は 2020 年 5 月 7 日、CIPITC の判決を修正し、

(i) 商標委員会の審決第 7/2560 号について、被告（上訴人）11 の商標出願 825715 号に関連する部分の取消、(ii) 商標委員会の審決第 147/2560 号の取消、(iii) 被告（上訴人）11 の商標出願 825715 号の取消を命じた。

被告（上訴人）らは、被告（上訴人）11 の出願権利に関する判決を不服として、2020 年 4 月 8 日に最高裁判所に上訴した。

※控訴裁判所は、原告（被上訴人）商標と被告（上訴人）11 の商標は非類似と判断した。当事者はこの判断に上訴しなかったため、両商標の類否判断は控訴裁判所の判決に従い終了した。

【最高裁の判断】

<争点> 被告（上訴人）11 は商標出願番号 825715 を出願する権利を有していたか否か。

・ 本事件について、まず原告（被上訴人）の提訴権を検討すべきである。

商標法第 44 条に基づき、タイにおける登録商標の所有者は、登録された区分と商品について登録商標の独占的権利を有する。従って、原告（被上訴人）の商標権の保護範囲は、登録された第 8 類の商品（鋼材用ハンドドリル、木材整形用プレーナー、鋼材用研磨機）を指定した文字「HIKARI」および舵の図形からなる商標のみである。

原告（被上訴人）商標と被告（上訴人）11 の商標の区分は異なり、両商標の指定商品はその特徴が異なるため、原告（被上訴人）には、被告（上訴人）11 が第 7 類のミシンおよびミシン用モーターに文字「HIKARI」の使用することを阻止する権利はない。

・ 被告（上訴人）11 の商標が登録商標と混同するほど類似せず、公衆が商品の所有権または出所について混同または誤認する恐れがない場合、被告（上訴人）11 には「HIKARI」商標を出願する権利がないと主張する原告（被上訴人）の行為は、商標法第 44 条に基づく原告（被上訴人）の商標権の範囲に含まれない。従って、原告（被上訴人）には、裁判所に対して被告（上訴人）11 の商標出願の取消を請求する権利はない。

・ 原告（被上訴人）の提訴権の問題は、公序良俗に関わる法的問題である。当事者はこの問題を上訴していないが、知的財産及び国際取引裁判所設置法第 40 条第 2 段落および民事訴訟法第 142 条(5)に基づき、最高裁判所はこの問題を提起し、解決する権限を有する。

・ 控訴裁判所の判決を支持せず、原告（被上訴人）の請求を棄却する。被告（上訴人）らの上訴は最高裁判所の判決を変更するものではないために検討をおこなわない。

【S&I コメント】

・ 最高裁は、原告が裁判所に訴訟を提起し他人の商標の取消を請求する権利は、公序良俗に関わる法的問題であり、最高裁が自らこの問題を提起する権限を有すると判断した。

・ 原告（被上訴人）商標と被告（上訴人）11 の商標を比較すると、その外観は類似しており、称呼も同一だが、両商標の区分は異なり、互いの指定商品は同じ特徴を持たない。従って、原告（被上訴人）が被告（上訴人）11 の取消を求めて提訴した行為は原告（被上訴人）の商標権の範囲外であり、原告（被上訴人）には提訴権がないと最高裁は判断した。ここから、商標の区分は異なるが指定商品の特徴が同じ場合（例えば、商品が関連する、同じ分野の業務に使用される、使用方法が同じである、同じ場所で販売される、または商品を購入する使用者・顧客の層が同じ場合）、最高裁判所は本事件とは異なる判断を下す可能性がある。

(3) 控訴裁判決 No. 1791/2565 (2022)

判決日：2022年9月26日

原告（被控訴人）	Hyundai Motor Company
被告（控訴人）1	タイ知的財産局
被告（控訴人）2	Mr. Direk Boontae

【事件の要約】

登録官は、原告（被控訴人）商標「**HYUNDAI BLUELINK**」（第38類）が他人の先行登録商標「**HYUNDAI**」（第9類）と混同するほど類似するとしてその登録を拒絶し、同時に原告（被控訴人）に対し原告（被控訴人）商標の「BLUELINK」の部分に対する権利不要求（ディスクレーム）を命じる登録官命令を発出した。原告（被控訴人）は当該命令に不服として商標委員会に審判請求したが、商標委員会が登録官の命令を支持したため、原告（被控訴人）は2021年2月2日、本事件を知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）に提訴した。

CIPITC が登録官の命令および商標委員会の審決を取り消し、原告（被控訴人）の主張を認める判決を下したため、被告（控訴人）らは控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所はCIPITCの判決を支持した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 1991 年商標法第 13 条、第 17 条、第 80 条

【原告（被控訴人）の主張】

・ 韓国法人である原告（被控訴人）は 2015 年 1 月 20 日、商標「**HYUNDAI BLUELINK**」を出願した（出願番号 970285、第 38 類、指定役務：自動車に関するニュースや情報の電子配信、電気通信機器の貸与等）。

・ 語句「BLUELINK」は商標の要部であり、公衆に原告（被控訴人）商標を記憶させ、注目させ、他人の商標と区別させることができる。

- ・ 原告（被控訴人）商標と引用商標の全体的な外観は異なる。

・ 原告（被控訴人）商標は、自動車等の情報発信サービスに使用されている。一方、引用商標は、電気機器等の商品に使用されている。両商標の販路と顧客層が異なるため、公衆は両商標の商品／サービスの所有権、または出所について誤認混同しない。

・ 語句「BLUELINK」は原告（被控訴人）が創作した語句で、翻訳することはできないため、本質的な識別性を有する。この語句は取引上一般的に使用されていない。従って、この語句について権利不要求する必要はない。

・ 裁判所に対し、(i) 語句「BLUELINK」に対する権利不要求を命じた登録官の命令 No. PorNor.0704/131371 および他人商標を引用した PorNor.0704/131372 を取消し、(ii) 商標委員会の審決 No.812/2563 を取消し、(iii)原告（被控訴人）商標の登録手続を進めるよう被告（控訴人）1 に命じることを請求する。

【被告（控訴人）の主張】

・ 原告（被控訴人）商標に対して引用された他人商標「**HYUNDAI**」は、第 9 類の指定商品（会計機、電子信号の送信機、電気送信機、等）について登録された、韓国法人 Hyundai Heavy Industries Holdings Co., Ltd.名義の登録商標である（出願番号 322108／登録番号第 TM78311 号）。

・ 原告（被控訴人）商標と引用商標は、語句「HYUNDAI」を共有し、称呼は類似する。原告（被控訴人）商標の指定役務である「電気通信機器の貸与」は、他人商標の登録済み指定商品でカバーされ、かつ、同一の性質を有する。他人商標の顧客は、原告（被控訴人）商標のそれと同じまたは関連するため、両商標の商品およびサービスの所有権または出所について誤認混同を生じ

させるおそれがある。従って、原告（被控訴人）の登録は認められない。

- ・ 原告（被控訴人）が提出した証拠は、原告（被控訴人）が商標法第 27 条に基づき誠実に原告（被控訴人）商標を使用し、その登録に値する特別な事情があることを証明するには不十分である。

- ・ 語句「BLUELINK」に対する権利不要求について、同語句は 2 つの部分に分割することができ、それぞれの部分に意味がある。この 2 つの部分全体を翻訳すると、原告（被控訴人）商標のサービスが電気通信ネットワークをグローバルコンピュータネットワークに効率的に接続することを表示し得る。従って、語句「BLUELINK」は原告（被控訴人）商標の指定役務の性質を直接表示し、識別性を持たない。

- ・ 識別性を持たない語句「BLUELINK」が原告（被控訴人）商標の要部ではない場合、原告（被控訴人）は同語句に対して権利不要求をおこなわなければならない。

- ・ 登録官の命令および商標委員会の審決は合法であるため、原告（被控訴人）の請求を棄却するよう求める。

【下級審】

CIPITC は 2022 年 3 月 28 日、原告（被控訴人）の請求通り、登録官命令および商標委員会の審決を取り消すよう命じ、登録官に対して原告（被控訴人）商標の登録手続を進めるよう命じたため、被告（控訴人）らは 2022 年 6 月 7 日、控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 原告（被控訴人）商標「**HYUNDAI BLUELINK**」（第 38 類）は他人商標「**HYUNDAI**」（第 9 類）と同一または類似し、公衆は両商標の商品／サービスの所有権または出所について誤認混同するか否か。

- ・ 原告（被控訴人）商標は、語句「HYUNDAI」と「BLUELINK」の 2 つの要素から構成され、この 2 つの要素は分離できない結合語として組み合わせられている。また、これらの要素は共に商標の要部であり、重要さは同等である。

- ・ 原告（被控訴人）商標と引用商標は共に「ヒュンダイ」と読むことができるが、両商標の全体の外観（フォント、図案、文字数）と全体の称呼は明らかに異なる。

- ・ 原告（被控訴人）商標と引用商標の使用目的は異なる。原告（被控訴人）商標はサービ

スに使用され、他人商標は商品に使用される。原告（被控訴人）の商標は、電気通信機器の貸与等の「サービス」を指定しており、引用商標の登録済み「商品」である電気通信送信機の製造販売事業は行っていない。「サービス」と「商品」は異なる「製品（Product）」とみなす。従って、両商標の顧客層は異なる。

- ・ 両商標は、両商標の外観、称呼、文字の配列、使用目的、区分、指定商品／役務、顧客層のすべての点において異なる。従って両商標の商品およびサービスの所有権または出所について公衆に誤認混同させない。

<争点②>原告（被控訴人）は語句「BLUELINK」について権利不要求する必要があるか。

- ・ 語句「BLUELINK」は辞書による意味を持たない語句である。同語句は意味を持つ「BLUE」と「LINK」という単語から派生したものだが、「BLUE」と「LINK」を分離し、それぞれの単語の意味を商標の翻訳に考慮した登録官および商標委員会の判断は、原告（被控訴人）商標の外観およびデザイン・創作の目的に反する。

- ・ 登録官および商標委員会は、商標を翻訳し理解する際に一般的な基準を用いるべきである。

本件について、登録官および商標委員会は、(i) 語句「BLUELINK」を原告（被控訴人）の指定役務（コンピュータ、無線、国内および国際通信システムを介した情報の送信および受信等）と結びつけ、(ii) 原告（被控訴人）の指定役務が(a)全世界的な通信を意味し得る全世界的なネットワークで提供されるサービスであり、(b)青い惑星である「世界」を意味する「Globe」または「Planet」と関連すると考えた。従ってこの登録官および商標委員会による翻訳は、翻訳者である登録官および商標委員会の想像力を働かせた理解にすぎず、一般市民が翻訳者と同じような理解をするとは限らない。

- ・ 語句「BLUELINK」の文字の配置、称呼、意味は、原告（被控訴人）の指定役務の特徴または性質を直接表示していない（記述的商標ではない）。

- ・ 以上から、語句「BLUELINK」は識別性を持つ。

- ・ さらに、ある種類または商品の区分において語句「BLUELINK」が如何なる者も排他権を持つべきではないことを示す証拠はない。原告（被控訴人）は当該語句について権利不要求する必要はない。

【S&I コメント】

タイの商標登録官は、細かく商標を翻訳し厳格に識別性について審査をおこなう。登録官は通常、商標を構成する各単語の意味を確認するため、創作された語句（結合語）から単語を分離し、それらを全体的に翻訳して指定商品／役務と関連する意味を探そうとする。商標委員会は商標登録官と同じ判断基準で審理をおこなう傾向にあり、商標委員会が商標登録官の命令を支持するケースが多い。

本事件において裁判所は、商標登録官や商標委員会とは異なる判断を下し、商標を翻訳する際は公衆の基準を用いなければならないと、結合語を単語ごとに分離して各単語の意味を確認する作業は商標の外観およびデザイン・創作の目的に反すると明確に指摘した点が注目に値する。

5. 営業秘密

(1) 控訴裁判決 No.257/2565 (2022)

判決日：2022年4月1日

原告（控訴人）	Thai Laos Lignite Co.,Ltd.
被告（被控訴人）	Ratchaburi Electricity Generating Holding Public Co., Ltd. または Ratch Group Public Co., Ltd.

【事件の要約】

原告（控訴人）は、ラオス政府とコンセッション契約を締結していたが、同政府から契約を解除された。原告（控訴人）が主張したところによると、被告（被控訴人）が以前の訴訟で原告（控訴人）の相手方だった Banpu グループと取引を行い、原告（控訴人）の営業秘密である地質調査によって得られた情報を入手し、原告（控訴人）の元取引先であり既に原告（控訴人）との契約を解除していたラオス政府に提示した販売提案書に当該営業秘密を記載した。ラオス政府はその後、被告（被控訴人）および Banpu グループとも契約を締結した。知的財産及び国際取引裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC）は、本事件はすでに提訴の時効を迎えているとして、原告（控訴人）の訴えを棄却した。

原告（控訴人）は控訴裁判所へ控訴したが、控訴裁判所は下級審判決を支持し、控訴費用の免除を命じた。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2545 年営業秘密法第 10 条

【原告（控訴人）の主張】

・ 原告（控訴人）は 1992 年 5 月 29 日にラオス政府と 30 年間の褐炭探鉱および採掘のコンセッション契約を締結した。契約期間中、原告（控訴人）は測量と採掘の専門家を雇い、鉱区の状態を調査するための地質調査を実施し、調査結果から石炭の特性が分析された。調査は 6 年間続き、最終的に 14 項目の具体的な情報が得られた。これらの情報は重要であり、鉱業者や発電事業者の間ではまだ知られていない商業的に価値のある情報であった。原告（控訴人）は得られた情報を 4 つのカテゴリー、すなわち(1) 242 の孔の褐炭の量と質の調査分析データ、(2) 鉱山マスタープラン、(3) 送電線、(4) プロジェクトの実行可能性調査に関する中間報告書に分類し、情報が外部に漏れないように保管する措置を講じた。

・ 2006 年、ラオス政府は原告（控訴人）との契約を解除した。その後、原告（控訴人）は、Banpu グループがラオス政府とコンセッション契約を締結する際に、ラオス政府との間で原告（控訴人）の当該情報を使用したとして、Banpu グループに対して訴訟を起こした。最高裁は原告（控訴人）の主張を認め、Banpu グループに対し、損害賠償として 150 万バーツを支払うよう命じた（最高裁判決 No. 8705-8706/2560）。

・ 2015 年 12 月 9 日、原告（控訴人）は、被告（被控訴人）と Banpu グループが共謀して故意に原告（控訴人）の営業秘密を開示、持込、使用したことを知った。被告（被控訴人）は当該営業秘密を使用して他の組織とコンセッション契約を締結し、そのプロジェクトの資金調達のために金融機関に融資を申請していた。

・ 被告（被控訴人）が過去に得た利益と原告（控訴人）が得たであろう利益の損失から算出した 64 億 5,709 万 7,500 バーツとその年利子 7.5%、および被告（被控訴人）のプロジェクトが終了するまでの将来における利益の損失として、30 億バーツとその年利子 7.5%を請求する。さらには、被告（被控訴人）に対し、懲罰的損害賠償も請求する。

【被告（被控訴人）の主張】

・ 原告（控訴人）の訴状はすべての詳細を明確にしておらず、十分な証拠もないため、原告（控訴人）の主張は明確ではない。また、14 項目の特定情報については、情報を独占的に所有していた Banpu グループから被告（被控訴人）が入手したものであり、被告（被控訴人）はその情報の取得に一切関与していない。また、この 14 項目の特定情報は基本的な情報であり、不正確で有用ではなく、時代遅れの情報であった。これらの情報は、ラオス政府、担当官、金融機関、プロジェクトコンサルタント、Banpu グループを含む潜在的投資家など多くの組織に既に開示されていた。

・ 4 つの情報カテゴリーのうち、カテゴリー(1) から (3) は基本的で大まかな情報に過ぎず、利用することはできなかった。カテゴリー(4) は Banpu グループが作成した報告書であり、Banpu グループが報告書の所有者である。これらの情報は多数に開示され、文書に機密事項とする

表示もなく、秘密を保持するための適切な手段も講じられていないため、営業秘密には該当しない。

- ・ 原告（控訴人）は、Banpu グループとの以前の訴訟で既に損害賠償を受けている。同罪で新たに訴訟を起こしたことは、悪意での権利行使である。

- ・ 原告（控訴人）は、原告（控訴人）と Banpu グループ間の訴訟により、2009 年 1 月以降に被告（被控訴人）および Banpu グループの営業秘密侵害行為を知ったため、原告（控訴人）の訴訟は既に時効を迎えている。原告（控訴人）が被告（被控訴人）に対して本事件を提起したのは 2018 年 12 月 7 日であり、侵害を知った日から 3 年を超えている。また、営業秘密侵害罪は単一の不法行為であり、継続的不法行為ではない。

- ・ 以上から、被告（被控訴人）はすべての容疑を否認し、原告（控訴人）の主張を棄却するよう裁判所に求める。

【下級審】

2020 年 9 月 30 日、CIPITC は本事件を棄却し、原告（控訴人）に対し被告（被控訴人）の弁護士費用を含む 50 万バーツの支払いを命じた。

2021 年 10 月 1 日、原告（控訴人）は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告（控訴人）の提訴は時効を迎えているかどうか。

裁判所はこの争点を以下 a)および b) に分けて検討する。

a) 原告（控訴人）の 4 つのカテゴリーの情報が被告（被控訴人）のプロジェクト提案に使用されたか否か：

- ・ 2007 年に Banpu グループが敗訴した原告（控訴人）と Banpu グループとの間の訴訟において、4 つのカテゴリーの情報が争われた。同年、被告（被控訴人）と Banpu グループは共同開発契約を締結したため、被告（被控訴人）は原告（控訴人）の情報を入手することができた。裁判所は、被告（被控訴人）が原告（控訴人）の情報を入手した後、当該情報を被告（被控訴人）のプロジェクトの提案資料に使用したと認める。

- ・ その他の証拠について、被告（被控訴人）が作成した報告書「ラオス国ホンサー炭鉱口発電プロジェクト鉱山マスタープラン」を、原告（控訴人）の情報カテゴリー(4)である「ラオス国ホンサー炭鉱プロジェクトの事業化可能性調査中間報告書」と比較し、裁判所は、原告（控訴人）の情報が被告（被控訴人）の鉱山マスタープランに含まれていることを認める。

- ・ また、被告（被控訴人）に情報提供の要求がされた文言が記載された被告（被控訴人）とタイ国電力公社との間で締結された電力購入契約から、裁判所は、要求されている情報には原告（控訴人）の情報も含まれていたと認める。

b) 被告（被控訴人）が原告（控訴人）の情報の利用に関与していることを原告（控訴人）が知った時期：

- ・ この点に関して、被告（被控訴人）は、2007年に原告（控訴人）がBanpuグループを相手取って訴訟を提起した際、被告（被控訴人）とBanpuグループとの間の共同事業の可能性に関する多くの文書が裁判において明らかにされる必要のあったことを立証した。原告（控訴人）は、2009年と2011年から2012年にかけて、原告（控訴人）の主張を裏付ける証拠となる文書の提出を被告（被控訴人）に求める申し立てを数回行った。その文書とは、原告（控訴人）の情報が記載されていると本事件で原告（控訴人）が主張する文書で、例えば、可能性調査情報、融資可能性の分析情報、投資契約書、通信文書、被告（被控訴人）とBanpuグループとの間の会議議事録、融資申請書を裏付ける文書、コンセッションプロジェクトへの投資参加に関する被告（被控訴人）の取締役会および株主総会の決議などであった。従って、原告（控訴人）は当時から侵害を知っていた。この時期は、被告（被控訴人）とBanpuグループが共謀して原告（控訴人）の営業秘密を盗んだと過去の訴訟で証言した原告（控訴人）の証人3名の証言と一致する。この証言は2009年から2011年の間に行われたものである。

- ・ 原告（控訴人）は2009年から2010年の間に行われた行為について被告（被控訴人）を訴えた、または遅くとも原告（控訴人）は2012年に被告（被控訴人）の行為を知っていたはずであると認める。しかし、原告（控訴人）は2018年12月7日に被告に対して訴状を提出した。そのため、"営業秘密の管理者が権利侵害されていると知り、かつ侵害者を認識した日から3年を経過した場合、いかなる営業秘密権の侵害事件においても訴訟を起こすことを禁ずる。"と規定する仏暦2545年営業秘密法第10条に基づき、原告（控訴人）の主張は既に時効となっており認められない。

<争点②> 営業秘密侵害は単一の不法行為か継続的不法行為か？

- ・ 営業秘密法は主として秘密保持を保護することを目的とするものであり、既に公衆に開示された創作物を保護する他の知的財産法とは異なる。従って、営業秘密が不正に流用された場合、侵害はその行為が行われた瞬間で完了する。他の法律における侵害のような継続的不法行為とはみなされない。

- ・ Banpuグループとラオス政府コンセッションプロジェクトには、原告（控訴人）の4つのカテゴリーの情報が関連する面が多くあった。この秘密情報が使用された時点で、侵害行為は完

了したと考えられる。言い換えれば、被告（被控訴人）が原告（控訴人）の営業秘密を入手し、その営業秘密情報に基づいてデータを改良した時点で侵害行為は完了した。その後の行為は、褐炭鉱山の準備工事、道路工事、採掘工事などのプロジェクトの作業または実施であり、これらの行為は、分析された情報に基づいて設定された計画および手順に従った作業に過ぎない。従って、被告（被控訴人）の行為は継続的不法行為ではない。

原告（控訴人）の訴えを棄却した下級審判決を支持し、控訴段階における裁判費用は免除する。

【S&I コメント】

本事件は、争点がいくつかあったものの、時効が主な争点となった事件である。原告側は、2015年12月9日に知り、3年の時効が消滅する前の2018年12月7日に訴状を提出したが、時効について被告（被控訴人）が丁寧に実証することで、知った時から3年が経過しているとして原告側が敗訴した。営業秘密法の時期的要件についても裁判では十分に考慮される点、留意すべきである。また、営業秘密の侵害行為については、継続的不法行為ではなく、単一的な不法行為であるとされた点でも興味深い。